

◎ 東日本旅客鉄道株式会社旅客営業規則の一部改正

東日本旅客鉄道株式会社旅客営業規則の一部を次のように改正し、2021年5月27日から施行する。

改正前 (前略)	改正後 (前略)
<p>(普通乗車券の発売)</p> <p>第26条 旅客が、列車に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、片道乗車券、往復乗車券又は連続乗車券を発売する。</p> <p>(1) 片道乗車券 普通旅客運賃計算経路の連続した区間を片道1回乗車（以下「片道乗車」という。）する場合に発売する。ただし、第68条第4項の規定により営業キロ、擬制キロ又は運賃計算キロを打ち切って計算する場合は、当該打ち切りとなる駅までの区間のものに限り発売する。</p> <p>(2) 往復乗車券 往路又は復路とも片道乗車券を発売できる区間であって、往路と復路の区間及び経路が同じ区間を往復1回乗車（以下「往復乗車」という。）する場合に発売する。ただし、往路と復路の経路が異なる場合であっても、その異なる経路が第16条の3に掲げる左欄及び右欄の経路相互である場合は往復乗車券を発売する。</p> <p>(3) 連続乗車券 前各号の乗車券を発売できない連続した区間（当該区間が2区間のものに限る。）をそれぞれ1回乗車（以下「連続乗車」という。）する場合に発売する。</p>	<p>(普通乗車券の発売)</p> <p>第26条 旅客が、列車に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、片道乗車券、往復乗車券又は連続乗車券を発売する。</p> <p>(1) 片道乗車券 普通旅客運賃計算経路の連続した区間を片道1回乗車（以下「片道乗車」という。）する場合に発売する。ただし、第68条第4項の規定により営業キロ、擬制キロ又は運賃計算キロを打ち切って計算する場合は、当該打ち切りとなる駅までの区間のものに限り発売する。</p> <p>(2) 往復乗車券 往路又は復路とも片道乗車券を発売できる区間であって、往路と復路の区間及び経路が同じ区間を往復1回乗車（以下「往復乗車」という。）する場合に発売する。ただし、往路と復路の経路が異なる場合であっても、その異なる経路が第16条の3に掲げる左欄及び右欄の経路相互である場合は往復乗車券を発売する。</p> <p>(3) 連続乗車券 前各号の乗車券を発売できない連続した区間（当該区間が2区間のものに限る。）をそれぞれ1回乗車（以下「連続乗車」という。）する場合に発売する。</p> <p><u>(普通乗車券の発売方)</u></p> <p><u>第26条の2 次の各号に掲げる場合は、前条及び第68条第4項の規定により、それぞれ片道乗車券又は連続乗車券を発売する。</u></p> <p><u>(1) 環状線一周となる経路の場合は、片道乗車券を発売する。</u></p> <p><u>(2) 営業キロ又は第14条の2に規定する擬制キロ若しくは運賃計算キロを打ち切って普通旅客運賃を計算する場合は、前条第2号の場合を除き、環状線一周となる駅又は折返しとなる駅を着駅及び発駅とする連続乗車券を発売する。</u></p>
(中略)	(中略)

改正前	改正後
<p>(急行券の発売)</p> <p>第57条 旅客が、急行列車に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、急行列車ごとに特別急行券又は普通急行券を発売する。</p> <p>(1) 特別急行券</p> <p>イ 指定席特急券</p> <p>(イ) 特別急行列車の座席車若しくは寝台車に乗車し、指定席若しくは寝台を使用する場合又は第13条第3項の規定により寝台車に乗車する場合に、乗車する日、列車、旅客車、座席及び乗車区間を指定して発売する。ただし、新幹線の特別急行列車の特別車両以外の個室に対しては、次に掲げる場合に限って発売する。</p> <p>a 個室設備定員と同一の人員が乗車するとき</p> <p>b 設備定員が複数の個室にあっては、乗車旅客の全員が当該個室を同一区間乗車するとき</p> <p>(ロ) 前(イ)の規定にかかわらず、特別車両又は寝台車に乗車する場合(第13条第3項の規定により寝台車に乗車する場合を除く。)は、旅客車及び座席を指定しない。</p> <p>(ハ) 前(イ)の規定は、新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の特別車両以外の個室に対する指定席特急券の発売に準用する。</p> <p>(ニ) 前(イ)の規定にかかわらず、旅客が別表第1号の2に定める列車群に含まれるいずれかの特別急行列車の特別車両及びコンパートメント個室以外の座席車に乗車する場合で、乗車列車、旅客車及び座席を指定しないことを希望するときは、使用開始後に満席等により一部又は全部の区間で座席を使用できない場合であっても、特別急行料金の払いもどしを請求しないことを条件として、未指定特急券を発売することがある。</p> <p>ロ 立席特急券</p> <p>別に定める特別急行列車の特別車両以外の座席車又は第13条第3項の規定によりB寝台を設備した寝台車に乗車する場合に、乗車する日、列車及び乗車区間を指定し、座席の使用を条件としないで発売する。ただし、乗車する列車を限定しないで発売することがある。</p> <p>ハ 自由席特急券</p> <p>別に定める特別急行列車の特別車両以外の座席車又は第13条第3項の規定によりB寝台を設備した寝台車に乗車し、自由席(別に定める区間における特別急行列車の座席を含む。以下同じ。)を使用する場合に、乗</p>	<p>(急行券の発売)</p> <p>第57条 旅客が、急行列車に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、急行列車ごとに特別急行券又は普通急行券を発売する。</p> <p>(1) 特別急行券</p> <p>イ 指定席特急券</p> <p>(イ) 特別急行列車の座席車若しくは寝台車に乗車し、指定席若しくは寝台を使用する場合又は第13条第3項の規定により寝台車に乗車する場合に、乗車する日、列車、旅客車、座席及び乗車区間を指定して発売する。ただし、新幹線の特別急行列車の特別車両以外の個室に対しては、次に掲げる場合に限って発売する。</p> <p>a 個室設備定員と同一の人員が乗車するとき</p> <p>b 設備定員が複数の個室にあっては、乗車旅客の全員が当該個室を同一区間乗車するとき</p> <p>(ロ) 前(イ)の規定にかかわらず、特別車両又は寝台車に乗車する場合(第13条第3項の規定により寝台車に乗車する場合を除く。)は、旅客車及び座席を指定しない。</p> <p>(ハ) 前(イ)の規定は、新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の特別車両以外の個室に対する指定席特急券の発売に準用する。</p> <p>(ニ) 前(イ)の規定にかかわらず、旅客が別表第1号の2に定める列車群に含まれるいずれかの特別急行列車の特別車両及びコンパートメント個室以外の座席車に乗車する場合で、乗車列車、旅客車及び座席を指定しないことを希望するときは、使用開始後に満席等により一部又は全部の区間で座席を使用できない場合であっても、特別急行料金の払いもどしを請求しないことを条件として、未指定特急券を発売することがある。</p> <p>ロ 立席特急券</p> <p>別に定める特別急行列車の特別車両以外の座席車又は第13条第3項の規定によりB寝台を設備した寝台車に乗車する場合に、乗車する日、列車及び乗車区間を指定し、座席の使用を条件としないで発売する。ただし、乗車する列車を限定しないで発売することがある。</p> <p>ハ 自由席特急券</p> <p>別に定める特別急行列車の特別車両以外の座席車又は第13条第3項の規定によりB寝台を設備した寝台車に乗車し、自由席(別に定める区間における特別急行列車の座席を含む。以下同じ。)を使用する場合に、乗</p>

改正前	改正後
<p>車駅及び有効区間を指定し、座席の使用を条件としないで発売する。ただし、乗車する列車を限定して発売することがある。</p> <p>ニ 特定特急券</p> <p>次に定める区間を、特別車両以外の座席車又は第13条第3項の規定によりB寝台を設備した寝台車に乗車し、自由席（自由席のない列車にあっては、指定席）を使用する場合に、乗車できる列車及び乗車区間を指定し、特定の特別急行料金によって、座席の使用を条件としないで発売する。</p> <p>(イ) 新幹線</p> <p>a 隣接駅間（九州新幹線を除く。）及び以下の区間</p> <p>東 京・新横浜間 三 島・静 岡間 静 岡・浜 松間 豊 橋・名古屋間 福 山・三 原間 三 原・広 島間 新山口・新下関間 東 京・大 宮間 古 川・一ノ関間 一ノ関・北 上間 北 上・盛 岡間 熊 谷・高 崎間 博 多・久留米間</p> <p>b 東京・新下関間の新幹線停車駅と新鳥栖駅又は久留米駅との相互間</p> <p>c 小倉駅と筑後船小屋・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間</p> <p>d 小倉・新鳥栖間及び小倉・久留米間</p> <p>e 東京・博多間を運転する特別急行列車のぞみ号（以下「のぞみ号」という。）又は新大阪・鹿児島中央間を運転する特別急行列車みずほ号（以下「みずほ号」という。）に乗車する場合（第7項の規定により特別急行券を発売する場合を含む。）の新幹線停車駅相互間（博多・鹿児島中央間の新幹線停車駅相互間及びa から d までに定める区間を除く。）</p> <p>f 東京・八戸間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ駅との相互間</p>	<p>車駅及び有効区間を指定し、座席の使用を条件としないで発売する。ただし、乗車する列車を限定して発売することがある。</p> <p>ニ 特定特急券</p> <p>次に定める区間を、特別車両以外の座席車又は第13条第3項の規定によりB寝台を設備した寝台車に乗車し、自由席（自由席のない列車にあっては、指定席）を使用する場合に、乗車できる列車及び乗車区間を指定し、特定の特別急行料金によって、座席の使用を条件としないで発売する。</p> <p>(イ) 新幹線</p> <p>a 隣接駅間（九州新幹線を除く。）及び以下の区間</p> <p>東 京・新横浜間 三 島・静 岡間 静 岡・浜 松間 豊 橋・名古屋間 福 山・三 原間 三 原・広 島間 新山口・新下関間 東 京・大 宮間 古 川・一ノ関間 一ノ関・北 上間 北 上・盛 岡間 熊 谷・高 崎間 博 多・久留米間</p> <p>b 東京・新下関間の新幹線停車駅と新鳥栖駅又は久留米駅との相互間</p> <p>c 小倉駅と筑後船小屋・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間</p> <p>d 小倉・新鳥栖間及び小倉・久留米間</p> <p>e 東京・博多間を運転する特別急行列車のぞみ号（以下「のぞみ号」という。）又は新大阪・鹿児島中央間を運転する特別急行列車みずほ号（以下「みずほ号」という。）に乗車する場合（第7項の規定により特別急行券を発売する場合を含む。）の新幹線停車駅相互間（博多・鹿児島中央間の新幹線停車駅相互間及びa から d までに定める区間を除く。）</p> <p>f 東京・八戸間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ駅との相互間</p>

改正前	改正後
<p>g 七戸十和田・木古内間及び七戸十和田・新函館北斗間 h 七戸十和田・奥津軽いまべつ間 i 盛岡・新函館北斗間の各駅相互間（a、f、g及びhに定める区間を除く。） (ロ) 新幹線以外の線区 鳥取・出雲市間（100キロメートル以内の区間を除く。） 米子・益田間（100キロメートル以内の区間を除く。） 盛岡・秋田間（田沢湖線・奥羽本線経由に限る。） (ハ) (イ)及び(ロ)の規定にかかわらず、別に定める区間において特定特急券を発売することがある。</p> <p>(2) 普通急行券 普通急行列車の座席車（第13条第3項の規定により寝台車を座席車として使用する場合の寝台車を含む。）又は寝台車に乗車する場合に、乗車駅及び有効区間を指定して発売する。</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより急行列車に乗車するときは、1個の急行列車とみなして1枚の急行券を発売する。</p> <p>(1) 東京・新函館北斗間、大宮・新潟間及び高崎・金沢間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合であって、駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、大宮駅で乗継ぎとなる場合であって、小山以遠（宇都宮方面）の新幹線停車駅と熊谷以遠（本庄早稲田方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除き、また、高崎駅で乗継ぎとなる場合であって、上毛高原以遠（越後湯沢方面）の新幹線停車駅と安中榛名以遠（軽井沢方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除く。</p> <p>(2) 岡山・宇和島間及び高松・宇和島間の特別急行列車の停車駅相互間に乗車する場合であって、宇多津駅、丸亀駅、多度津駅又は松山駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、岡山・宇多津間の特別急行列車の停車駅と高松・宇多津間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合を除く。</p> <p>(3) 岡山・窪川間及び高松・窪川間の特別急行列車の停車駅相互間に乗車する場合であって、宇多津駅、丸亀駅、多度津駅又は高知駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、岡山・宇多津間の特別急行列車の停車駅と高松・宇多津間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合又は全車両特別車両で運転する特別急行列車に乗車する区間を除く。</p> <p>(4) 岡山・牟岐間の特別急行列車の停車駅相互間に乗車する場合であって、</p>	<p>g 七戸十和田・木古内間及び七戸十和田・新函館北斗間 h 七戸十和田・奥津軽いまべつ間 i 盛岡・新函館北斗間の各駅相互間（a、f、g及びhに定める区間を除く。） (ロ) 新幹線以外の線区 鳥取・出雲市間（100キロメートル以内の区間を除く。） 米子・益田間（100キロメートル以内の区間を除く。） 盛岡・秋田間（田沢湖線・奥羽本線経由に限る。） (ハ) (イ)及び(ロ)の規定にかかわらず、別に定める区間において特定特急券を発売することがある。</p> <p>(2) 普通急行券 普通急行列車の座席車（第13条第3項の規定により寝台車を座席車として使用する場合の寝台車を含む。）又は寝台車に乗車する場合に、乗車駅及び有効区間を指定して発売する。</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより急行列車に乗車するときは、1個の急行列車とみなして1枚の急行券を発売する。</p> <p>(1) 東京・新函館北斗間、大宮・新潟間及び高崎・金沢間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合であって、駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、大宮駅で乗継ぎとなる場合であって、小山以遠（宇都宮方面）の新幹線停車駅と熊谷以遠（本庄早稲田方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除き、また、高崎駅で乗継ぎとなる場合であって、上毛高原以遠（越後湯沢方面）の新幹線停車駅と安中榛名以遠（軽井沢方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除く。</p> <p>(2) 岡山・宇和島間及び高松・宇和島間の特別急行列車の停車駅相互間に乗車する場合であって、宇多津駅、丸亀駅、多度津駅又は松山駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、岡山・宇多津間の特別急行列車の停車駅と高松・宇多津間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合を除く。</p> <p>(3) 岡山・窪川間及び高松・窪川間の特別急行列車の停車駅相互間に乗車する場合であって、宇多津駅、丸亀駅、多度津駅又は高知駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、岡山・宇多津間の特別急行列車の停車駅と高松・宇多津間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合又は全車両特別車両で運転する特別急行列車に乗車する区間を除く。</p> <p>(4) 岡山・牟岐間の特別急行列車の停車駅相互間に乗車する場合であって、</p>

改正前	改正後
<p>徳島駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。</p> <p>(5) 徳島・高知間の特別急行列車の停車駅相互間を乗車する場合であって、阿波池田駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。</p> <p>(6) 福島・新庄間の特別急行列車の停車駅相互間を乗車する場合であって、山形駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。</p> <p>(7) 京都・鳥取間及び新大阪・鳥取間の特別急行列車の停車駅相互間を乗車する場合であって、福知山駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、京都・福知山間の特別急行列車の停車駅と新大阪・福知山間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合を除く。</p> <p>(8) 博多・宮崎空港間の特別急行列車の停車駅相互間を乗車する場合であって、別府駅又は大分駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、久大本線若しくは豊肥本線を経由して運転する特別急行列車又は全車両特別車両にて運転する特別急行列車に乗車する場合を除く。</p> <p>(9) 札幌・網走間及び札幌・稚内間の特別急行列車の停車駅相互間を乗車する場合であって、旭川駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、旭川・網走間の特別急行列車の停車駅と旭川・稚内間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合を除く。</p> <p>3 団体旅客又は貸切旅客に対する急行券は、団体乗車券又は貸切乗車券によって発売する。この場合、指定席特急券のときは、第21条第4項に規定する団体乗車券又は貸切乗車券の購入期限までにこれを購入しなければならない。</p> <p>4 特別急行列車の乗車区間の一部区間について座席の指定ができない場合であって、その区間が立席特急券、自由席特急券、特定特急券又は未指定特急券を発売する区間であるときは、当該区間について座席を指定しないで指定席特急券を発売することがある。</p> <p>5 新幹線の2個以上の特別急行列車を駅において出場しないで乗り継ぐ旅客に対し、第1項第1号ロ及び第2項の規定により立席特急券を発売する場合は、別に定めるところによりその一部区間について乗車する列車を指定しないで発売することがある。</p> <p>6 前各項の規定によって急行券を発売する場合、2個以上の急行列車が一部区間を併結運転する場合の当該急行列車又は旅客車を直通して運転する2個以上の急行列車は、1個の急行列車とみなして1枚の急行券を発売する。ただし、新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車及び別に定める急行列車を除く。</p>	<p>徳島駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。</p> <p>(5) 徳島・高知間の特別急行列車の停車駅相互間を乗車する場合であって、阿波池田駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。</p> <p>(6) 福島・新庄間の特別急行列車の停車駅相互間を乗車する場合であって、山形駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。</p> <p>(7) 京都・鳥取間及び新大阪・鳥取間の特別急行列車の停車駅相互間を乗車する場合であって、福知山駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、京都・福知山間の特別急行列車の停車駅と新大阪・福知山間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合を除く。</p> <p>(8) 博多・宮崎空港間の特別急行列車の停車駅相互間を乗車する場合であって、別府駅又は大分駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、久大本線若しくは豊肥本線を経由して運転する特別急行列車又は全車両特別車両にて運転する特別急行列車に乗車する場合を除く。</p> <p>(9) 札幌・網走間及び札幌・稚内間の特別急行列車の停車駅相互間を乗車する場合であって、旭川駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、旭川・網走間の特別急行列車の停車駅と旭川・稚内間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合を除く。</p> <p>3 団体旅客又は貸切旅客に対する急行券は、団体乗車券又は貸切乗車券によって発売する。この場合、指定席特急券のときは、第21条第4項に規定する団体乗車券又は貸切乗車券の購入期限までにこれを購入しなければならない。</p> <p>4 特別急行列車の乗車区間の一部区間について座席の指定ができない場合であって、その区間が立席特急券、自由席特急券、特定特急券又は未指定特急券を発売する区間であるときは、当該区間について座席を指定しないで指定席特急券を発売することがある。</p> <p>5 新幹線の2個以上の特別急行列車を駅において出場しないで乗り継ぐ旅客に対し、第1項第1号ロ及び第2項の規定により立席特急券を発売する場合は、別に定めるところによりその一部区間について乗車する列車を指定しないで発売することがある。</p> <p>6 前各項の規定によって急行券を発売する場合、2個以上の急行列車が一部区間を併結運転する場合の当該急行列車又は旅客車を直通して運転する2個以上の急行列車は、1個の急行列車とみなして1枚の急行券を発売する。ただし、新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車及び別に定める急行列車を除く。</p>

改正前	改正後
<p>7 第1項本文の規定にかかわらず、旅客が東京・博多間及び博多・鹿児島中央間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合（のぞみ号又はみずほ号（以下これらを「のぞみ号等」という。）を乗り継いで乗車する場合及びのぞみ号等とのぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継ぐ場合を含む。）であって、駅において出場しないで乗継ぎとなるときは、全区間に対して別に定める特別急行料金により1枚の特別急行券を発売することがある。この場合、指定席特急券の発売にあたっては、乗車区間の一部について座席の指定ができない場合であって、その区間が立席特急券、自由席特急券又は特定特急券を発売する区間であるときは、当該区間について座席を指定しないで発売することがある。また、立席特急券の発売にあたっては、別に定めるところによりその一部区間について乗車する列車を指定しないで発売することがある。</p> <p>8 第2項第1号の規定により、旅客が東京・新函館北斗間を運転する特別急行列車はやぶさ号又は東京・盛岡間を運転する特別急行列車こまち号（以下これらを「はやぶさ号等」という。）とはやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継いで乗車する場合は、大宮駅で乗継ぎとなる場合であって、小山以遠（宇都宮方面）の新幹線停車駅と熊谷以遠（本庄早稲田方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除き、駅において出場しない限り、全区間に対して別に定める特別急行料金により1枚の特別急行券を発売する。</p> <p>9 急行列車と普通列車とが直通して運転する列車又は次の各号に掲げる一部区間を普通列車として運転する急行列車の指定席に、急行列車と普通列車を相互に連続して乗車する場合は、1個の列車とみなして、1枚の急行券を発売することがある。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 宮崎・宮崎空港間を普通列車として運転する特別急行列車にちりん号、にちりんシーガイア号、ひゅうが号、きりしま号及び海幸山幸号。 (2) 人吉・吉松間を普通列車として運転する特別急行列車いさぶろう号及びしんぺい号。 (3) 吉塚・博多間を普通列車として運転する特別急行列車かもめ号。 (4) 早岐・佐世保間を普通列車として運転する特別急行列車みどり号。 (5) 前各号以外で、旅客鉄道会社が特に定めた一部区間を普通列車として運転する急行列車。 <p>10 次の各号に掲げる区間を全車両特別車両で運転する特別急行列車に乗車する場合は、乗車区間が当該各号末尾のかつこ内の駅発又は着となる場合に限</p>	<p>7 第1項本文の規定にかかわらず、旅客が東京・博多間及び博多・鹿児島中央間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合（のぞみ号又はみずほ号（以下これらを「のぞみ号等」という。）を乗り継いで乗車する場合及びのぞみ号等とのぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継ぐ場合を含む。）であって、駅において出場しないで乗継ぎとなるときは、全区間に対して別に定める特別急行料金により1枚の特別急行券を発売することがある。この場合、指定席特急券の発売にあたっては、乗車区間の一部について座席の指定ができない場合であって、その区間が立席特急券、自由席特急券又は特定特急券を発売する区間であるときは、当該区間について座席を指定しないで発売することがある。また、立席特急券の発売にあたっては、別に定めるところによりその一部区間について乗車する列車を指定しないで発売することがある。</p> <p>8 第2項第1号の規定により、旅客が東京・新函館北斗間を運転する特別急行列車はやぶさ号又は東京・盛岡間を運転する特別急行列車こまち号（以下これらを「はやぶさ号等」という。）とはやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継いで乗車する場合は、大宮駅で乗継ぎとなる場合であって、小山以遠（宇都宮方面）の新幹線停車駅と熊谷以遠（本庄早稲田方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除き、駅において出場しない限り、全区間に対して別に定める特別急行料金により1枚の特別急行券を発売する。</p> <p>9 急行列車と普通列車とが直通して運転する列車又は次の各号に掲げる一部区間を普通列車として運転する急行列車の指定席に、急行列車と普通列車を相互に連続して乗車する場合は、1個の列車とみなして、1枚の急行券を発売することがある。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 宮崎・宮崎空港間を普通列車として運転する特別急行列車にちりん号、にちりんシーガイア号、ひゅうが号、きりしま号及び海幸山幸号。 (2) 人吉・吉松間を普通列車として運転する特別急行列車いさぶろう号及びしんぺい号。 (3) 吉塚・博多間を普通列車として運転する特別急行列車かもめ号。 (4) 早岐・佐世保間を普通列車として運転する特別急行列車みどり号。 (5) 前各号以外で、旅客鉄道会社が特に定めた一部区間を普通列車として運転する急行列車。 <p>10 次の各号に掲げる区間を全車両特別車両で運転する特別急行列車に乗車する場合は、乗車区間が当該各号末尾のかつこ内の駅発又は着となる場合に限</p>

改正前	改正後
<p>り、指定席特急券を発売する。</p> <p>(1) 土讃線多度津・大歩危間（大歩危）</p> <p>(2) 土讃線高知・窪川間（高知）</p> <p>11 北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内の停車駅相互間について、第1項第1号イの(イ)の指定席特急券を発売する場合は、自由席特急券に別に定める指定料金券を添付し、指定席特急券として発売することがある。ただし、当該取扱いは、北海道旅客鉄道会社線内、四国旅客鉄道会社線内又は九州旅客鉄道会社線内における別に定める駅又は乗車券類の発売を委託した箇所に限って取り扱う。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(特定の特別急行券の発売)</p> <p>第57条の3 第57条第1項第1号イの規定により指定席特急券を発売する場合で、次の各号に掲げる期間内の日に特別車両及びコンパートメント個室以外の座席車に乗車するときは、特定の特別急行料金によって指定席特急券を発売する。ただし、乗車する列車を限定して発売することがある。</p> <p>(1) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日（金曜日、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日及び同日の前日を除く。）であるとき。ただし、北海道旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区及び九州旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間並びに別表第1号の2第1項に定める列車群に含まれる列車に乗車する場合を除く。</p> <p>1月16日から2月末日まで 6月1日から同月30日まで 9月1日から同月30日まで 11月1日から12月20日まで</p> <p>(2) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日であるとき。ただし、北海道旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区及び九州旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間並びに別表第1号の2第1項に定める列車群に含まれる列車に乗車する場合を除く。</p> <p>3月21日から4月5日まで 4月28日から5月6日まで 7月21日から8月31日まで</p>	<p>り、指定席特急券を発売する。</p> <p>(1) 土讃線多度津・大歩危間（大歩危）</p> <p>(2) 土讃線高知・窪川間（高知）</p> <p>11 北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内の停車駅相互間について、第1項第1号イの(イ)の指定席特急券を発売する場合は、自由席特急券に別に定める指定料金券を添付し、指定席特急券として発売することがある。ただし、当該取扱いは、北海道旅客鉄道会社線内、四国旅客鉄道会社線内又は九州旅客鉄道会社線内における別に定める駅又は乗車券類の発売を委託した箇所に限って取り扱う。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(特定の特別急行券の発売)</p> <p>第57条の3 第57条第1項第1号イの規定により指定席特急券を発売する場合で、次の各号に掲げる期間内の日に特別車両及びコンパートメント個室以外の座席車に乗車するときは、特定の特別急行料金によって指定席特急券を発売する。ただし、乗車する列車を限定して発売することがある。</p> <p>(1) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日（金曜日、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日及び同日の前日を除く。）であるとき。ただし、北海道旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区及び九州旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間並びに別表第1号の2第1項に定める列車群に含まれる列車に乗車する場合を除く。</p> <p>1月16日から2月末日まで 6月1日から同月30日まで 9月1日から同月30日まで 11月1日から12月20日まで</p> <p>(2) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日であるとき。ただし、北海道旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区及び九州旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間並びに別表第1号の2第1項に定める列車群に含まれる列車に乗車する場合を除く。</p> <p>3月21日から4月5日まで 4月28日から5月6日まで 7月21日から8月31日まで</p>

改正前	改正後
<p>12月25日から翌年1月10日まで</p> <p>2 前項の規定によるほか、新幹線以外の線区であって、<u>別</u>に定める区間を乗車するときは、特定の特別急行料金によって指定席特急券、立席特急券、自由席特急券又は特定特急券を発売する。ただし、乗車する列車を限定して発売することがある。</p>	<p>12月25日から翌年1月10日まで</p> <p>2 前項の規定によるほか、新幹線以外の線区であって、<u>次の各号</u>に定める区間を乗車するときは、特定の特別急行料金によって指定席特急券、立席特急券、自由席特急券又は特定特急券を発売する。</p> <p>(1) <u>次に掲げる線区又は区間に運転する特別急行列車の停車駅相互間（ただし、特別急行列車成田エクスプレス号及びE261系車両で運転する特別急行列車に乗車する場合を除く。）</u></p> <p>イ <u>山手線、赤羽線、南武線、武蔵野線、東北本線中東京・黒磯間、常磐線中日暮里・勝田間、日光線、高崎線、上越線中高崎・石打間、両毛線中新前橋・前橋間、吾妻線中渋川・万座・鹿沢口間、総武本線、京葉線、外房線、内房線、成田線、鹿島線、横須賀線、根岸線、横浜線、中央本線中東京・竜王間、東海道本線中東京・三島間及び伊東線</u></p> <p>ロ <u>仙山線、北上線及び奥羽本線中秋田・青森間</u></p> <p>ハ <u>磐越西線中郡山・喜多方間</u></p> <p>ニ <u>白新線及び羽越本線中新発田・秋田間</u></p> <p>ホ <u>大阪環状線、関西本線中新今宮・天王寺間、阪和線中天王寺・和歌山間、関西空港線及び紀勢本線中和歌山・新宮間</u></p> <p>ヘ <u>奈良線及び関西本線中木津・天王寺間</u></p> <p>ト <u>東海道本線中京都・神戸間、山陽本線中神戸・姫路間、福知山線、播但線、山陰本線中京都・浜坂間及び舞鶴線</u></p> <p>チ <u>七尾線</u></p> <p>リ <u>九州旅客鉄道会社内各線</u></p> <p>(2) <u>宇野線中岡山・茶屋町間、本四備讃線及び予讃線に運転する特別急行列車で、西日本旅客鉄道会社線内又は西日本旅客鉄道会社線と四国旅客鉄道会社線とにまたがる場合の50km以内の停車駅相互間。ただし、立席特急券及び自由席特急券に限る。</u></p> <p>(3) <u>四国旅客鉄道会社線内に運転する特別急行列車の50km以内の停車駅相互間。ただし、25kmを超え50km以内の指定席特急券を除く。</u></p> <p>(4) <u>東海旅客鉄道会社線内の次に掲げる区間</u></p> <p>イ <u>関西本線中名古屋・亀山間及び紀勢本線中亀山・新宮間（伊勢鉄道株式会社線が中間に介在する場合で、これを通じて特別急行券を発売するときを含む。）、身延線、飯田線、高山本線中岐阜・猪谷間又は中央本線中多治見・塩尻間に運転する特別急行列車の50km以内の停車駅相互間。た</u></p>

改正前	改正後
<p>3 第63条第1項の規定により指定席特別車両券(A)、寝台券又はコンパートメント券と同時に指定席特急券を発売する場合(特別車両の座席、寝台又はコンパートメント個室を使用する区間と特別急行列車の利用区間が異なる場合を含む。)は、特定の特別急行料金によって指定席特急券を発売する。</p> <p>4 旅客が、東北本線(新幹線)の特別急行列車と奥羽本線福島・新庄間の特別急行列車(第57条第2項第6号の規定により1個の特別急行列車とみなす場合を含む。)とを福島駅において直接乗継ぎをする場合(当該線区を直通して運転する列車に乗り乗する場合を含む。)、又は東北本線(新幹線)若しくは東北新幹線の特別急行列車と田沢湖線、奥羽本線大曲・秋田間の特別急行列車とを盛岡駅において直接乗継ぎをする場合(当該線区を直通して運転する列車に乗り乗する場合を含む。)で、次の各号に該当するときは、奥羽本線福島・新庄間及び盛岡・秋田間の1個の特別急行列車に対して別に定める特定の特別急行料金によって指定席特急券、立席特急券、自由席特急券又は特定特急券を発売する。</p> <p>(1) 乗継ぎをする後乗列車の乗車日が先乗列車の乗車日の当日である場合。</p> <p>(2) 当該乗車に必要な乗車券及び特別急行券を同時に購入し、又は当該乗車に必要な乗車券を呈示して、先乗列車及び後乗列車の特別急行券を同時に購入し、これに相当の証明を受けた場合。</p> <p>5 旅客が、新大阪・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線</p>	<p><u>だし、立席特急券及び自由席特急券に限る。</u></p> <p><u>ロ 御殿場線中松田・沼津間に運転する特別急行列車の30km以内の停車駅相互間。</u></p> <p><u>ハ 東海道本線中次に掲げる区間に運転する特別急行列車の51km以上の停車駅相互間。ただし、立席特急券及び自由席特急券に限る。</u></p> <p><u>(イ) 三島・静岡間</u></p> <p><u>(ロ) 静岡・浜松間</u></p> <p><u>(ハ) 豊橋・名古屋間</u></p> <p><u>(5) 博多南線に運転する特別急行列車の博多・博多南相互間</u></p> <p><u>(6) 上越線に運転する特別急行列車の越後湯沢・ガーラ湯沢相互間</u></p> <p><u>(7) 北海道旅客鉄道会社線内に運転する特別急行列車の150km以内の停車駅相互間</u></p> <p><u>(8) 前各号の規定にかかわらず、別表第1号の2第1項に定める列車群に含まれる特別急行列車の停車駅相互間。ただし、同列車群に含まれるいずれかの特別急行列車に乗り乗する場合に限る。</u></p> <p>3 第63条第1項の規定により指定席特別車両券(A)、寝台券又はコンパートメント券と同時に指定席特急券を発売する場合(特別車両の座席、寝台又はコンパートメント個室を使用する区間と特別急行列車の利用区間が異なる場合を含む。)は、特定の特別急行料金によって指定席特急券を発売する。</p> <p>4 旅客が、東北本線(新幹線)の特別急行列車と奥羽本線福島・新庄間の特別急行列車(第57条第2項第6号の規定により1個の特別急行列車とみなす場合を含む。)とを福島駅において直接乗継ぎをする場合(当該線区を直通して運転する列車に乗り乗する場合を含む。)、又は東北本線(新幹線)若しくは東北新幹線の特別急行列車と田沢湖線、奥羽本線大曲・秋田間の特別急行列車とを盛岡駅において直接乗継ぎをする場合(当該線区を直通して運転する列車に乗り乗する場合を含む。)で、次の各号に該当するときは、奥羽本線福島・新庄間及び盛岡・秋田間の1個の特別急行列車に対して特定の特別急行料金によって指定席特急券、立席特急券、自由席特急券又は特定特急券を発売する。</p> <p>(1) 乗継ぎをする後乗列車の乗車日が先乗列車の乗車日の当日である場合。</p> <p>(2) 当該乗車に必要な乗車券及び特別急行券を同時に購入し、又は当該乗車に必要な乗車券を呈示して、先乗列車及び後乗列車の特別急行券を同時に購入し、これに相当の証明を受けた場合。</p> <p>5 旅客が、新大阪・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線</p>

改正前	改正後
<p>停車駅との相互間を乗車する場合（新幹線の2個以上の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合を含む。）は、全区間に対して特定の特別急行料金によって指定席特急券を発売する。</p> <p>6 旅客が、東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合（新幹線の2個以上の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合を含む。）は、全区間に対して特定の特別急行料金によって指定席特急券を発売する。</p> <p>（特定の普通急行券の発売）</p> <p>第57条の4 第57条第1項第2号の規定により普通急行券を発売する場合で、旅客が<u>別</u>に定める区間を乗車するときは、特定の普通急行料金によって普通急行券を発売する。</p>	<p>停車駅との相互間を乗車する場合（新幹線の2個以上の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合を含む。）は、全区間に対して特定の特別急行料金によって指定席特急券を発売する。</p> <p>6 旅客が、東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合（新幹線の2個以上の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合を含む。）は、全区間に対して特定の特別急行料金によって指定席特急券を発売する。</p> <p>（特定の普通急行券の発売）</p> <p>第57条の4 第57条第1項第2号の規定により普通急行券を発売する場合で、旅客が<u>次の各号</u>に定める区間を乗車するときは、特定の普通急行料金によって普通急行券を発売する。</p> <p><u>(1) 北海道旅客鉄道会社線内に運転する普通急行列車の50km以内の停車駅相互間</u></p> <p><u>(2) 四国旅客鉄道会社線内に運転する普通急行列車の50km以内の停車駅相互間</u></p> <p><u>(3) 九州旅客鉄道会社線内に運転する普通急行列車の50km以内の停車駅相互間</u></p> <p><u>(4) 門司港若しくは下曾根・博多間、吉松・鹿児島中央間又は宮崎・南郷間に運転する普通急行列車の停車駅相互間（50km以内の区間を除く）</u></p> <p><u>(5) 鹿児島本線中博多・吉塚間、篠栗線及び筑豊本線中桂川・直方間に運転する普通急行列車の停車駅相互間（25km以内の区間を除く）</u></p> <p><u>(6) 国分・鹿児島中央間若しくは霧島神宮・重富間又は吉松・隼人間に運転する普通急行列車の停車駅相互間（25km以内の区間を除く）</u></p> <p><u>(7) 関西本線中名古屋・亀山間及び紀勢本線中亀山・新宮間（伊勢鉄道株式会社線が中間に介在する場合で、これを通じて普通急行券を発売するときを含む）、御殿場線中松田・沼津間、身延線、飯田線、高山本線中岐阜・猪谷間又は中央本線中多治見・塩尻間に運転する普通急行列車の30km以内の停車駅相互間</u></p> <p><u>(8) 山手線、赤羽線、南武線、武蔵野線、東北本線中東京・黒磯間、常磐線中日暮里・勝田間、日光線、高崎線、上越線中高崎・石打間、両毛線中新前橋・前橋間、吾妻線中渋川・万座・鹿沢口間、総武本線、京葉線、外房線、内房線、成田線、鹿島線、横須賀線、根岸線、横浜線、中央本線中東京・竜王間、東海道本線中東京・熱海間、伊東線、白新線、羽越本線中新発田・秋</u></p>

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(特別車両券の発売)</p> <p>第 58 条 旅客が、特別車両に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、特別車両に乗車する列車ごとに、特別車両券を発売する。</p> <p>(1) 特別車両券(A)</p> <p>イ 指定席特別車両券(A) 急行列車の特別車両に乗車し、指定席を使用する場合に、乗車する日、列車、旅客車、座席及び乗車区間を指定して発売する。ただし、新幹線の特別急行列車の個室に対しては、次に掲げる場合に限りて発売する。 (イ) 個室設備定員と同一の人員が乗車するとき (ロ) 設備定員が複数の個室にあつては、乗車旅客の全員が当該個室を同一区間乗車するとき</p> <p>ロ 自由席特別車両券(A) 急行列車の特別車両に乗車し、自由席を使用する場合に、乗車駅及び有効区間を指定して発売する。</p> <p>(2) 特別車両券(B)</p> <p>イ 指定席特別車両券(B) 普通列車の特別車両に乗車し、指定席を使用する場合に、乗車する日、列車、旅客車、座席及び乗車区間を指定して発売する。</p> <p>ロ 自由席特別車両券(B) 普通列車の特別車両に乗車し、自由席を使用する場合に、乗車駅及び有効区間を指定して発売する。</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより急行列車の特別車両に乗車するときは、1 個の急行列車とみなして1枚の特別車両券を発売する。</p> <p>(1) 東京・新函館北斗間、大宮・新潟間及び高崎・金沢間の新幹線の 2 個以上の特別急行列車の特別車両（個室を除く。）に乗車する場合であつて、駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、大宮駅で乗継ぎとなる場合であつて、小山以遠（宇都宮方面）の新幹線停車駅と熊谷以遠（本庄</p>	<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p style="text-align: center;"><u>田間、仙山線、北上線、磐越西線中郡山・喜多方間及び奥羽本線中秋田・青森間に運転する普通急行列車の50km以内の停車駅相互間</u> <u>(9) 七尾線に運転する普通急行列車の停車駅相互間(50km以内の区間を除く)</u></p> <p>(特別車両券の発売)</p> <p>第 58 条 旅客が、特別車両に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、特別車両に乗車する列車ごとに、特別車両券を発売する。</p> <p>(1) 特別車両券(A)</p> <p>イ 指定席特別車両券(A) 急行列車の特別車両に乗車し、指定席を使用する場合に、乗車する日、列車、旅客車、座席及び乗車区間を指定して発売する。ただし、新幹線の特別急行列車の個室に対しては、次に掲げる場合に限りて発売する。 (イ) 個室設備定員と同一の人員が乗車するとき (ロ) 設備定員が複数の個室にあつては、乗車旅客の全員が当該個室を同一区間乗車するとき</p> <p>ロ 自由席特別車両券(A) 急行列車の特別車両に乗車し、自由席を使用する場合に、乗車駅及び有効区間を指定して発売する。</p> <p>(2) 特別車両券(B)</p> <p>イ 指定席特別車両券(B) 普通列車の特別車両に乗車し、指定席を使用する場合に、乗車する日、列車、旅客車、座席及び乗車区間を指定して発売する。</p> <p>ロ 自由席特別車両券(B) 普通列車の特別車両に乗車し、自由席を使用する場合に、乗車駅及び有効区間を指定して発売する。</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより急行列車の特別車両に乗車するときは、1 個の急行列車とみなして1枚の特別車両券を発売する。</p> <p>(1) 東京・新函館北斗間、大宮・新潟間及び高崎・金沢間の新幹線の 2 個以上の特別急行列車の特別車両（個室を除く。）に乗車する場合であつて、駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、大宮駅で乗継ぎとなる場合であつて、小山以遠（宇都宮方面）の新幹線停車駅と熊谷以遠（本庄</p>

改正前	改正後
<p>早稲田方面)の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除き、また、高崎駅で乗継ぎとなる場合であって、上毛高原以遠(越後湯沢方面)の新幹線停車駅と安中榛名以遠(軽井沢方面)の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除く。</p> <p>(2) 岡山・宇和島間及び高松・宇和島間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であって、宇多津駅、丸亀駅、多度津駅又は松山駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、岡山・宇多津間の特別急行列車の停車駅と高松・宇多津間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合を除く。</p> <p>(3) 岡山・窪川間及び高松・窪川間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であって、宇多津駅、丸亀駅、多度津駅又は高知駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、岡山・宇多津間の特別急行列車の停車駅と高松・宇多津間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合又は全車両特別車両で運転する特別急行列車に乗車する区間を除く。</p> <p>(4) 岡山・牟岐間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であって、徳島駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。</p> <p>(5) 徳島・高知間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であって、阿波池田駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。</p> <p>(6) 福島・新庄間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であって、山形駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。</p> <p>(7) 京都・鳥取間及び新大阪・鳥取間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であって、福知山駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、京都・福知山間の特別急行列車の停車駅と新大阪・福知山間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合を除く。</p> <p>(8) 博多・宮崎空港間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両(個室及びDXグリーンを除く。)に乗車する場合であって、別府駅又は大分駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、久大本線若しくは豊肥本線を経由して運転する特別急行列車の特別車両又は全車両特別車両にて運転する特別急行列車に乗車する場合を除く。</p> <p>(9) 札幌・網走間及び札幌・稚内間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であって、旭川駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、旭川・網走間の特別急行列車の停車駅と旭川・稚内間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合を除く。</p>	<p>早稲田方面)の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除き、また、高崎駅で乗継ぎとなる場合であって、上毛高原以遠(越後湯沢方面)の新幹線停車駅と安中榛名以遠(軽井沢方面)の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除く。</p> <p>(2) 岡山・宇和島間及び高松・宇和島間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であって、宇多津駅、丸亀駅、多度津駅又は松山駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、岡山・宇多津間の特別急行列車の停車駅と高松・宇多津間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合を除く。</p> <p>(3) 岡山・窪川間及び高松・窪川間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であって、宇多津駅、丸亀駅、多度津駅又は高知駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、岡山・宇多津間の特別急行列車の停車駅と高松・宇多津間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合又は全車両特別車両で運転する特別急行列車に乗車する区間を除く。</p> <p>(4) 岡山・牟岐間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であって、徳島駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。</p> <p>(5) 徳島・高知間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であって、阿波池田駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。</p> <p>(6) 福島・新庄間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であって、山形駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。</p> <p>(7) 京都・鳥取間及び新大阪・鳥取間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であって、福知山駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、京都・福知山間の特別急行列車の停車駅と新大阪・福知山間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合を除く。</p> <p>(8) 博多・宮崎空港間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両(個室及びDXグリーンを除く。)に乗車する場合であって、別府駅又は大分駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、久大本線若しくは豊肥本線を経由して運転する特別急行列車の特別車両又は全車両特別車両にて運転する特別急行列車に乗車する場合を除く。</p> <p>(9) 札幌・網走間及び札幌・稚内間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であって、旭川駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、旭川・網走間の特別急行列車の停車駅と旭川・稚内間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合を除く。</p>

改正前	改正後
<p>3 前項第1号の規定により、1個の急行列車とみなして特別車両券を発売する場合であって、旅客が新幹線の特別急行列車の特別車両グランクラス（以下「グランクラス」という。）を次の各号に定めるところにより乗り継いで乗車するときは、大宮駅で乗継ぎとなる場合であって、小山以遠（宇都宮方面）の新幹線停車駅と熊谷以遠（本庄早稲田方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除き、駅において出場しない限り、全区間に対して別に定める特別車両料金により1枚の特別車両券を発売する。</p> <p>(1) 別表第1号の3に定める特別急行列車のグランクラス（以下「グランクラス(A)」という。）とグランクラス(A)以外のグランクラス（以下「グランクラス(B)」という。）とを乗り継いで乗車するとき</p> <p>(2) グランクラス(A)とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車するとき</p> <p>(3) グランクラス(B)とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車するとき</p> <p>(4) グランクラス(A)及びグランクラス(B)とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車するとき</p> <p>4 第1項本文の規定にかかわらず、旅客が第59条の2第2号に規定する区間内相互間を運転する2個以上の普通列車の自由席特別車両に途中出場しないで乗り継いで乗車する場合、1個の普通列車とみなして1枚の自由席特別車両券(B)を発売する。ただし、次の各号に掲げる場合を除く。</p> <p>(1) 来宮以遠（伊豆多賀方面）の各駅と函南以遠（三島方面）の各駅との相互間を乗車する場合</p> <p>(2) 高輪ゲートウェイ以遠（田町方面）の各駅と大崎以遠（五反田方面）の各駅との相互間を乗車する場合</p> <p>(3) 十条以遠（板橋方面）の各駅と東十条以遠（王子方面）の各駅又は尾久駅との相互間を乗車する場合</p> <p>(4) 川崎以遠（蒲田方面）の各駅と新川崎以遠（武蔵小杉方面）の各駅との相互間を乗車する場合</p> <p>(5) 西大井以遠（武蔵小杉方面）の各駅と大井町以遠（大森方面）の各駅との相互間を乗車する場合</p> <p>(6) 土呂以遠（東大宮方面）の各駅と宮原以遠（上尾方面）の各駅との相互間を乗車する場合</p> <p>(7) 東千葉以遠（都賀方面）の各駅と本千葉以遠（蘇我方面）の各駅との相互間を乗車する場合</p>	<p>3 前項第1号の規定により、1個の急行列車とみなして特別車両券を発売する場合であって、旅客が新幹線の特別急行列車の特別車両グランクラス（以下「グランクラス」という。）を次の各号に定めるところにより乗り継いで乗車するときは、大宮駅で乗継ぎとなる場合であって、小山以遠（宇都宮方面）の新幹線停車駅と熊谷以遠（本庄早稲田方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除き、駅において出場しない限り、全区間に対して別に定める特別車両料金により1枚の特別車両券を発売する。</p> <p>(1) 別表第1号の3に定める特別急行列車のグランクラス（以下「グランクラス(A)」という。）とグランクラス(A)以外のグランクラス（以下「グランクラス(B)」という。）とを乗り継いで乗車するとき</p> <p>(2) グランクラス(A)とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車するとき</p> <p>(3) グランクラス(B)とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車するとき</p> <p>(4) グランクラス(A)及びグランクラス(B)とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車するとき</p> <p>4 第1項本文の規定にかかわらず、旅客が第130条第1項第2号ハに規定する区間内相互間を運転する2個以上の普通列車の自由席特別車両に途中出場しないで乗り継いで乗車する場合、1個の普通列車とみなして1枚の自由席特別車両券(B)を発売する。ただし、次の各号に掲げる場合を除く。</p> <p>(1) 来宮以遠（伊豆多賀方面）の各駅と函南以遠（三島方面）の各駅との相互間を乗車する場合</p> <p>(2) 高輪ゲートウェイ以遠（田町方面）の各駅と大崎以遠（五反田方面）の各駅との相互間を乗車する場合</p> <p>(3) 十条以遠（板橋方面）の各駅と東十条以遠（王子方面）の各駅又は尾久駅との相互間を乗車する場合</p> <p>(4) 川崎以遠（蒲田方面）の各駅と新川崎以遠（武蔵小杉方面）の各駅との相互間を乗車する場合</p> <p>(5) 西大井以遠（武蔵小杉方面）の各駅と大井町以遠（大森方面）の各駅との相互間を乗車する場合</p> <p>(6) 土呂以遠（東大宮方面）の各駅と宮原以遠（上尾方面）の各駅との相互間を乗車する場合</p> <p>(7) 東千葉以遠（都賀方面）の各駅と本千葉以遠（蘇我方面）の各駅との相互間を乗車する場合</p>

改正前	改正後
<p>(8) 鎌取以遠（菅田方面）の各駅と浜野以遠（八幡宿方面）の各駅との相互間を乗車する場合</p> <p>(9) 酒々井以遠（成田方面）の各駅と南酒々井以遠（榎戸方面）の各駅との相互間を乗車する場合</p> <p>(10) 三河島以遠（南千住方面）の各駅と尾久以遠（赤羽方面）の各駅との相互間を乗車する場合</p> <p>(11) 神田以遠（秋葉原方面）の各駅と新日本橋以遠（馬喰町方面）の各駅との相互間を乗車する場合</p> <p>5 第1項の規定にかかわらず、急行列車と普通列車とが直通して運転する列車又は第57条第9項の各号に規定する一部区間を普通列車として運転する急行列車の特別車両にまたがって乗車する旅客に対しては、全区間に対して、1枚の特別車両券(A)を発売する。</p> <p>6 第1項本文の規定にかかわらず、次の各号に定める区間の特別急行列車の停車駅相互間を、新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車の特別車両に当該線区をまたがって乗車する場合（新幹線と新幹線以外の特別急行列車を途中出場しないで乗り継ぐ場合を含む。以下同じ。）は、新幹線の区間（第2項第1号の規定により2個以上の特別急行列車の特別車両を乗り継ぐ場合を含む。）と新幹線以外の区間（第2項第6号の規定により特別急行列車の特別車両を乗り継ぐ場合を含む。）を通じた全区間に対して1枚の特別車両券を発売する。ただし、別に定めるところにより特別急行列車ごとに発売することがある。</p> <p>(1) 東京・新庄間（東北本線（新幹線）、奥羽本線経由）</p> <p>(2) 東京・秋田間（東北本線（新幹線）、田沢湖線、奥羽本線経由）</p> <p>7 第1項本文の規定にかかわらず、旅客が東京・博多間及び博多・鹿児島中央間の新幹線の2個以上の特別急行列車の特別車両を、駅において出場しないで乗継ぎとなるときは、全区間に対して別に定める特別車両料金により1枚の特別車両券を発売することがある。</p> <p>8 団体旅客又は貸切旅客に対する特別車両券は、団体乗車券又は貸切乗車券によって発売する。この場合、指定特別車両券のときは、第21条第4項に規定する団体乗車券又は貸切乗車券の購入期限までにこれを購入しなければならない。</p> <p>9 第1項第1号イの規定は、新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の個室に対する特別車両券(A)の発売に準用する。</p> <p>10 次の各号に掲げる区間を全車両特別車両で運転する特別急行列車に乗車す</p>	<p>(8) 鎌取以遠（菅田方面）の各駅と浜野以遠（八幡宿方面）の各駅との相互間を乗車する場合</p> <p>(9) 酒々井以遠（成田方面）の各駅と南酒々井以遠（榎戸方面）の各駅との相互間を乗車する場合</p> <p>(10) 三河島以遠（南千住方面）の各駅と尾久以遠（赤羽方面）の各駅との相互間を乗車する場合</p> <p>(11) 神田以遠（秋葉原方面）の各駅と新日本橋以遠（馬喰町方面）の各駅との相互間を乗車する場合</p> <p>5 第1項の規定にかかわらず、急行列車と普通列車とが直通して運転する列車又は第57条第9項の各号に規定する一部区間を普通列車として運転する急行列車の特別車両にまたがって乗車する旅客に対しては、全区間に対して、1枚の特別車両券(A)を発売する。</p> <p>6 第1項本文の規定にかかわらず、次の各号に定める区間の特別急行列車の停車駅相互間を、新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車の特別車両に当該線区をまたがって乗車する場合（新幹線と新幹線以外の特別急行列車を途中出場しないで乗り継ぐ場合を含む。以下同じ。）は、新幹線の区間（第2項第1号の規定により2個以上の特別急行列車の特別車両を乗り継ぐ場合を含む。）と新幹線以外の区間（第2項第6号の規定により特別急行列車の特別車両を乗り継ぐ場合を含む。）を通じた全区間に対して1枚の特別車両券を発売する。ただし、別に定めるところにより特別急行列車ごとに発売することがある。</p> <p>(1) 東京・新庄間（東北本線（新幹線）、奥羽本線経由）</p> <p>(2) 東京・秋田間（東北本線（新幹線）、田沢湖線、奥羽本線経由）</p> <p>7 第1項本文の規定にかかわらず、旅客が東京・博多間及び博多・鹿児島中央間の新幹線の2個以上の特別急行列車の特別車両を、駅において出場しないで乗継ぎとなるときは、全区間に対して別に定める特別車両料金により1枚の特別車両券を発売することがある。</p> <p>8 団体旅客又は貸切旅客に対する特別車両券は、団体乗車券又は貸切乗車券によって発売する。この場合、指定特別車両券のときは、第21条第4項に規定する団体乗車券又は貸切乗車券の購入期限までにこれを購入しなければならない。</p> <p>9 第1項第1号イの規定は、新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の個室に対する特別車両券(A)の発売に準用する。</p> <p>10 次の各号に掲げる区間を全車両特別車両で運転する特別急行列車に乗車す</p>

改正前	改正後
<p>る場合は、乗車区間が当該各号末尾の「かっこ内の駅発又は着となる場合に限り、特別車両券を発売する。</p> <p>(1) 土讃線多度津・大歩危間（大歩危）</p> <p>(2) 土讃線高知・窪川間（高知）</p> <p>11 北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内の停車駅相互間について、第1項第1号イの指定席特別車両券(A)を発売する場合は、自由席特急券に別に定めるグリーン料金券を添付して、指定席特別車両券(A)として発売することがある。ただし、当該取扱いは、北海道旅客鉄道会社線内、四国旅客鉄道会社線内又は九州旅客鉄道会社線内における別に定める駅又は乗車券類の発売を委託した箇所に限って取り扱う。</p> <p>（特定の特別車両券(A)の発売）</p> <p><u>第59条 前条第1項第1号の規定により特別車両券(A)を発売する場合で、旅客が、別に定める区間を乗車するときは、特定の特別車両料金によって特別車両券(A)を発売する。</u></p> <p>（特定の特別車両券(B)の発売）</p> <p>第59条の2 第58条第1項第2号の規定により特別車両券(B)を発売する場合で、旅客が、次の各号に定める線区又は区間に運転する列車の停車駅相互間を乗車するときは、特定の特別車両料金によって特別車両券(B)を発売する。</p> <p>(1) 九州旅客鉄道会社内各線</p> <p>(2) 東海道本線中東京・沼津間及び品川・新川崎・鶴見間、山手線、赤羽線、横須賀線、伊東線、東北本線中東京・黒磯間、日暮里・尾久・赤羽間及び赤羽・武蔵浦和・大宮間、常磐線日暮里・高萩間、高崎線、上越線中高崎・新前橋間、両毛線中新前橋・前橋間、総武本線中東京・成東間、京葉線中東京・蘇我間、外房線中千葉・大原間、内房線中蘇我・君津間、成田線中佐倉・成田空港間（ただし、自由席特別車両券(B)を発売する場合に限る。）</p> <p>(寝台券の発売)</p> <p>第60条 旅客が、寝台を使用する場合は、次の各号に定めるところにより、寝台券を発売する。</p> <p>(1) A寝台券</p> <p>A寝台を使用する場合に、乗車する日、列車、旅客車、乗車区間、寝台番号</p>	<p>る場合は、乗車区間が当該各号末尾の「かっこ内の駅発又は着となる場合に限り、特別車両券を発売する。</p> <p>(1) 土讃線多度津・大歩危間（大歩危）</p> <p>(2) 土讃線高知・窪川間（高知）</p> <p>11 北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内の停車駅相互間について、第1項第1号イの指定席特別車両券(A)を発売する場合は、自由席特急券に別に定めるグリーン料金券を添付して、指定席特別車両券(A)として発売することがある。ただし、当該取扱いは、北海道旅客鉄道会社線内、四国旅客鉄道会社線内又は九州旅客鉄道会社線内における別に定める駅又は乗車券類の発売を委託した箇所に限って取り扱う。</p> <p>第59条 <u>削除</u></p> <p>(削る)</p> <p>(寝台券の発売)</p> <p>第60条 旅客が、寝台を使用する場合は、次の各号に定めるところにより、寝台券を発売する。</p> <p>(1) A寝台券</p> <p>A寝台を使用する場合に、乗車する日、列車、旅客車、乗車区間、寝台番号</p>

改正前

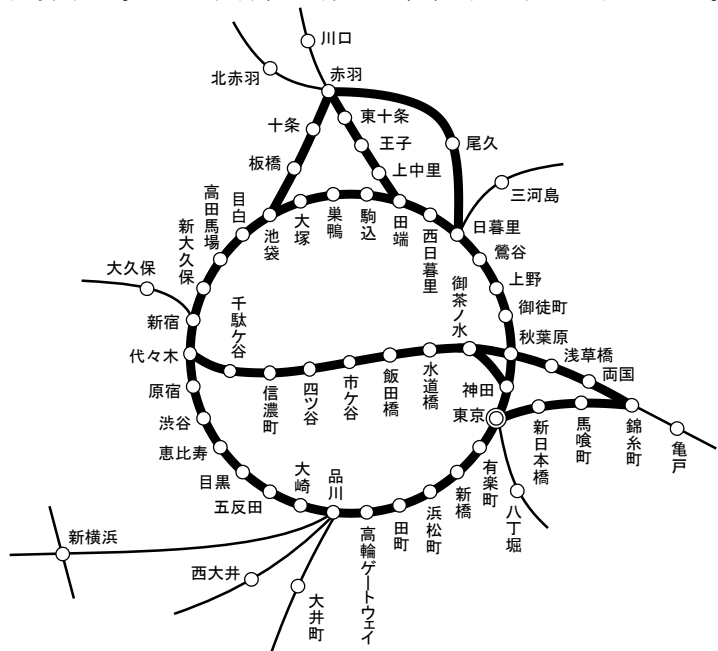
及び寝台の段別又は個室別を指定して発売する。

(2) B寝台券

B寝台を使用する場合に、乗車する日、列車、旅客車、乗車区間、寝台番号及び寝台の段別又は個室別を指定して発売する。

(中略)

第70条 第67条の規定にかかわらず、旅客が次に掲げる図の太線区間を通過する場合の普通旅客運賃・料金は、太線区間内の最も短い営業キロによって計算する。この場合、太線内は、経路の指定を行わない。



2 蘇我以遠（鎌取又は浜野方面）の各駅と前条第1項第5号に掲げるいずれかの経路を經由して前項に掲げる図の太線区間を大久保以遠（東中野方面）、三河島以遠（南千住方面）、川口以遠（西川口方面）又は北赤羽以遠（浮間舟渡方面）へ通過する場合の普通旅客運賃・料金は、第67条及び前条第1項第5号の規定にかかわらず、外房線蘇我・千葉間、総武本線千葉・錦糸町間及び前項に掲げる図の太線区間内の最も短い経路の営業キロによって計算する。

改正後

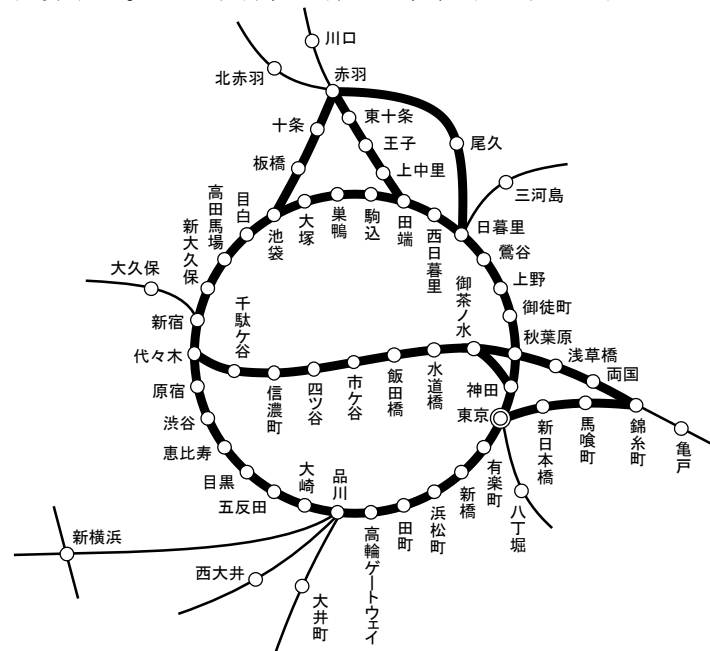
及び寝台の段別又は個室別を指定して発売する。

(2) B寝台券

B寝台を使用する場合に、乗車する日、列車、旅客車、乗車区間、寝台番号及び寝台の段別又は個室別を指定して発売する。

(中略)

第70条 第67条の規定にかかわらず、旅客が次に掲げる図の太線区間を通過する場合の普通旅客運賃・料金は、太線区間内の最も短い営業キロによって計算する。この場合、太線内は、経路の指定を行わない。



2 蘇我以遠（鎌取又は浜野方面）の各駅と前条第1項第5号に掲げるいずれかの経路を經由して前項に掲げる図の太線区間を大久保以遠（東中野方面）、三河島以遠（南千住方面）、川口以遠（西川口方面）又は北赤羽以遠（浮間舟渡方面）へ通過する場合の普通旅客運賃・料金は、第67条及び前条第1項第5号の規定にかかわらず、外房線蘇我・千葉間、総武本線千葉・錦糸町間及び前項に掲げる図の太線区間内の最も短い経路の営業キロによって計算する。

改正前	改正後
	<p>(特定列車に対する旅客運賃及び料金の計算経路の特例)</p> <p><u>第70条の2</u> 次の各号に掲げる場合で、当該各号の末尾の<u>かっこ内の上段の区間を乗車するときは、第67条の規定にかかわらず、○印の経路の営業キロによって急行料金及び特別車両料金を計算する。</u></p> <p>(1) <u>赤羽以遠（川口方面）の各駅と池袋以遠（目白方面）の各駅との相互間を、東北本線及び山手線経由で直通運転する列車に乗車するとき</u></p> <p style="text-align: right;">〔東北本線及び山手線〕 ○赤羽線〕</p> <p>(2) <u>代々木以遠（新宿方面）の各駅と錦糸町以遠（亀戸方面）の各駅との相互間を、山手線、東海道本線及び総武本線経由で直通運転する急行列車に乗車するとき</u></p> <p style="text-align: right;">〔山手線、東海道本線中品川・東京間及び総武本線中東京・錦糸町間〕 ○中央本線及び総武本線御茶ノ水・錦糸町間〕</p> <p>(3) <u>岡谷以遠（下諏訪方面）の各駅と塩尻以遠（洗馬又は広丘方面）の各駅との相互間を中央本線（辰野経由）で直通運転する急行列車に乗車するとき</u></p> <p style="text-align: right;">〔中央本線（辰野経由）〕 ○中央本線（みどり湖経由）〕</p> <p>(4) <u>尼崎以遠（塚本方面）の各駅と和田山以遠（養父方面）の各駅との相互間を、山陽本線、播但線及び山陰本線経由で直通運転する急行列車に乗車するとき</u></p> <p style="text-align: right;">〔山陽本線、播但線及び山陰本線〕 ○東海道本線、福知山線及び山陰本線〕</p> <p>(5) <u>赤羽以遠（川口又は北赤羽方面）の各駅と品川駅との相互間及び、品川以遠（大井町又は西大井方面）の各駅と赤羽駅との相互間を、東北本線及び山手線経由で直通運転する列車に乗車するとき</u></p> <p style="text-align: right;">〔東北本線及び山手線〕 ○東北本線及び東海道本線〕</p> <p>2 前項各号に掲げる列車で当該各号の末尾の<u>かっこ内の上段の区間を乗車する場合、その区間内において途中下車しない限り、第67条の規定にかかわらず、○印の経路の営業キロによって旅客運賃を計算することがある。このとき、乗車券の券面の経路は、旅客運賃の計算の経路を表示する。</u></p>

改正前	改正後
<p>(営業キロを定めていない区間の旅客運賃・料金の計算方)</p> <p>第 71 条 営業キロを定めていない区間について旅客運賃・料金を計算する場合は、次の各号による。</p> <p>(1) 駅と駅との間に旅客の乗降を認めるときは、その乗降場の外方にある駅発又は着の営業キロによる。ただし、別に定める場合は、その乗降場の内方にある駅発又は着の営業キロによる。</p> <p>(2) 車内において乗車券類の発売その他の取扱いをする場合で、その取扱区間の起点又は終点が当該列車の停車駅と停車駅との中間にあるときは、その外方にある停車駅を起点又は終点とした営業キロによる。</p> <p>2 前項の規定は、幹線と地方交通線を連続して乗車するときの旅客運賃を計算する場合に準用する。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>	<p>(営業キロを定めていない区間の旅客運賃・料金の計算方)</p> <p>第 71 条 営業キロを定めていない区間について旅客運賃・料金を計算する場合は、次の各号による。</p> <p>(1) 駅と駅との間に旅客の乗降を認めるときは、その乗降場の外方にある駅発又は着の営業キロによる。ただし、別に定める場合は、その乗降場の内方にある駅発又は着の営業キロによる。</p> <p>(2) 車内において乗車券類の発売その他の取扱いをする場合で、その取扱区間の起点又は終点が当該列車の停車駅と停車駅との中間にあるときは、その外方にある停車駅を起点又は終点とした営業キロによる。</p> <p>2 前項の規定は、幹線と地方交通線を連続して乗車するときの旅客運賃を計算する場合に準用する。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>
<p>(特別急行列車の個室を占有使用する場合の旅客運賃・料金)</p> <p>第 74 条の 4 第57条第 1 項第 1 号イの(イ)ただし書及び第58条第 1 項第 1 号イただし書の規定にかかわらず、新幹線の特別急行列車の設備定員が複数の個室に、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認めるときは、別に定める場合を除き、実際乗車人員に対する所定の旅客運賃及び料金を収受するほか、不足人員分について、次の各号(特別車両以外の個室については第 1 号及び第 2 号)に定める額を収受する。</p> <p>(1) 個室乗車区間に対する無割引の大人片道普通旅客運賃の半額(10円未満の端数がある場合は、端数整理した額)</p> <p>(2) 個室乗車区間に対する無割引の大人特別急行料金の半額(10円未満の端数がある場合は、端数整理した額)</p> <p>(3) 個室乗車区間に対する無割引の特別車両料金</p> <p>2 前項の規定は、第57条第 1 項第 1 号イの(ハ)及び第58条第 9 項に規定する個室を占有使用して乗車する場合に準用する。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、東日本旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合で、新幹線以外の線区の特別急行列車(トランスイート四季島号+及び+36ぷらす3号+)の特別車両の設備定員が複数の個室に、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認めるときは、実際乗車人員に対する旅客運賃及び特別急行料金を収受するほか、当該個室に適用する 1 室当りの特別車両料金を収受する。こ</p>	<p>(特別急行列車の個室を占有使用する場合の旅客運賃・料金)</p> <p>第 74 条の 4 第57条第 1 項第 1 号イの(イ)ただし書及び第58条第 1 項第 1 号イただし書の規定にかかわらず、新幹線の特別急行列車の設備定員が複数の個室に、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認めるときは、別に定める場合を除き、実際乗車人員に対する所定の旅客運賃及び料金を収受するほか、不足人員分について、次の各号(特別車両以外の個室については第 1 号及び第 2 号)に定める額を収受する。</p> <p>(1) 個室乗車区間に対する無割引の大人片道普通旅客運賃の半額(10円未満の端数がある場合は、端数整理した額)</p> <p>(2) 個室乗車区間に対する無割引の大人特別急行料金の半額(10円未満の端数がある場合は、端数整理した額)</p> <p>(3) 個室乗車区間に対する無割引の特別車両料金</p> <p>2 前項の規定は、第57条第 1 項第 1 号イの(ハ)及び第58条第 9 項に規定する個室を占有使用して乗車する場合に準用する。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、東日本旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合で、新幹線以外の線区の特別急行列車(トランスイート四季島号及び36ぷらす3号を除く。)の特別車両の設備定員が複数の個室に、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認めるときは、実際乗車人員に対する旅客運賃及び特別急行料金を収受するほか、当該個室に適用する 1 室当りの特別車両料金を収受する。この場合、乗</p>

改正前	改正後
<p>の場合、乗車券を所持する6才以上の旅客に随伴される幼児又は乳児の旅客運賃及び特別急行料金については、次の各号により取り扱うものとする。</p> <p>(1) 幼児の旅客運賃及び特別急行料金は、第73条第2項第2号の規定を適用し、同条同項第4号の規定を適用しない。</p> <p>(2) 乳児の旅客運賃及び特別急行料金は、第73条第2項第4号の規定を適用しない。</p> <p>(急行列車の設備定員が複数の寝台個室を使用する場合の旅客運賃・料金)</p> <p>第74条の5 第60条第2項の規定により設備定員が複数の寝台個室を使用するときは、実際乗車人員に対する旅客運賃を収受するほか、寝台個室乗車区間に対する設備定員分の無割引の大人急行料金及び寝台料金を収受する。この場合、乗車券を所持する6才以上の旅客に随伴される幼児又は乳児の旅客運賃については、次の各号により取り扱うものとする。</p> <p>(1) 幼児の旅客運賃については、第73条第2項第2号の規定を適用し、同条同項第4号の規定を適用しない。</p> <p>(2) 乳児の旅客運賃については、第73条第2項第4号の規定を適用しない。</p> <p>(コンパートメント個室を占有使用する場合の旅客運賃・料金)</p> <p>第74条の6 特別急行列車の設備定員が複数のコンパートメント個室に、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認めるときは、実際乗車人員に対する所定の旅客運賃及び料金を収受するほか、不足人員分については、個室乗車区間に対する無割引のコンパートメント料金を収受する。</p> <p>(旅客運賃・料金の概算収受)</p> <p>第75条 車内において旅客運賃・料金を収受する場合は、旅客運賃・料金の概算額を収受することがある。</p>	<p>車券を所持する6才以上の旅客に随伴される幼児又は乳児の旅客運賃及び特別急行料金については、次の各号により取り扱うものとする。</p> <p>(1) 幼児の旅客運賃及び特別急行料金は、第73条第2項第2号の規定を適用し、同条同項第4号の規定を適用しない。</p> <p>(2) 乳児の旅客運賃及び特別急行料金は、第73条第2項第4号の規定を適用しない。</p> <p>(急行列車の設備定員が複数の寝台個室を使用する場合の旅客運賃・料金)</p> <p>第74条の5 第60条第2項の規定により設備定員が複数の寝台個室を使用するときは、実際乗車人員に対する旅客運賃を収受するほか、寝台個室乗車区間に対する設備定員分の無割引の大人急行料金及び寝台料金を収受する。この場合、乗車券を所持する6才以上の旅客に随伴される幼児又は乳児の旅客運賃については、次の各号により取り扱うものとする。</p> <p>(1) 幼児の旅客運賃については、第73条第2項第2号の規定を適用し、同条同項第4号の規定を適用しない。</p> <p>(2) 乳児の旅客運賃については、第73条第2項第4号の規定を適用しない。</p> <p><u>(補助寝台を使用する場合の急行料金)</u></p> <p><u>第74条の6 補助寝台は、寝台個室の設備定員分の寝台と同時使用を条件として、1室1葉で発売することとし、補助寝台を使用する場合の急行料金については、前条の規定にかかわらず、第73条に規定する旅客の年齢区分により収受する。ただし、2人用の寝台個室を3名で使用する場合は、3名分のうち2名分は旅客の年齢区分にかかわらず、大人の急行料金とする。</u></p> <p>(コンパートメント個室を占有使用する場合の旅客運賃・料金)</p> <p>第74条の7 特別急行列車の設備定員が複数のコンパートメント個室に、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認めるときは、実際乗車人員に対する所定の旅客運賃及び料金を収受するほか、不足人員分については、個室乗車区間に対する無割引のコンパートメント料金を収受する。</p> <p>(旅客運賃・料金の概算収受)</p> <p>第75条 車内において旅客運賃・料金を収受する場合は、旅客運賃・料金の概算額を収受することがある。</p>

改正前	改正後
<p>2 前項の規定によって収受した概算額は、前途の駅において旅客の申出によって精算する。</p> <p>(中略)</p> <p>(東京附近等の大人片道普通旅客運賃の特定)</p> <p>第 79 条 第 77 条及び前条の規定にかかわらず、東京附近、名古屋附近及び大阪附近における<u>別に定める</u>駅相互間の大人片道普通旅客運賃は、<u>別に定めるところにより特定の額とすることがある。</u></p> <p>第 80 条 <u>削除</u></p>	<p>2 前項の規定によって収受した概算額は、前途の駅において旅客の申出によって精算する。</p> <p>(中略)</p> <p>(東京附近等の<u>特定区間における</u>大人片道普通旅客運賃の特定)</p> <p>第 79 条 第 77 条及び前条の規定にかかわらず、東京附近、名古屋附近及び大阪附近における駅相互間の大人片道普通旅客運賃は、<u>次項に定めるところにより特定の額を適用する。</u></p> <p><u>2 前項の規定により大人片道普通旅客運賃の特定額を適用する区間及び特定額は、別表第 2 号イの 6 のとおりとする。</u></p> <p>(<u>新幹線の並行区間等における大人片道普通旅客運賃の特定</u>)</p> <p>第 80 条 <u>次の各号に掲げる新幹線の区間相互間を乗車する場合又はこれらの区間と新幹線以外の線区を連続して乗車する場合で、その発着となる駅が第 78 条第 2 項に規定する電車特定区間内にあるとき若しくは新神戸発着となるときの大人片道普通旅客運賃は、第 77 条の規定にかかわらず、第 78 条第 1 項の規定により計算した額又は第 84 条第 2 号に規定する額とする。ただし、京都・新大阪相互間及び京都・新神戸相互間については、前条に規定する特定額を適用するものとする。この場合、京都・新神戸相互間については、京都・神戸間の特定額とする。</u></p> <p><u>(1) 東 京・品 川間</u></p> <p><u>(2) 東 京・上 野間</u></p> <p><u>(3) 東 京・大 宮間</u></p> <p><u>(4) 上 野・大 宮間</u></p> <p><u>(5) 京 都・新大阪間</u></p> <p><u>(6) 京 都・新神戸間</u></p> <p><u>(7) 京 都・西明石間</u></p> <p><u>(8) 新大阪・新神戸間</u></p> <p><u>(9) 新大阪・西明石間</u></p> <p><u>(10) 新神戸・西明石間</u></p> <p><u>2 前項の規定によるほか、新幹線と新幹線以外の区間を連続して乗車する場合で次の各号の左欄の区間の大人片道普通旅客運賃については、前条に規定する右欄の区間の特定額を適用するものとする。</u></p>

改正前	改正後
	<p>(1) 千里丘・新神戸間 千里丘・神戸間</p> <p>(2) 岸 辺・新神戸間 岸 辺・神戸間</p> <p>(3) 吹 田・新神戸間 吹 田・神戸間</p> <p>(4) 茨 木・新神戸間 茨 木・神戸間</p> <p>(5) 摂津富田・新神戸間 摂津富田・神戸間</p> <p>(6) 高 槻・新神戸間 高 槻・神戸間</p> <p>(7) 桂 川・新神戸間 桂 川・神戸間</p> <p>(8) 西大路・新神戸間 西大路・神戸間</p>
(中略)	(中略)
<p>(北海道旅客鉄道会社線内の大人定期旅客運賃)</p> <p>第 95 条の 2 北海道旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人定期旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 大人通勤定期旅客運賃</p> <p>イ 幹線内相互発着となる場合 別表第 2 号ロの 2 に定める額</p> <p>ロ 地方交通線内相互発着となる場合 別表第 2 号ハの 2 に定める額。ただし <u>別に定めるところにより</u> 特定した額とする <u>ことがある</u>。</p> <p>(2) 大人通学定期旅客運賃</p> <p>イ 幹線内相互発着となる場合 別表第 2 号ニの 2 に定める額</p> <p>ロ 地方交通線内相互発着となる場合 別表第 2 号ホの 2 に定める額。ただし <u>別に定めるところにより</u> 特定した額とする <u>ことがある</u>。</p>	<p>(北海道旅客鉄道会社線内の大人定期旅客運賃)</p> <p>第 95 条の 2 北海道旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人定期旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 大人通勤定期旅客運賃</p> <p>イ 幹線内相互発着となる場合 別表第 2 号ロの 2 に定める額</p> <p>ロ 地方交通線内相互発着となる場合 別表第 2 号ハの 2 に定める額。ただし、<u>別表第 2 号ハの 3 第 1 号に定める区間相互間の定期旅客運賃は、同表に定める額に</u> 特定した額とする。</p> <p>(2) 大人通学定期旅客運賃</p> <p>イ 幹線内相互発着となる場合 別表第 2 号ニの 2 に定める額</p> <p>ロ 地方交通線内相互発着となる場合 別表第 2 号ホの 2 に定める額。ただし、<u>別表第 2 号ハの 3 第 2 号に定める区間相互間の定期旅客運賃は、同表に定める額に</u> 特定した額とする。</p>
(中略)	(中略)
<p>(幹線内相互発着の大人定期旅客運賃の特定)</p> <p>第 99 条 次の各号に定める区間の大人通勤定期旅客運賃及び大人通学定期旅客運賃は、第 95 条第 1 号イ及び第 2 号イの規定にかかわらず、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 東京山手線内及び大阪環状線内相互発着の場合</p>	<p>(幹線内相互発着の大人定期旅客運賃の特定)</p> <p>第 99 条 次の各号に定める区間の大人通勤定期旅客運賃及び大人通学定期旅客運賃は、第 95 条第 1 号イ及び第 2 号イの規定にかかわらず、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 東京山手線内及び大阪環状線内相互発着の場合</p>

改正前	改正後
<p>イ 東京山手線内相互発着の場合 (イ) 大人通勤定期旅客運賃 別表第2号ヲに定める額 (ロ) 大人通学定期旅客運賃 別表第2号ワに定める額 ロ 大阪環状線内相互発着の場合 (イ) 大人通勤定期旅客運賃 別表第2号ヲの2に定める額 (ロ) 大人通学定期旅客運賃 別表第2号ワの2に定める額 (2) 前号以外の電車特定区間内相互発着の場合 イ 東京附近における電車特定区間内相互発着の場合 (イ) 大人通勤定期旅客運賃 別表第2号ヨに定める額 (ロ) 大人通学定期旅客運賃 別表第2号タに定める額 ロ 大阪附近における電車特定区間内相互発着の場合 (イ) 大人通勤定期旅客運賃 別表第2号ヨの2に定める額 (ロ) 大人通学定期旅客運賃 別表第2号タの2に定める額 (3) 第79条の規定により大人片道普通旅客運賃の特定額を適用した区間の大人定期旅客運賃は、<u>別に定めるところにより特定した額とすることがある。</u></p> <p>(中略)</p>	<p>イ 東京山手線内相互発着の場合 (イ) 大人通勤定期旅客運賃 別表第2号ヲに定める額 (ロ) 大人通学定期旅客運賃 別表第2号ワに定める額 ロ 大阪環状線内相互発着の場合 (イ) 大人通勤定期旅客運賃 別表第2号ヲの2に定める額 (ロ) 大人通学定期旅客運賃 別表第2号ワの2に定める額 (2) 前号以外の電車特定区間内相互発着の場合 イ 東京附近における電車特定区間内相互発着の場合 (イ) 大人通勤定期旅客運賃 別表第2号ヨに定める額 (ロ) 大人通学定期旅客運賃 別表第2号タに定める額 ロ 大阪附近における電車特定区間内相互発着の場合 (イ) 大人通勤定期旅客運賃 別表第2号ヨの2に定める額 (ロ) 大人通学定期旅客運賃 別表第2号タの2に定める額 (3) 第79条の規定により大人片道普通旅客運賃の特定額を適用した区間の大人定期旅客運賃は、<u>次に定める額を適用する。</u> <u>イ 大人通勤定期旅客運賃の特定額</u> <u>別表第2号レに定める額</u> <u>ロ 大人通学定期旅客運賃の特定額</u> <u>別表第2号レの2に定める額</u> (4) <u>前号の規定にかかわらず、前号の特定額を適用する区間内の駅相互間の定期旅客運賃が、当該特定額適用区間の定期旅客運賃に比較して、これよりも高額となる場合は、当該特定額をもってこの区間の定期旅客運賃とする。</u></p> <p>(中略)</p>

改正前	改正後
<p>(北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の中学校、高等学校生徒等に対する割引定期旅客運賃)</p> <p>第104条 前条第1号及び第2号の規定にかかわらず、北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の割引の定期旅客運賃は、次の額とする。</p> <p>(1) 第38条第1項第1号に定める生徒に対する通学定期旅客運賃</p> <p>イ 北海道旅客鉄道会社線</p> <p>(イ) 幹線内相互発着となる場合 別表第2号ニの4に定める額</p> <p>(ロ) 地方交通線内相互発着となる場合 別表第2号ホの4に定める額。ただし、<u>別に定めるところにより</u>特定した額とする<u>ことがある</u>。</p> <p>(ハ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合</p> <p>a 発着区間の営業キロが10キロメートルまでの場合 営業キロにより前(ロ) (別表第2号ホの4) に定める定期旅客運賃を適用した額</p> <p>b 発着区間の営業キロが10キロメートルを超える場合 運賃計算キロにより前(イ) (別表第2号ニの4) に定める定期旅客運賃を適用した額</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 第38条第1項第2号に定める児童に対する通学定期旅客運賃</p> <p>イ 北海道旅客鉄道会社線</p> <p>(イ) 幹線内相互発着となる場合 別表第2号ニの5に定める額</p> <p>(ロ) 地方交通線内相互発着となる場合 別表第2号ホの5に定める額。ただし、<u>別に定めるところにより</u>特定した額とする<u>ことがある</u>。</p> <p>(ハ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合</p> <p>a 発着区間の営業キロが10キロメートルまでの場合 営業キロにより前(ロ) (別表第2号ホの5) に定める定期旅客運賃を適用した額</p>	<p>(北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の中学校、高等学校生徒等に対する割引定期旅客運賃)</p> <p>第104条 前条第1号及び第2号の規定にかかわらず、北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の割引の定期旅客運賃は、次の額とする。</p> <p>(1) 第38条第1項第1号に定める生徒に対する通学定期旅客運賃</p> <p>イ 北海道旅客鉄道会社線</p> <p>(イ) 幹線内相互発着となる場合 別表第2号ニの4に定める額</p> <p>(ロ) 地方交通線内相互発着となる場合 別表第2号ホの4に定める額。ただし、<u>別表第2号ハの3第3号に定める区間相互間の定期旅客運賃は、同表に定める額に</u>特定した額とする。</p> <p>(ハ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合</p> <p>a 発着区間の営業キロが10キロメートルまでの場合 営業キロにより前(ロ) (別表第2号ホの4) に定める定期旅客運賃を適用した額</p> <p>b 発着区間の営業キロが10キロメートルを超える場合 運賃計算キロにより前(イ) (別表第2号ニの4) に定める定期旅客運賃を適用した額</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 第38条第1項第2号に定める児童に対する通学定期旅客運賃</p> <p>イ 北海道旅客鉄道会社線</p> <p>(イ) 幹線内相互発着となる場合 別表第2号ニの5に定める額</p> <p>(ロ) 地方交通線内相互発着となる場合 別表第2号ホの5に定める額。ただし、<u>別表第2号ハの3第4号に定める区間相互間の定期旅客運賃は、同表に定める額に</u>特定した額とする。</p> <p>(ハ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合</p> <p>a 発着区間の営業キロが10キロメートルまでの場合 営業キロにより前(ロ) (別表第2号ホの5) に定める定期旅客運賃を適用した額</p>

改正前	改正後
<p>賃を適用した額</p> <p>b 発着区間が10キロメートルを超える場合 運賃計算キロにより前(イ) (別表第2号ニに5) に定める定期旅客運賃を適用した額</p> <p>(中略)</p>	<p>賃を適用した額</p> <p>b 発着区間が10キロメートルを超える場合 運賃計算キロにより前(イ) (別表第2号ニに5) に定める定期旅客運賃を適用した額</p> <p>(中略)</p>
<p>(3) 第38条第1項第3号から第5号に定める生徒等に対する通学定期旅客運賃</p> <p>イ 北海道旅客鉄道会社線</p> <p>(イ) 幹線内相互発着となる場合 別表第2号ニの3に定める額</p> <p>(ロ) 地方交通線内相互発着となる場合 別表第2号ホの3に定める額。ただし別に定める<u>ところにより</u>特定した額とする<u>ことがある</u>。</p> <p>(ハ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合</p> <p>a 発着区間の営業キロが10キロメートルまでの場合 営業キロにより前(ロ) (別表第2号ホの3) に定める定期旅客運賃を適用した額</p> <p>b 発着区間の営業キロが10キロメートルを超える場合 運賃計算キロにより前(イ) (別表第2号ニの3) に定める定期旅客運賃を適用した額</p> <p>(中略)</p>	<p>(3) 第38条第1項第3号から第5号に定める生徒等に対する通学定期旅客運賃</p> <p>イ 北海道旅客鉄道会社線</p> <p>(イ) 幹線内相互発着となる場合 別表第2号ニの3に定める額</p> <p>(ロ) 地方交通線内相互発着となる場合 別表第2号ホの3に定める額。ただし、<u>別表第2号ハの3第5号に定める区間相互間の定期旅客運賃は、同表に定める額に</u>特定した額とする。</p> <p>(ハ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合</p> <p>a 発着区間の営業キロが10キロメートルまでの場合 営業キロにより前(ロ) (別表第2号ホの3) に定める定期旅客運賃を適用した額</p> <p>b 発着区間の営業キロが10キロメートルを超える場合 運賃計算キロにより前(イ) (別表第2号ニの3) に定める定期旅客運賃を適用した額</p> <p>(中略)</p>
<p>(大人急行料金)</p> <p>第125条 大人急行料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 特別急行料金</p> <p>イ 新幹線</p> <p>(イ) 指定席特急料金 (特別車両以外の個室に乗車する場合は、1人当りの料金とする。)</p> <p>a b、c、d、e、f、g、h及びi以外の指定席特急料金 別表第2号ツ、ナ、ラ、ム、ウ及びノに定める料金とする。ただ</p>	<p>(大人急行料金)</p> <p>第125条 大人急行料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 特別急行料金</p> <p>イ 新幹線</p> <p>(イ) 指定席特急料金 (特別車両以外の個室に乗車する場合は、1人当りの料金とする。)</p> <p>a b、c、d、e、f、g、h及びi以外の指定席特急料金 別表第2号ツ、ナ、ラ、ム、ウ及びノに定める料金とする。ただ</p>

改正前	改正後
<p>し、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。</p> <p>b のぞみ号等（東京・博多間の新幹線停車駅相互間を乗車する場合に限る。）に対して適用する指定席特急料金 別表第2号ネに定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。</p> <p>c はやぶさ号等（東京・新青森間の新幹線停車駅相互間を乗車する場合に限る。）に対して適用する指定席特急料金 別表第2号ナの2に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。</p> <p>d 第57条第7項の規定により東京・博多間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金 (a) のぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合 aの規定により計算した額とする。 (b) のぞみ号等を乗り継いで乗車する場合 bの規定により計算した額とする。 (c) のぞみ号等とのぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継いで乗車する場合 全区間に対する別表第2号ツに定める額と、のぞみ号等の指定席を使用する区間に対する別表第2号ネに定める額から同区間に対する別表第2号ツに定める額を差し引いた額とを合計した額と</p>	<p>し、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。</p> <p>b のぞみ号等（東京・博多間の新幹線停車駅相互間を乗車する場合に限る。）に対して適用する指定席特急料金 別表第2号ネに定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。</p> <p>c はやぶさ号等（東京・新青森間の新幹線停車駅相互間を乗車する場合に限る。）に対して適用する指定席特急料金 別表第2号ナの2に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。</p> <p>d 第57条第7項の規定により東京・博多間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金 (a) のぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合 aの規定により計算した額とする。 (b) のぞみ号等を乗り継いで乗車する場合 bの規定により計算した額とする。 (c) のぞみ号等とのぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継いで乗車する場合 全区間に対する別表第2号ツに定める額と、のぞみ号等の指定席を使用する区間に対する別表第2号ネに定める額から同区間に対する別表第2号ツに定める額を差し引いた額とを合計した額と</p>

改正前	改正後
<p>する。この場合、のぞみ号等の指定席を使用する区間が複数となるときであって、最初のにぞみ号等の指定席を使用する区間から最後のにぞみ号等の指定席を使用する区間までの間を通じた区間をのぞみ号等の指定席使用区間とみなして計算した額が、のぞみ号等の指定席使用区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別急行料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、当該合計額から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、当該合計額から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、当該合計額に200円を加算した額とする。</p> <p>e 第57条第7項の規定により博多・鹿児島中央間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</p> <p>a の規定により計算した額とする。</p> <p>f 東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間に乗車する場合に発売する指定席特急券（第57条第7項の規定により発売するものを含む。）に適用する指定席特急料金</p> <p>(a) (b)以外の指定席特急料金</p> <p>東京・博多間の乗車区間に対して a、b 又は d の規定により計算した額と博多・鹿児島中央間の乗車区間に対して a 又は e の規定により計算した額とを合計した額とする。</p> <p>(b) 第57条の3第5項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</p> <p>別に定める場合を除き新大阪・博多間の乗車区間に対して a、b 又は d の規定により計算した額と博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する別表第2号ウに定める額から530円を低減した額とを合計した額とする。この場合、a、b 又は d のただし書の規定による低減又は加算は、指定席を使用する区間にかかわらず、新大阪・博多間の乗車区間に対する額に対して行うものとする。</p>	<p>する。この場合、のぞみ号等の指定席を使用する区間が複数となるときであって、最初のにぞみ号等の指定席を使用する区間から最後のにぞみ号等の指定席を使用する区間までの間を通じた区間をのぞみ号等の指定席使用区間とみなして計算した額が、のぞみ号等の指定席使用区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別急行料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、当該合計額から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、当該合計額から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、当該合計額に200円を加算した額とする。</p> <p>e 第57条第7項の規定により博多・鹿児島中央間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車場合に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</p> <p>a の規定により計算した額とする。</p> <p>f 東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間に乗車場合に発売する指定席特急券（第57条第7項の規定により発売するものを含む。）に適用する指定席特急料金</p> <p>(a) (b)以外の指定席特急料金</p> <p>東京・博多間の乗車区間に対して a、b 又は d の規定により計算した額と博多・鹿児島中央間の乗車区間に対して a 又は e の規定により計算した額とを合計した額とする。</p> <p>(b) 第57条の3第5項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</p> <p><u>① ②以外の指定席特急料金</u></p> <p>新大阪・博多間の乗車区間に対して a、b 又は d の規定により計算した額と博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する別表第2号ウに定める額から530円を低減した額とを合計した額とする。この場合、a、b 又は d のただし書の規定による低減又は加算は、指定席を使用する区間にかかわらず、新大阪・博多間の乗車区間に対する額に対して行うものとする。</p> <p><u>② 次に掲げる区間の特別急行券に対する特別急行料金は、次に定める額とする。この場合、第1項第1号イの(i)の a、b 又は d のただし書の規定による低減又は加算は、指定席を使用する区間に</u></p>

改正前	改正後
<p>g 第57条第2項第1号及び第8項の規定により東京・新青森間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</p> <p>(a) はやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合</p> <p>aの規定により計算した額とする。</p> <p>(b) はやぶさ号等を乗り継いで乗車する場合</p> <p>cの規定により計算した額とする。</p> <p>(c) はやぶさ号等とはやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継いで乗車する場合</p> <p>全区間に対する別表第2号ナに定める額と、はやぶさ号等の指定席を使用する区間に対する別表第2号ナの2に定める額から同区間に対する別表第2号ナに定める額を差し引いた額とを合計した額とする。この場合、はやぶさ号等の指定席を使用する区間が複数とな</p>	<p><u>かかわらず、新大阪・博多間の乗車区間に対する額に対して行うものとする。</u></p> <p><u>(①) 新大阪・新下関間の新幹線停車駅と新鳥栖駅又は久留米駅との相互間の指定席特急料金</u></p> <p><u>新大阪・博多間の乗車区間に対して第1項第1号イの(イ)のa、b又はdの規定により計算した額と博多・新鳥栖間又は博多・久留米間に対する別表第2号ウに定める額から920円を低減した額とを合計した額とする。</u></p> <p><u>(②) 小倉駅と筑後船小屋・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間の指定席特急料金</u></p> <p><u>小倉・博多間に対して第1項第1号イの(イ)のa又はbの規定により計算した額から770円を低減した額と、博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する別表第2号ウに定める額から530円を低減した額とを合計した額とする。</u></p> <p><u>(③) 小倉駅と新鳥栖駅又は久留米駅との相互間の指定席特急料金</u></p> <p><u>小倉・博多間に対して第1項第1号イの(イ)のa又はbの規定により計算した額から770円を低減した額と、博多・新鳥栖間又は博多・久留米間に対する別表第2号ウに定める額から920円を低減した額とを合計した額とする。</u></p> <p>g 第57条第2項第1号及び第8項の規定により東京・新青森間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車場合に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</p> <p>(a) はやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合</p> <p>aの規定により計算した額とする。</p> <p>(b) はやぶさ号等を乗り継いで乗車する場合</p> <p>cの規定により計算した額とする。</p> <p>(c) はやぶさ号等とはやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継いで乗車する場合</p> <p>全区間に対する別表第2号ナに定める額と、はやぶさ号等の指定席を使用する区間に対する別表第2号ナの2に定める額から同区間に対する別表第2号ナに定める額を差し引いた額とを合計した額とする。この場合、はやぶさ号等の指定席を使用する区間が複数とな</p>

改正前	改正後
<p>るときであって、最初にはやぶさ号等の指定席を使用する区間から最後にはやぶさ号等の指定席を使用する区間までの間を通じた区間をはやぶさ号等の指定席使用区間とみなして計算した額が、はやぶさ号等の指定席使用区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別急行料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、当該合計額から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、当該合計額から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、当該合計額に200円を加算した額とする。</p> <p>h 第57条第2項第1号及び第8項の規定により新青森・新函館北斗間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</p> <p style="padding-left: 2em;">aの規定により計算した額とする。</p> <p>i 東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互間に乗車する場合に発売する指定席特急券(第57条第2項第1号及び第8項の規定により発売するものを含む。)に適用する指定席特急料金</p> <p>東京・新青森間の乗車区間に対してa、c又はgの規定により計算した額と新青森・新函館北斗間の乗車区間に対する別表第2号ノに定める額から530円を低減した額とを合計した額とする。この場合、a、c又はgのただし書の規定による低減又は加算は、指定席を使用する区間にかかわらず、東京・新青森間の乗車区間に対する額に対して行うものとする。</p>	<p>るときであって、最初にはやぶさ号等の指定席を使用する区間から最後にはやぶさ号等の指定席を使用する区間までの間を通じた区間をはやぶさ号等の指定席使用区間とみなして計算した額が、はやぶさ号等の指定席使用区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別急行料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、当該合計額から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、当該合計額から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、当該合計額に200円を加算した額とする。</p> <p>h 第57条第2項第1号及び第8項の規定により新青森・新函館北斗間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</p> <p style="padding-left: 2em;">aの規定により計算した額とする。</p> <p>i 東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互間に乗車する場合に発売する指定席特急券(第57条第2項第1号及び第8項の規定により発売するものを含む。)に適用する指定席特急料金</p> <p><u>(a) (b)以外の指定席特急料金</u></p> <p>東京・新青森間の乗車区間に対してa、c又はgの規定により計算した額と新青森・新函館北斗間の乗車区間に対する別表第2号ノに定める額から530円を低減した額とを合計した額とする。この場合、a、c又はgのただし書の規定による低減又は加算は、指定席を使用する区間にかかわらず、東京・新青森間の乗車区間に対する額に対して行うものとする。</p> <p><u>(b) 次に掲げる区間の特別急行券に対する特別急行料金は、次に定める額とする。この場合、第1項第1号イの(i)のa、c又はgのただし書の規定による低減又は加算は、指定席を使用する区間にかかわらず、東京・新青森間の乗車区間に対する額に対して行うものとする。</u></p> <p><u>① 東京・八戸間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ駅との相互間の指定席特急料金</u></p> <p style="padding-left: 2em;">東京・新青森間の乗車区間に対して第1項第1号イの(i)のa、c又はgの規定により計算した額と新青森・奥津軽いまべつ間に対する別表第2号ノに定める額から1,230円を低減した額とを合計</p>

改正前	改正後																																																																																										
<p>(ロ) 立席特急料金</p> <p>(中略)</p> <p>ロ 新幹線以外の線区</p> <p>(イ) (ロ)、(ハ)、(ニ)及び(ホ)以外の特別急行料金</p> <p><u>a</u> 指定席特急料金</p> <p><u>(a)</u> <u>(b)</u>以外の指定席特急料金</p> <p>次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。</p> <table border="1" data-bbox="271 1177 954 1361"> <tr> <td></td> <td>50キ</td> <td>100キ</td> <td>150キ</td> <td>200キ</td> <td>300キ</td> <td>400キ</td> <td>600キ</td> <td>601キ</td> </tr> <tr> <td>営業</td> <td>ロメ</td> <td>ロメ</td> <td>ロメ</td> <td>ロメ</td> <td>ロメ</td> <td>ロメ</td> <td>ロメ</td> <td>ロメ</td> </tr> <tr> <td>キロ</td> <td>一ト</td> <td>一ト</td> <td>一ト</td> <td>一ト</td> <td>一ト</td> <td>一ト</td> <td>一ト</td> <td>一ト</td> </tr> <tr> <td>地帯</td> <td>ルま</td> <td>ルま</td> <td>ルま</td> <td>ルま</td> <td>ルま</td> <td>ルま</td> <td>ルま</td> <td>ル以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>で</td> <td>で</td> <td>で</td> <td>で</td> <td>で</td> <td>で</td> <td>で</td> <td>上</td> </tr> </table>		50キ	100キ	150キ	200キ	300キ	400キ	600キ	601キ	営業	ロメ	ロメ	ロメ	ロメ	ロメ	ロメ	ロメ	ロメ	キロ	一ト	一ト	一ト	一ト	一ト	一ト	一ト	一ト	地帯	ルま	ルま	ルま	ルま	ルま	ルま	ルま	ル以上		で	で	で	で	で	で	で	上	<p><u>した額とする。</u></p> <p>② <u>七戸十和田・木古内間及び七戸十和田・新函館北斗間の指定席特急料金</u></p> <p>七戸十和田・新青森間に対して第1項第1号イの(イ)のa又はcの規定により計算した額から990円を低減した額と新青森・新函館北斗間の乗車区間に対する別表第2号ノに定める額から530円を低減した額とを合計した額とする。</p> <p>③ <u>七戸十和田駅と奥津軽いまべつ駅との相互間の指定席特急料金</u></p> <p>七戸十和田・新青森間に対して第1項第1号イの(イ)のa又はcの規定により計算した額から990円を低減した額と、新青森・奥津軽いまべつ間に対する別表第2号ノに定める額から1,230円を低減した額とを合計した額とする。</p> <p>(ロ) 立席特急料金</p> <p>(中略)</p> <p>ロ 新幹線以外の線区</p> <p>(イ) (ロ)、(ハ)、(ニ)及び(ホ)以外の特別急行料金</p> <p><u>a b、c、d、e、f、g、h、i及びj以外の特別急行料金</u></p> <p><u>(a)</u> 指定席特急料金</p> <p><u>① ②</u>以外の指定席特急料金</p> <p>次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1279 1177 1962 1361"> <tr> <td></td> <td>50キ</td> <td>100キ</td> <td>150キ</td> <td>200キ</td> <td>300キ</td> <td>400キ</td> <td>600キ</td> <td>601キ</td> </tr> <tr> <td>営業</td> <td>ロメ</td> <td>ロメ</td> <td>ロメ</td> <td>ロメ</td> <td>ロメ</td> <td>ロメ</td> <td>ロメ</td> <td>ロメ</td> </tr> <tr> <td>キロ</td> <td>一ト</td> <td>一ト</td> <td>一ト</td> <td>一ト</td> <td>一ト</td> <td>一ト</td> <td>一ト</td> <td>一ト</td> </tr> <tr> <td>地帯</td> <td>ルま</td> <td>ルま</td> <td>ルま</td> <td>ルま</td> <td>ルま</td> <td>ルま</td> <td>ルま</td> <td>ル以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>で</td> <td>で</td> <td>で</td> <td>で</td> <td>で</td> <td>で</td> <td>で</td> <td>上</td> </tr> </table>		50キ	100キ	150キ	200キ	300キ	400キ	600キ	601キ	営業	ロメ	ロメ	ロメ	ロメ	ロメ	ロメ	ロメ	ロメ	キロ	一ト	一ト	一ト	一ト	一ト	一ト	一ト	一ト	地帯	ルま	ルま	ルま	ルま	ルま	ルま	ルま	ル以上		で	で	で	で	で	で	で	上
	50キ	100キ	150キ	200キ	300キ	400キ	600キ	601キ																																																																																			
営業	ロメ	ロメ	ロメ	ロメ	ロメ	ロメ	ロメ	ロメ																																																																																			
キロ	一ト	一ト	一ト	一ト	一ト	一ト	一ト	一ト																																																																																			
地帯	ルま	ルま	ルま	ルま	ルま	ルま	ルま	ル以上																																																																																			
	で	で	で	で	で	で	で	上																																																																																			
	50キ	100キ	150キ	200キ	300キ	400キ	600キ	601キ																																																																																			
営業	ロメ	ロメ	ロメ	ロメ	ロメ	ロメ	ロメ	ロメ																																																																																			
キロ	一ト	一ト	一ト	一ト	一ト	一ト	一ト	一ト																																																																																			
地帯	ルま	ルま	ルま	ルま	ルま	ルま	ルま	ル以上																																																																																			
	で	で	で	で	で	で	で	上																																																																																			

改正前									改正後												
料 金	円	円	円	円	円	円	円	円	料 金	円	円	円	円	円	円	円	円				
	1,290	1,730	2,390	2,730	2,950	3,170	3,490	3,830		1,290	1,730	2,390	2,730	2,950	3,170	3,490	3,830				
<p><u>(b)</u> 特別車両及びコンパートメント個室以外の別に定める個室に対して適用する指定席特急料金</p> <p>1人当りの料金は、前<u>(a)</u>の表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。</p> <p><u>b</u> 立席特急料金及び自由席特急料金</p> <p><u>a</u>の<u>(a)</u>の表に定める料金から530円を低減した額とする。</p> <p><u>c</u> 特定特急料金</p> <p><u>(a)</u> <u>(b)</u>以外の特定特急料金</p> <p>1,320円とする。</p> <p><u>(b)</u> 盛岡・秋田間の停車駅相互間に対する特定特急料金</p> <p><u>b</u>に定める額とする。</p>									<p><u>②</u> 特別車両及びコンパートメント個室以外の別に定める個室に対して適用する指定席特急料金</p> <p>1人当りの料金は、前<u>①</u>の表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。</p> <p><u>(b)</u> 立席特急料金及び自由席特急料金</p> <p><u>(a)</u>の<u>①</u>の表に定める料金から530円を低減した額とする。</p> <p><u>(c)</u> 特定特急料金</p> <p><u>①</u> <u>②</u>以外の特定特急料金</p> <p>1,320円とする。</p> <p><u>②</u> 盛岡・秋田間の停車駅相互間に対する特定特急料金</p> <p><u>(b)</u>に定める額とする。</p> <p><u>b</u> <u>第57条の3第2項第2号の規定により発売する立席特急券及び自由席特急券に対する立席特急料金及び自由席特急料金</u></p> <p>560円とする。</p> <p><u>c</u> <u>第57条の3第2項第3号の規定により発売する特別急行券に対する特別急行料金</u></p> <p><u>(a)</u> <u>指定席特急料金</u></p> <p><u>次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1344 1244 1680 1428"> <tr> <td>営業キロ 地 帯</td> <td>25キロ メートル まで</td> </tr> <tr> <td>料 金</td> <td>円 1,070</td> </tr> </table>									営業キロ 地 帯	25キロ メートル まで	料 金	円 1,070
営業キロ 地 帯	25キロ メートル まで																				
料 金	円 1,070																				

改正前	改正後												
	<p>(b) <u>立席特急料金及び自由席特急料金</u> 次表に定める料金とする。</p> <table border="1" data-bbox="1346 264 1832 453"> <tr> <td data-bbox="1346 264 1525 376"><u>営業キロ</u> <u>地 帯</u></td> <td data-bbox="1525 264 1675 376"><u>25キロ</u> <u>メートル</u> <u>まで</u></td> <td data-bbox="1675 264 1832 376"><u>50キロ</u> <u>メートル</u> <u>まで</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1346 376 1525 453"><u>料 金</u></td> <td data-bbox="1525 376 1675 453">円 330</td> <td data-bbox="1675 376 1832 453">円 530</td> </tr> </table> <p>d 第57条の3第2項第4号の規定により発売する特別急行券</p> <p>(a) <u>同号イの規定により発売する立席特急券及び自由席特急券に対する立席特急料金及び自由席特急料金は、次表に定める料金とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1346 596 1832 785"> <tr> <td data-bbox="1346 596 1525 708"><u>営業キロ</u> <u>地 帯</u></td> <td data-bbox="1525 596 1675 708"><u>30キロ</u> <u>メートル</u> <u>まで</u></td> <td data-bbox="1675 596 1832 708"><u>50キロ</u> <u>メートル</u> <u>まで</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1346 708 1525 785"><u>料 金</u></td> <td data-bbox="1525 708 1675 785">円 330</td> <td data-bbox="1675 708 1832 785">円 660</td> </tr> </table> <p>(b) <u>同号ロの規定により発売する特別急行券</u></p> <p>① <u>指定席特急料金</u> 860円とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、660円とし、同条第3項の規定により発売するものにあつては、330円とする。また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、1,060円とする。</p> <p>② <u>立席特急料金及び自由席特急料金</u> 330円とする。</p> <p>(c) <u>同号ハの規定により発売する立席特急券及び自由席特急券に対する立席特急料金及び自由席特急料金は、990円とする。</u></p> <p>e 第57条の3第2項第5号の規定により発売する指定席特急券及び自由席特急券に対する特急料金は、100円とする。</p> <p>f 第57条の3第2項第6号の規定により発売する指定席特急券及び自由席特急券に対する特急料金は、100円とする。</p> <p>g 第57条の3第2項第7号の規定により発売する特別急行券</p> <p>(a) <u>指定席特急料金</u> 次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定</p>	<u>営業キロ</u> <u>地 帯</u>	<u>25キロ</u> <u>メートル</u> <u>まで</u>	<u>50キロ</u> <u>メートル</u> <u>まで</u>	<u>料 金</u>	円 330	円 530	<u>営業キロ</u> <u>地 帯</u>	<u>30キロ</u> <u>メートル</u> <u>まで</u>	<u>50キロ</u> <u>メートル</u> <u>まで</u>	<u>料 金</u>	円 330	円 660
<u>営業キロ</u> <u>地 帯</u>	<u>25キロ</u> <u>メートル</u> <u>まで</u>	<u>50キロ</u> <u>メートル</u> <u>まで</u>											
<u>料 金</u>	円 330	円 530											
<u>営業キロ</u> <u>地 帯</u>	<u>30キロ</u> <u>メートル</u> <u>まで</u>	<u>50キロ</u> <u>メートル</u> <u>まで</u>											
<u>料 金</u>	円 330	円 660											

改正前

改正後

により発売するものにあつては、同表に定める料金から 530 円を低減した額とする。

営業キロ 地帯	25 キロ	50 キロ	100 キロ	150 キロ
	メートル	メートル	メートル	メートル
	まで	まで	まで	まで
料金	円 850	円 1,160	円 1,680	円 2,360

(b) 立席特急料金及び自由席特急料金

(a)の表に定める料金から530円を低減した額とする。

h 第 57 条の 3 第 2 項第 8 号に定める列車群に含まれる特別急行列車に対して適用する特別急行料金

(a) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合であつて、旅客が列車に乗車する前に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては同表に定める料金から530円を低減した額とする。

	50 キ	100	150	200	300	400
営業 キロ	ロメ	キロ	キロ	キロ	キロ	キロ
	ート	メー	メー	メー	メー	メー
地帯	ルま	トル	トル	トル	トル	トル
	で	まで	まで	まで	まで	まで
料金	円 760	円 1,020	円 1,580	円 2,240	円 2,550	円 2,900

(b) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合であつて、旅客が列車に乗車した後に車内で発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては(a)の表に定める料金から530円を低減した額とする。

	50 キ	100	150	200	300	400
営業 キロ	ロメ	キロ	キロ	キロ	キロ	キロ
	ート	メー	メー	メー	メー	メー
地帯	ルま	トル	トル	トル	トル	トル
	で	まで	まで	まで	まで	まで

改正前

改正後

	で	まで	まで	まで	まで	まで
料金	円 1,020	円 1,280	円 1,840	円 2,500	円 2,810	円 3,160

(c) 東海旅客鉄道会社線内相互発着となる場合（ただし、別表第1号の2第1項第4号イに定める特別急行列車に乘車する場合に限る。）であつて、旅客が列車に乘車する前に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては同表に定める料金から530円を低減した額とする。

	50キ	100	150	200
営業	ロメ	キロ	キロ	キロ
キロ	一ト	メー	メー	メー
地帯	ルま	トル	トル	トル
	で	まで	まで	まで
料金	円 760	円 1,020	円 1,580	円 2,240

(d) 東海旅客鉄道会社線内相互発着となる場合（ただし、別表第1号の2第1項第4号イに定める特別急行列車に乘車する場合に限る。）であつて、旅客が列車に乘車した後に車内で発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては(c)の表に定める料金から530円を低減した額とする。

	50キ	100	150	200
営業	ロメ	キロ	キロ	キロ
キロ	一ト	メー	メー	メー
地帯	ルま	トル	トル	トル
	で	まで	まで	まで
料金	円 1,020	円 1,280	円 1,840	円 2,500

(e) 東日本旅客鉄道会社線と東海旅客鉄道会社線とにまたがつて

改正前	改正後								
	<p>乗車する場合（ただし、別表第1号の2第1項第4号イに定める特別急行列車に乗車する場合に限る。）であって、旅客が列車に乗車する前に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</p> <p>(c) に定める料金とする。</p> <p>(f) 東日本旅客鉄道会社線と東海旅客鉄道会社線とにまたがって乗車する場合（ただし、別表第1号の2第1項第4号イに定める特別急行列車に乗車する場合に限る。）であって、旅客が列車に乗車した後に車内で発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</p> <p>(d) に定める料金とする。</p> <p>i 特別急行列車成田エクスプレス号に乗車する場合の渋谷・千葉間に発売する指定席特急券に対する指定席特急料金</p> <p>1,290円とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、1,090円とし、同条第3項の規定により発売するものにあつては、760円とする。また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、1,490円とする。</p> <p>j 第57条の3第4項の規定により、奥羽本線中福島・新庄間並びに田沢湖線及び奥羽本線中大曲・秋田間の停車駅相互間に発売する特別急行券</p> <p>(a) 指定席特急料金</p> <p>次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から140円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から380円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に140円を加算した額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1317 1177 1892 1364"> <thead> <tr> <th>営業キロ 地帯</th> <th>50キロ メートル まで</th> <th>100キロ メートル まで</th> <th>150キロ メートル まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料 金</td> <td>円 910</td> <td>円 1,230</td> <td>円 1,680</td> </tr> </tbody> </table> <p>(b) 立席特急料金、自由席特急料金及び特定特急料金</p> <p>(a)の表に定める料金から380円を低減した額とする。</p>	営業キロ 地帯	50キロ メートル まで	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで	料 金	円 910	円 1,230	円 1,680
営業キロ 地帯	50キロ メートル まで	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで						
料 金	円 910	円 1,230	円 1,680						

改正前	改正後																																																																																																																
<p>(ロ) 第57条の3第2項の規定により発売する場合で(ハ)、(ニ)及び(ホ)以外の特別急行料金</p> <p>a 指定席特急料金</p> <p>(a) (b)以外の指定席特急料金</p> <p>次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td>50キ</td> <td>100キ</td> <td>150キ</td> <td>200キ</td> <td>300キ</td> <td>400キ</td> <td>401キ</td> </tr> <tr> <td>営業</td> <td>ロメ</td> <td>ロメ</td> <td>ロメ</td> <td>ロメ</td> <td>ロメ</td> <td>ロメ</td> <td>ロメ</td> </tr> <tr> <td>キロ</td> <td>ート</td> <td>ート</td> <td>ート</td> <td>ート</td> <td>ート</td> <td>ート</td> <td>ート</td> </tr> <tr> <td>地帯</td> <td>ルま</td> <td>ルま</td> <td>ルま</td> <td>ルま</td> <td>ルま</td> <td>ルま</td> <td>ル以上</td> </tr> <tr> <td>で</td> <td>で</td> <td>で</td> <td>で</td> <td>で</td> <td>で</td> <td>で</td> <td></td> </tr> <tr> <td>料金</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,190</td> <td>1,530</td> <td>1,970</td> <td>2,290</td> <td>2,510</td> <td>2,730</td> <td>3,070</td> </tr> </table> <p>(b) 特別車両及びコンパートメント個室以外の別に定める個室に対して適用する指定席特急料金</p> <p>1人当りの料金は、前(a)の表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。</p> <p>b 立席特急料金及び自由席特急料金</p> <p>a の(a)の表に定める料金から530円を低減した額とする。</p> <p>c 特定特急料金</p> <p>1,320円とする。</p> <p>(ハ) 第57条の3第2項の規定により発売する場合で、<u>次に掲げるとき</u>の特別急行料金</p> <p>a <u>当該区間が東日本旅客鉄道会社線(ただし、別に定める場合を除く。)内相互発着となる場合で、b以外の特別急行料金</u></p> <p>(a) 指定席特急料金</p>		50キ	100キ	150キ	200キ	300キ	400キ	401キ	営業	ロメ	ロメ	ロメ	ロメ	ロメ	ロメ	ロメ	キロ	ート	ート	ート	ート	ート	ート	ート	地帯	ルま	ルま	ルま	ルま	ルま	ルま	ル以上	で	で	で	で	で	で	で		料金	円	円	円	円	円	円	円		1,190	1,530	1,970	2,290	2,510	2,730	3,070	<p>(ロ) 第57条の3第2項<u>第1号</u>の規定により発売する場合で(ハ)、(ニ)及び(ホ)以外の特別急行料金</p> <p>a 指定席特急料金</p> <p>(a) (b)以外の指定席特急料金</p> <p>次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td>50キ</td> <td>100キ</td> <td>150キ</td> <td>200キ</td> <td>300キ</td> <td>400キ</td> <td>401キ</td> </tr> <tr> <td>営業</td> <td>ロメ</td> <td>ロメ</td> <td>ロメ</td> <td>ロメ</td> <td>ロメ</td> <td>ロメ</td> <td>ロメ</td> </tr> <tr> <td>キロ</td> <td>ート</td> <td>ート</td> <td>ート</td> <td>ート</td> <td>ート</td> <td>ート</td> <td>ート</td> </tr> <tr> <td>地帯</td> <td>ルま</td> <td>ルま</td> <td>ルま</td> <td>ルま</td> <td>ルま</td> <td>ルま</td> <td>ル以上</td> </tr> <tr> <td>で</td> <td>で</td> <td>で</td> <td>で</td> <td>で</td> <td>で</td> <td>で</td> <td></td> </tr> <tr> <td>料金</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,190</td> <td>1,530</td> <td>1,970</td> <td>2,290</td> <td>2,510</td> <td>2,730</td> <td>3,070</td> </tr> </table> <p>(b) 特別車両及びコンパートメント個室以外の別に定める個室に対して適用する指定席特急料金</p> <p>1人当りの料金は、前(a)の表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。</p> <p>b 立席特急料金及び自由席特急料金</p> <p>a の(a)の表に定める料金から530円を低減した額とする。</p> <p>c 特定特急料金</p> <p>1,320円とする。</p> <p>(ハ) 第57条の3第2項<u>第1号</u>の規定により発売する場合で、<u>当該区間が東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金</u></p> <p>a <u>b及びc以外の特別急行料金</u></p> <p>(a) 指定席特急料金</p>		50キ	100キ	150キ	200キ	300キ	400キ	401キ	営業	ロメ	ロメ	ロメ	ロメ	ロメ	ロメ	ロメ	キロ	ート	ート	ート	ート	ート	ート	ート	地帯	ルま	ルま	ルま	ルま	ルま	ルま	ル以上	で	で	で	で	で	で	で		料金	円	円	円	円	円	円	円		1,190	1,530	1,970	2,290	2,510	2,730	3,070
	50キ	100キ	150キ	200キ	300キ	400キ	401キ																																																																																																										
営業	ロメ	ロメ	ロメ	ロメ	ロメ	ロメ	ロメ																																																																																																										
キロ	ート	ート	ート	ート	ート	ート	ート																																																																																																										
地帯	ルま	ルま	ルま	ルま	ルま	ルま	ル以上																																																																																																										
で	で	で	で	で	で	で																																																																																																											
料金	円	円	円	円	円	円	円																																																																																																										
	1,190	1,530	1,970	2,290	2,510	2,730	3,070																																																																																																										
	50キ	100キ	150キ	200キ	300キ	400キ	401キ																																																																																																										
営業	ロメ	ロメ	ロメ	ロメ	ロメ	ロメ	ロメ																																																																																																										
キロ	ート	ート	ート	ート	ート	ート	ート																																																																																																										
地帯	ルま	ルま	ルま	ルま	ルま	ルま	ル以上																																																																																																										
で	で	で	で	で	で	で																																																																																																											
料金	円	円	円	円	円	円	円																																																																																																										
	1,190	1,530	1,970	2,290	2,510	2,730	3,070																																																																																																										

改正前

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。

	50キ	100	150	200	300	400	401
営業	ロメ	キロ	キロ	キロ	キロ	キロ	キロ
キロ	ート	メー	メー	メー	メー	メー	メー
地帯	ルま	トル	トル	トル	トル	トル	トル
	で	まで	まで	まで	まで	まで	以上
料	円	円	円	円	円	円	円
金	1,050	1,480	1,890	2,290	2,510	2,730	3,070

(b) 立席特急料金及び自由席特急料金

(a)の表に定める料金から530円を低減した額とする。

改正後

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。

	50キ	100	150	200	300	400	401
営業	ロメ	キロ	キロ	キロ	キロ	キロ	キロ
キロ	ート	メー	メー	メー	メー	メー	メー
地帯	ルま	トル	トル	トル	トル	トル	トル
	で	まで	まで	まで	まで	まで	以上
料	円	円	円	円	円	円	円
金	1,050	1,480	1,890	2,290	2,510	2,730	3,070

(b) 立席特急料金及び自由席特急料金

(a)の表に定める料金から530円を低減した額とする。

b 東武鉄道株式会社線と直通運転する特別急行列車に乗車する場合に発売する特別急行券に対して適用する旅客鉄道会社線の特別急行料金

(a) (b)以外の指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める額から530円を低減した額とする。

<u>営業キロ</u>	<u>50キロ</u>	<u>100キロ</u>	<u>150キロ</u>
<u>地帯</u>	<u>メートル</u>	<u>メートル</u>	<u>メートル</u>
	<u>まで</u>	<u>まで</u>	<u>まで</u>
<u>料 金</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>
	<u>1,050</u>	<u>1,480</u>	<u>1,890</u>

(b) 渋谷・栗橋間及び東京・栗橋間の停車駅相互間の指定席特急料金

1,050円とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては、520円とする。

c 特別急行列車あかぎ号に乗車する場合に発売する指定席特急券に対する指定席特急料金

改正前

改正後

次表に定める額とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める額から530円を低減した額とする。

営業キロ 地 帯	50キロ メートル まで	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで
料 金	円 1,050	円 1,480	円 1,890

~~別表第1号の2第1項に定める列車群に含まれる特別急行列車に対して適用する特別急行料金~~

~~(a) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合であつて、旅客が列車に乗車する前に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金~~

~~次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては同表に定める料金から530円を低減した額とする。~~

	50キ	100	150	200	300	400
営業	ロ	メ	キ	ロ	キ	ロ
キロ	＝	ト	メ	＝	メ	＝
地帯	ル	ま	ト	ル	ト	ル
	で	まで	まで	まで	まで	まで
料金	円	円	円	円	円	円
	760	1,020	1,580	2,240	2,550	2,900

~~(b) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合であつて、旅客が列車に乗車した後に車内で発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金~~

~~次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては(a)の表に定める料金から530円を低減した額とする。~~

	50キ	100	150	200	300	400
営業	ロ	メ	キ	ロ	キ	ロ
キロ	＝	ト	メ	＝	メ	＝
地帯	ル	ま	ト	ル	ト	ル
	で	まで	まで	まで	まで	まで

改正前

料金	円	円	円	円	円	円
	1,020	1,280	1,840	2,500	2,810	3,160

~~(c) 東海旅客鉄道会社線内相互発着となる場合（ただし、別表第1号の2第1項第4号イに定める特別急行列車に乘車する場合に限る。）であつて、旅客が列車に乘車する前に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金~~

~~次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては同表に定める料金から530円を低減した額とする。~~

	50キ	100	150	200
営業	ロメ	キロ	キロ	キロ
キロ	＝ト	メ＝	メ＝	メ＝
地帯	ル	ま	ルト	ルト
	で	まで	まで	まで
料金	円	円	円	円
	760	1,020	1,580	2,240

~~(d) 東海旅客鉄道会社線内相互発着となる場合（ただし、別表第1号の2第1項第4号イに定める特別急行列車に乘車する場合に限る。）であつて、旅客が列車に乘車した後に車内で発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金~~

~~次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては(e)の表に定める料金から530円を低減した額とする。~~

	50キ	100	150	200
営業	ロメ	キロ	キロ	キロ
キロ	＝ト	メ＝	メ＝	メ＝
地帯	ル	ま	ルト	ルト
	で	まで	まで	まで
料金	円	円	円	円
	1,020	1,280	1,840	2,500

~~(e) 東日本旅客鉄道会社線と東海旅客鉄道会社線とにまたがって乘車する場合（ただし、別表第1号の2第1項第4号イに定める特別急行列車に乘車する場合に限る。）であつて、旅客が列車に乘車する前に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金~~

改正後

改正前	改正後																																																																																																																
<p style="text-align: center;">(e) に定める料金とする。</p> <p style="text-align: center;">(f) 東日本旅客鉄道会社線と東海旅客鉄道会社線とにまたがって乗車する場合（ただし、別表第1号の2第1項第4号イに定める特別急行列車に乗車する場合に限る。）であって、旅客が列車に乗車した後に車内で発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</p> <p style="text-align: center;">(d) に定める料金とする。</p> <p>(ニ) 第57条の3第2項の規定により発売する場合で、当該区間が西日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金</p> <p><u>a</u> 指定席特急料金</p> <p>次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td>50キ</td> <td>100キ</td> <td>150キ</td> <td>200キ</td> <td>300キ</td> <td>400キ</td> <td>401キ</td> </tr> <tr> <td>営業</td> <td>ロ</td> <td>ロ</td> <td>ロ</td> <td>ロ</td> <td>ロ</td> <td>ロ</td> <td>ロ</td> </tr> <tr> <td>キロ</td> <td>メー</td> <td>メー</td> <td>メー</td> <td>メー</td> <td>メー</td> <td>メー</td> <td>メー</td> </tr> <tr> <td>地帯</td> <td>トル</td> <td>トル</td> <td>トル</td> <td>トル</td> <td>トル</td> <td>トル</td> <td>トル</td> </tr> <tr> <td></td> <td>まで</td> <td>まで</td> <td>まで</td> <td>まで</td> <td>まで</td> <td>まで</td> <td>以上</td> </tr> <tr> <td>料</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>金</td> <td>1,190</td> <td>1,520</td> <td>1,950</td> <td>2,290</td> <td>2,510</td> <td>2,730</td> <td>3,060</td> </tr> </table> <p><u>b</u> 立席特急料金及び自由席特急料金</p> <p><u>a</u> の表に定める料金から530円を低減した額とする。</p> <p><u>c</u> 特定特急料金</p> <p>1,320円とする。</p>		50キ	100キ	150キ	200キ	300キ	400キ	401キ	営業	ロ	ロ	ロ	ロ	ロ	ロ	ロ	キロ	メー	メー	メー	メー	メー	メー	メー	地帯	トル	トル	トル	トル	トル	トル	トル		まで	まで	まで	まで	まで	まで	以上	料	円	円	円	円	円	円	円	金	1,190	1,520	1,950	2,290	2,510	2,730	3,060	<p>(ニ) 第57条の3第2項<u>第1号</u>の規定により発売する場合で、当該区間が西日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金</p> <p><u>a</u> <u>b</u> 以外の特別急行料金</p> <p><u>(a)</u> 指定席特急料金</p> <p>次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td>50キ</td> <td>100キ</td> <td>150キ</td> <td>200キ</td> <td>300キ</td> <td>400キ</td> <td>401キ</td> </tr> <tr> <td>営業</td> <td>ロ</td> <td>ロ</td> <td>ロ</td> <td>ロ</td> <td>ロ</td> <td>ロ</td> <td>ロ</td> </tr> <tr> <td>キロ</td> <td>メー</td> <td>メー</td> <td>メー</td> <td>メー</td> <td>メー</td> <td>メー</td> <td>メー</td> </tr> <tr> <td>地帯</td> <td>トル</td> <td>トル</td> <td>トル</td> <td>トル</td> <td>トル</td> <td>トル</td> <td>トル</td> </tr> <tr> <td></td> <td>まで</td> <td>まで</td> <td>まで</td> <td>まで</td> <td>まで</td> <td>まで</td> <td>以上</td> </tr> <tr> <td>料</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>金</td> <td>1,190</td> <td>1,520</td> <td>1,950</td> <td>2,290</td> <td>2,510</td> <td>2,730</td> <td>3,060</td> </tr> </table> <p><u>(b)</u> 立席特急料金及び自由席特急料金</p> <p><u>(a)</u> の表に定める料金から530円を低減した額とする。</p> <p><u>(c)</u> 特定特急料金</p> <p>1,320円とする。</p> <p><u>b</u> <u>津幡・和倉温泉間の停車駅相互間（50km以内の区間を除く。）の特別急行券に対する特別急行料金</u></p> <p><u>(a)</u> 指定席特急料金</p> <p><u>1,190円とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、990円とし、同条第3項の規定により発売するものにあつては、660円とする。また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、1,390円とする。</u></p>		50キ	100キ	150キ	200キ	300キ	400キ	401キ	営業	ロ	ロ	ロ	ロ	ロ	ロ	ロ	キロ	メー	メー	メー	メー	メー	メー	メー	地帯	トル	トル	トル	トル	トル	トル	トル		まで	まで	まで	まで	まで	まで	以上	料	円	円	円	円	円	円	円	金	1,190	1,520	1,950	2,290	2,510	2,730	3,060
	50キ	100キ	150キ	200キ	300キ	400キ	401キ																																																																																																										
営業	ロ	ロ	ロ	ロ	ロ	ロ	ロ																																																																																																										
キロ	メー	メー	メー	メー	メー	メー	メー																																																																																																										
地帯	トル	トル	トル	トル	トル	トル	トル																																																																																																										
	まで	まで	まで	まで	まで	まで	以上																																																																																																										
料	円	円	円	円	円	円	円																																																																																																										
金	1,190	1,520	1,950	2,290	2,510	2,730	3,060																																																																																																										
	50キ	100キ	150キ	200キ	300キ	400キ	401キ																																																																																																										
営業	ロ	ロ	ロ	ロ	ロ	ロ	ロ																																																																																																										
キロ	メー	メー	メー	メー	メー	メー	メー																																																																																																										
地帯	トル	トル	トル	トル	トル	トル	トル																																																																																																										
	まで	まで	まで	まで	まで	まで	以上																																																																																																										
料	円	円	円	円	円	円	円																																																																																																										
金	1,190	1,520	1,950	2,290	2,510	2,730	3,060																																																																																																										

改正前		改正後																																																																																		
<p>(ホ) 第57条の3第2項の規定により発売する場合で、当該区間が九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金</p> <p>a b以外の特別急行料金</p> <p>(a) 指定席特急料金</p> <p>次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>営業キロ</td> <td>25キ</td> <td>50キ</td> <td>75キ</td> <td>100キ</td> <td>150キ</td> <td>200キ</td> <td>300キ</td> <td>301キ</td> </tr> <tr> <td>地帯</td> <td>ロメ 一ト ルまで</td> <td>ロメ 一ト ルまで</td> <td>ロメ 一ト ルまで</td> <td>ロメ 一ト ルまで</td> <td>ロメ 一ト ルまで</td> <td>ロメ 一ト ルまで</td> <td>ロメ 一ト ルまで</td> <td>ロメ 一ト ル以上</td> </tr> <tr> <td>料金</td> <td>円 840</td> <td>円 1,160</td> <td>円 1,370</td> <td>円 1,480</td> <td>円 1,780</td> <td>円 1,940</td> <td>円 2,050</td> <td>円 2,210</td> </tr> </table> <p>(b) 立席特急料金及び自由席特急料金</p> <p>(a)の表に定める料金から530円を低減した額とする。</p> <p>b <u>特別急行列車「あそぼーい！号」の展望席及び白いくろちゃんシート並びに特別急行列車「かわせみ やませみ号」のやませみベンチシートに対して適用する指定席特急料金</u></p> <table border="1"> <tr> <td>営業キロ</td> <td>25キ</td> <td>50キ</td> <td>75キ</td> <td>100キ</td> <td>150キ</td> <td>200キ</td> <td>300キ</td> <td>301キ</td> </tr> <tr> <td>地帯</td> <td>ロメ 一ト ルまで</td> <td>ロメ 一ト ルまで</td> <td>ロメ 一ト ルまで</td> <td>ロメ 一ト ルまで</td> <td>ロメ 一ト ルまで</td> <td>ロメ 一ト ルまで</td> <td>ロメ 一ト ルまで</td> <td>ロメ 一ト ル以上</td> </tr> <tr> <td>料金</td> <td>円 1,050</td> <td>円 1,370</td> <td>円 1,580</td> <td>円 1,690</td> <td>円 1,990</td> <td>円 2,150</td> <td>円 2,260</td> <td>円 2,420</td> </tr> </table>		営業キロ	25キ	50キ	75キ	100キ	150キ	200キ	300キ	301キ	地帯	ロメ 一ト ルまで	ロメ 一ト ルまで	ロメ 一ト ルまで	ロメ 一ト ルまで	ロメ 一ト ルまで	ロメ 一ト ルまで	ロメ 一ト ルまで	ロメ 一ト ル以上	料金	円 840	円 1,160	円 1,370	円 1,480	円 1,780	円 1,940	円 2,050	円 2,210	営業キロ	25キ	50キ	75キ	100キ	150キ	200キ	300キ	301キ	地帯	ロメ 一ト ルまで	ロメ 一ト ルまで	ロメ 一ト ルまで	ロメ 一ト ルまで	ロメ 一ト ルまで	ロメ 一ト ルまで	ロメ 一ト ルまで	ロメ 一ト ル以上	料金	円 1,050	円 1,370	円 1,580	円 1,690	円 1,990	円 2,150	円 2,260	円 2,420	<p><u>(b) 立席特急料金及び自由席特急料金</u> 660円とする。</p> <p>(ホ) 第57条の3第2項<u>第1号</u>の規定により発売する場合で、当該区間が九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金</p> <p><u>次に定める料金とする。ただし、特別急行列車あそぼーい！号の展望席及び白いくろちゃんシート並びに特別急行列車かわせみやませみ号のやませみベンチシートに乘車する場合の特別急行料金にあつては、a又はbに定める指定席特急料金に210円を加算した額とする。</u></p> <p>a b以外の特別急行料金</p> <p>(a) 指定席特急料金</p> <p>次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>営業キロ</td> <td>25キ</td> <td>50キ</td> <td>75キ</td> <td>100キ</td> <td>150キ</td> <td>200キ</td> <td>300キ</td> <td>301キ</td> </tr> <tr> <td>地帯</td> <td>ロメ 一ト ルまで</td> <td>ロメ 一ト ルまで</td> <td>ロメ 一ト ルまで</td> <td>ロメ 一ト ルまで</td> <td>ロメ 一ト ルまで</td> <td>ロメ 一ト ルまで</td> <td>ロメ 一ト ルまで</td> <td>ロメ 一ト ル以上</td> </tr> <tr> <td>料金</td> <td>円 840</td> <td>円 1,160</td> <td>円 1,370</td> <td>円 1,480</td> <td>円 1,780</td> <td>円 1,940</td> <td>円 2,050</td> <td>円 2,210</td> </tr> </table> <p>(b) 立席特急料金及び自由席特急料金</p> <p>(a)の表に定める料金から530円を低減した額とする。</p> <p>b <u>次に掲げる特別急行券に対する特別急行料金は、次に定める額とする。ただし、特別急行列車ななつ星 in 九州号、或る列車号及び36ぶらす3号に乘車する場合の特別急行料金を除く。</u></p> <p><u>(a) 乗車区間が門司港若しくは下曾根・博多間、吉松若しくは霧島神宮・鹿児島中央間又は宮崎・南郷間の停車駅相互間（25km以内の区間及び(c)に定める区間を除く。）のとき</u></p> <p><u>① 指定席特急料金</u> 1,050円とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては、520円とする。</p> <p><u>② 立席特急料金及び自由席特急料金</u> 520円とする。</p> <p><u>(b) 乗車区間が鹿児島本線中博多・吉塚間、篠栗線及び筑豊本線中</u></p>		営業キロ	25キ	50キ	75キ	100キ	150キ	200キ	300キ	301キ	地帯	ロメ 一ト ルまで	ロメ 一ト ルまで	ロメ 一ト ルまで	ロメ 一ト ルまで	ロメ 一ト ルまで	ロメ 一ト ルまで	ロメ 一ト ルまで	ロメ 一ト ル以上	料金	円 840	円 1,160	円 1,370	円 1,480	円 1,780	円 1,940	円 2,050	円 2,210
営業キロ	25キ	50キ	75キ	100キ	150キ	200キ	300キ	301キ																																																																												
地帯	ロメ 一ト ルまで	ロメ 一ト ルまで	ロメ 一ト ルまで	ロメ 一ト ルまで	ロメ 一ト ルまで	ロメ 一ト ルまで	ロメ 一ト ルまで	ロメ 一ト ル以上																																																																												
料金	円 840	円 1,160	円 1,370	円 1,480	円 1,780	円 1,940	円 2,050	円 2,210																																																																												
営業キロ	25キ	50キ	75キ	100キ	150キ	200キ	300キ	301キ																																																																												
地帯	ロメ 一ト ルまで	ロメ 一ト ルまで	ロメ 一ト ルまで	ロメ 一ト ルまで	ロメ 一ト ルまで	ロメ 一ト ルまで	ロメ 一ト ルまで	ロメ 一ト ル以上																																																																												
料金	円 1,050	円 1,370	円 1,580	円 1,690	円 1,990	円 2,150	円 2,260	円 2,420																																																																												
営業キロ	25キ	50キ	75キ	100キ	150キ	200キ	300キ	301キ																																																																												
地帯	ロメ 一ト ルまで	ロメ 一ト ルまで	ロメ 一ト ルまで	ロメ 一ト ルまで	ロメ 一ト ルまで	ロメ 一ト ルまで	ロメ 一ト ルまで	ロメ 一ト ル以上																																																																												
料金	円 840	円 1,160	円 1,370	円 1,480	円 1,780	円 1,940	円 2,050	円 2,210																																																																												

改正前						改正後																																									
(2) 普通急行料金						<p>桂川・直方間の停車駅相互間（25km 以内の区間を除く。）のとき</p> <p>① 指定席特急料金 950 円とする。ただし、第 57 条の 3 第 3 項の規定により発売するものにあつては、420 円とする。</p> <p>② 立席特急料金及び自由席特急料金 420 円とする。</p> <p>(c) 乗車区間が国分・鹿児島中央間、霧島神宮・重富間又は吉松・隼人間の停車駅相互間（25km 以内の区間を除く。）のとき</p> <p>① 指定席特急料金 840 円とする。ただし、第 57 条の 3 第 3 項の規定により発売するものにあつては、310 円とする。</p> <p>② 立席特急料金及び自由席特急料金 310 円とする。</p>																																									
						(2) 普通急行料金						<p>(2) 普通急行料金</p> <p><u>イ ロ以外の普通急行料金</u></p> <table border="1"> <tr> <td>営業キロ</td> <td>50キ</td> <td>100キ</td> <td>150キ</td> <td>200キ</td> <td>201キ</td> </tr> <tr> <td>地帯</td> <td>ロメートルまで</td> <td>ロメートルまで</td> <td>ロメートルまで</td> <td>ロメートルまで</td> <td>ロメートル以上</td> </tr> <tr> <td>料金</td> <td>円 560</td> <td>円 760</td> <td>円 1,000</td> <td>円 1,100</td> <td>円 1,320</td> </tr> </table> <p><u>ロ 第 57 条の 4 の規定により発売する場合の普通急行料金</u></p> <p>(イ) 同条第 1 号の規定により発売する普通急行券に対する普通急行料金は、次表に定める料金とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>営業キロ</td> <td>25 キロメー</td> <td>50 キロメー</td> </tr> <tr> <td>地帯</td> <td>トルまで</td> <td>トルまで</td> </tr> <tr> <td>料金</td> <td>円 320</td> <td>円 520</td> </tr> </table> <p>(ロ) 同条第 2 号の規定により発売する普通急行券に対する普通急行料金は、次表に定める料金とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>営業キロ</td> <td>25 キロメー</td> <td>50 キロメー</td> </tr> <tr> <td>地帯</td> <td>トルまで</td> <td>トルまで</td> </tr> <tr> <td>料金</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </table>						営業キロ	50キ	100キ	150キ	200キ	201キ	地帯	ロメートルまで	ロメートルまで	ロメートルまで	ロメートルまで	ロメートル以上	料金	円 560	円 760	円 1,000	円 1,100	円 1,320	営業キロ	25 キロメー	50 キロメー	地帯	トルまで	トルまで	料金	円 320	円 520	営業キロ	25 キロメー	50 キロメー
営業キロ	50キ	100キ	150キ	200キ	201キ																																										
地帯	ロメートルまで	ロメートルまで	ロメートルまで	ロメートルまで	ロメートル以上																																										
料金	円 560	円 760	円 1,000	円 1,100	円 1,320																																										
営業キロ	25 キロメー	50 キロメー																																													
地帯	トルまで	トルまで																																													
料金	円 320	円 520																																													
営業キロ	25 キロメー	50 キロメー																																													
地帯	トルまで	トルまで																																													
料金	円	円																																													

改正前	改正後														
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">330</td> <td style="text-align: center;">530</td> </tr> </table>		330	530											
	330	530													
	<p>(ハ) 同条第3号の規定により発売する普通急行券に対する普通急行料金は、次表に定める料金とする。</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">営業キロ 地帯</td> <td style="text-align: center;">25 キロメー トルまで</td> <td style="text-align: center;">50 キロメー トルまで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">料 金</td> <td style="text-align: center;">円 310</td> <td style="text-align: center;">円 520</td> </tr> </table>	営業キロ 地帯	25 キロメー トルまで	50 キロメー トルまで	料 金	円 310	円 520								
営業キロ 地帯	25 キロメー トルまで	50 キロメー トルまで													
料 金	円 310	円 520													
	<p>(ニ) 同条第4号の規定により発売する普通急行券に対する普通急行料金は、520円とする。</p> <p>(ホ) 同条第5号の規定により発売する普通急行券に対する普通急行料金は、420円とする。</p> <p>(ヘ) 同条第6号の規定により発売する普通急行券に対する普通急行料金は、310円とする。</p> <p>(ト) 同条第7号の規定により発売する普通急行券に対する普通急行料金は、330円とする。</p> <p>(チ) 同条第8号の規定により発売する普通急行券に対する普通急行料金は、520円とする。</p> <p>(リ) 同条第9号の規定により発売する普通急行券に対する普通急行料金は、560円とする。</p>														
<p>2 第57条第1項第1号イの(ニ)の規定により発売する未指定特急券の特別急行料金は、同条同項同号イの(イ)の規定により発売する指定席特急券の特別急行料金と同額とする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(特別車両料金)</p> <p>第130条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 特別車両料金(A)</p> <p>イ ロ以外の特別車両料金(A)</p> <p>(イ) (ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(ト)以外の特別車両料金(A)</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">営業 キロ 地帯</td> <td style="text-align: center;">100キ ロメ ー ト ルま</td> <td style="text-align: center;">200キ ロメ ー ト ルま</td> <td style="text-align: center;">400キ ロメ ー ト ルま</td> <td style="text-align: center;">600キ ロメ ー ト ルま</td> <td style="text-align: center;">800キ ロメ ー ト ルま</td> <td style="text-align: center;">801キ ロメ ー ト ル以</td> </tr> </table>	営業 キロ 地帯	100キ ロメ ー ト ルま	200キ ロメ ー ト ルま	400キ ロメ ー ト ルま	600キ ロメ ー ト ルま	800キ ロメ ー ト ルま	801キ ロメ ー ト ル以	<p>2 第57条第1項第1号イの(ニ)の規定により発売する未指定特急券の特別急行料金は、同条同項同号イの(イ)の規定により発売する指定席特急券の特別急行料金と同額とする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(特別車両料金)</p> <p>第130条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 特別車両料金(A)</p> <p>イ ロ以外の特別車両料金(A)</p> <p>(イ) (ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(ト)以外の特別車両料金(A)</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">営業 キロ 地帯</td> <td style="text-align: center;">100キ ロメ ー ト ルま</td> <td style="text-align: center;">200キ ロメ ー ト ルま</td> <td style="text-align: center;">400キ ロメ ー ト ルま</td> <td style="text-align: center;">600キ ロメ ー ト ルま</td> <td style="text-align: center;">800キ ロメ ー ト ルま</td> <td style="text-align: center;">801キ ロメ ー ト ル以</td> </tr> </table>	営業 キロ 地帯	100キ ロメ ー ト ルま	200キ ロメ ー ト ルま	400キ ロメ ー ト ルま	600キ ロメ ー ト ルま	800キ ロメ ー ト ルま	801キ ロメ ー ト ル以
営業 キロ 地帯	100キ ロメ ー ト ルま	200キ ロメ ー ト ルま	400キ ロメ ー ト ルま	600キ ロメ ー ト ルま	800キ ロメ ー ト ルま	801キ ロメ ー ト ル以									
営業 キロ 地帯	100キ ロメ ー ト ルま	200キ ロメ ー ト ルま	400キ ロメ ー ト ルま	600キ ロメ ー ト ルま	800キ ロメ ー ト ルま	801キ ロメ ー ト ル以									

改正前							改正後										
	で	で	で	で	で	上		で	で	で	で	で	上				
料	円	円	円	円	円	円	料	円	円	円	円	円	円				
金	1,300	2,800	4,190	5,400	6,600	7,790	金	1,300	2,800	4,190	5,400	6,600	7,790				
(ロ) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合及び上越妙高・金沢間の新幹線停車駅相互発着となる場合の特別車両料金(A)							(ロ) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合及び上越妙高・金沢間の新幹線停車駅相互発着となる場合の特別車両料金(A)										
a b、c、d、e及びf以外の特別車両料金(A)							a b、c、d、e及びf以外の特別車両料金(A)										
営業キロ	100キ	200キ	300キ	400キ	500キ	600キ	700キ	701キ	営業キロ	100キ	200キ	300キ	400キ	500キ	600キ	700キ	701キ
地帯	ロメ ート ルま で	ロメ ート ルま で	ロメ ート ルま で	ロメ ート ルま で	ロメ ート ルま で	ロメ ート ルま で	ロメ ート ルま で	ロメ ート ル以 上	地帯	ロメ ート ルま で	ロメ ート ルま で	ロメ ート ルま で	ロメ ート ルま で	ロメ ート ルま で	ロメ ート ルま で	ロメ ート ル以 上	
料	円	円	円	円	円	円	円	円	料	円	円	円	円	円	円	円	円
金	1,050	2,100	3,150	4,190	4,190	4,190	4,190	5,240	金	1,050	2,100	3,150	4,190	4,190	4,190	4,190	5,240
(中略)							(中略)										
e <u>特別急行列車「成田エクスプレス号」</u> の特別車両に対して適用する特別車両料金(A)							e <u>E259系車両で運転する特別急行列車</u> の特別車両に対して適用する特別車両料金(A)										
営業キロ	200キ						営業キロ	200キ									
地帯	ロメ ート ルま で						地帯	ロメ ート ルま で									
料	円						料	円									
金	2,100						金	2,100									
f <u>別に定める</u> 特別急行列車の特別車両に対して適用する特別車両料金(A)							f <u>E655系車両で運転する</u> 特別急行列車の特別車両に対して適用する特別車両料金(A)										
営業キロ	200キ	400キ	600キ	800キ	801キ	営業キロ	200キ	400キ	600キ	800キ	801キ						
地帯	ロメ ート ルま で	ロメ ート ルま で	ロメ ート ルま で	ロメ ート ルま で	ロメ ート ル以 上	地帯	ロメ ート ルま で	ロメ ート ルま で	ロメ ート ルま で	ロメ ート ル以 上							
料	円	円	円	円	円	料	円	円	円	円	円						
金	2,800	4,190	5,400	6,600	7,790	金	2,800	4,190	5,400	6,600	7,790						

改正前						改正後					
(中略)						(中略)					
ロ 新幹線の特別急行列車及び新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の個室に対して適用する特別車両料金(A)						ロ 新幹線の特別急行列車及び新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の個室に対して適用する特別車両料金(A)					
(イ) (ロ)及び(ニ)以外の4人個室に対して適用する特別車両料金(A)						(イ) (ロ)及び(ニ)以外の4人個室に対して適用する特別車両料金(A)					
営業キロ 地帯	200キ ロメ ート ルま で	400キ ロメ ート ルま で	600キ ロメ ート ルま で	800キ ロメ ート ルま で	801キ ロメ ート ル以 上	営業キロ 地帯	200キ ロメ ート ルま で	400キ ロメ ート ルま で	600キ ロメ ート ルま で	800キ ロメ ート ルま で	801キ ロメ ート ル以 上
料金	円 3,090	円 4,600	円 5,900	円 7,290	円 8,590	料金	円 3,090	円 4,600	円 5,900	円 7,290	円 8,590
(注) 1人当りの料金とする。						(注) 1人当りの料金とする。					
(ロ) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)						(ロ) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)					
a b以外の個室						a b及びc以外の個室					
			設備定員4人						設備定員4人		
1室当りの料金			円 6,280			1室当りの料金			円 6,280		
b 特別急行列車「サフィール踊り子号」の個室						b E261系車両で運転する特別急行列車の個室					
		設備定員4人		設備定員6人				設備定員4人		設備定員6人	
1室当りの料金		円 8,400		円 12,600		1室当りの料金		円 8,400		円 12,600	
c 100系「スペーシア」で運転する特別急行列車の個室						c 100系「スペーシア」で運転する特別急行列車の個室					
			設備定員4人						設備定員4人		
1室当りの料金			円 3,150			1室当りの料金			円 3,150		
(ハ) (ロ)の規定にかかわらず、特別急行列車「トランススイート四季島号」の個室に対して適用する特別車両料金(A)						(ハ) (ロ)の規定にかかわらず、特別急行列車トランススイート四季島号の個室に対して適用する特別車両料金(A)					
a b以外の特別車両料金(A)						a b以外の特別車両料金(A)					
イの(イ)に定める額とする。						イの(イ)に定める額とする。					
b 東日本旅客鉄道会社線内(ただし、蟹田・中小国間を除く。)の乗車区間に対する特別車両料金(A)						b 東日本旅客鉄道会社線内(ただし、蟹田・中小国間を除く。)の乗車区間に対する特別車両料金(A)					
(a) スイート						(a) スイート					

改正前	改正後																																								
<table border="1"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">2人用個室</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">料 金</td> <td style="text-align: center;">円 15,280</td> </tr> </table> <p>(注) 1人当りの料金とする。</p> <p>(b) DXスイート (四季島スイート、デラックススイート)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">2人用個室</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">料 金</td> <td style="text-align: center;">円 25,460</td> </tr> </table> <p>(注) 1人当りの料金とする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(ホ) 特別急行列車「TWILIGHT EXPRESS瑞風号」の個室に対して適用する特別車両料金(A) (1人当りの料金とする。)</p> <p>a ロイヤルシングル</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">1人用個室</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">料 金</td> <td style="text-align: center;">円 137,500</td> </tr> </table> <p>b ロイヤルツイン</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">2人用個室</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">料 金</td> <td style="text-align: center;">円 91,670</td> </tr> </table> <p>c ザ・スイート</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">2人用個室</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">料 金</td> <td style="text-align: center;">円 366,670</td> </tr> </table> <p>d 前 a に規定する個室に対して 1 名を超えて利用する場合、その超える人員 (最大 1 名) ごとに35,650円とする。</p> <p>e 前 c に規定する個室に対して 2 名を超えて利用する場合、その超える人員 (最大 2 名) ごとに 95,740 円とする。</p> <p>(へ) 特別急行列車「WEST EXPRESS 銀河号」の個室に対して適用する特別車両料金 (A) (1人当りの料金とする。)</p>		2人用個室	料 金	円 15,280		2人用個室	料 金	円 25,460		1人用個室	料 金	円 137,500		2人用個室	料 金	円 91,670		2人用個室	料 金	円 366,670	<table border="1"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">2人用個室</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">料 金</td> <td style="text-align: center;">円 15,280</td> </tr> </table> <p>(注) 1人当りの料金とする。</p> <p>(b) DXスイート (四季島スイート、デラックススイート)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">2人用個室</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">料 金</td> <td style="text-align: center;">円 25,460</td> </tr> </table> <p>(注) 1人当りの料金とする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(ホ) 特別急行列車TWILIGHT EXPRESS瑞風号の個室に対して適用する特別車両料金(A) (1人当りの料金とする。)</p> <p>a ロイヤルシングル</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">1人用個室</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">料 金</td> <td style="text-align: center;">円 137,500</td> </tr> </table> <p>b ロイヤルツイン</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">2人用個室</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">料 金</td> <td style="text-align: center;">円 91,670</td> </tr> </table> <p>c ザ・スイート</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">2人用個室</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">料 金</td> <td style="text-align: center;">円 366,670</td> </tr> </table> <p>d 前 a に規定する個室に対して 1 名を超えて利用する場合、その超える人員 (最大 1 名) ごとに35,650円とする。</p> <p>e 前 c に規定する個室に対して 2 名を超えて利用する場合、その超える人員 (最大 2 名) ごとに 95,740 円とする。</p> <p>(へ) 特別急行列車WEST EXPRESS 銀河号の個室に対して適用する特別車両料金 (A) (1人当りの料金とする。)</p>		2人用個室	料 金	円 15,280		2人用個室	料 金	円 25,460		1人用個室	料 金	円 137,500		2人用個室	料 金	円 91,670		2人用個室	料 金	円 366,670
	2人用個室																																								
料 金	円 15,280																																								
	2人用個室																																								
料 金	円 25,460																																								
	1人用個室																																								
料 金	円 137,500																																								
	2人用個室																																								
料 金	円 91,670																																								
	2人用個室																																								
料 金	円 366,670																																								
	2人用個室																																								
料 金	円 15,280																																								
	2人用個室																																								
料 金	円 25,460																																								
	1人用個室																																								
料 金	円 137,500																																								
	2人用個室																																								
料 金	円 91,670																																								
	2人用個室																																								
料 金	円 366,670																																								

改正前							改正後						
営業キロ 地帯	100キ ロメー トルま で	200キ ロメー トルま で	400キ ロメー トルま で	600キ ロメー トルま で	800キ ロメー トルま で	801キ ロメー トル以 上	営業キロ 地帯	100キ ロメー トルま で	200キ ロメー トルま で	400キ ロメー トルま で	600キ ロメー トルま で	800キ ロメー トルま で	801キ ロメー トル以 上
料 金	円 4,360	円 5,860	円 7,240	円 8,450	円 9,660	円 10,850	料 金	円 4,360	円 5,860	円 7,240	円 8,450	円 9,660	円 10,850

(2) 特別車両料金(B)

イ ロ及びハ以外の特別車両料金(B)

営業キロ 地帯	50キロメ ートルま で	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで	151キロ メートル 以上
料 金	円 780	円 1,000	円 1,700	円 1,990

ロ 第59条の2第1号の規定により発売する特別車両券(B)に適用する特別
車両料金(B)

営業キロ 地帯	50キロメ ートルま で	51キロメ ートル以 上
料 金	円 780	円 1,000

ハ 第59条の2第2号の規定により発売する特別車両券(B)に適用する特別
車両料金(B)

(イ) (ロ) 以外の特別車両料金(B)

- a 特別車両を設備した列車に乗車する前に特別車両券(B)を購入した
場合

次表に定める料金とする。

営業キロ 地帯	50キロメ ートルま	51キロメ ートル以
------------	---------------	---------------

(2) 特別車両料金(B)

イ ロ及びハ以外の特別車両料金(B)

営業キロ 地帯	50キロメ ートルま で	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで	151キロ メートル 以上
料 金	円 780	円 1,000	円 1,700	円 1,990

ロ 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(B)

営業キロ 地帯	50キロメ ートルま で	51キロメ ートル以 上
料 金	円 780	円 1,000

ハ 東海道本線中東京・沼津間及び品川・新川崎・鶴見間、山手線、赤羽
線、横須賀線、伊東線、東北本線中東京・黒磯間、日暮里・尾久・赤羽間
及び赤羽・武蔵浦和・大宮間、常磐線中日暮里・高萩間、高崎線、上越線
中高崎・新前橋間、両毛線中新前橋・前橋間、総武本線中東京・成東間、
京葉線中東京・蘇我間、外房線中千葉・大原間、内房線中蘇我・君津間
並びに成田線中佐倉・成田空港間相互発着となる場合の特別車両料金(B)
(ただし、自由席特別車両券(B)を発売する場合に限る。)

(イ) (ロ) 以外の特別車両料金(B)

- a 特別車両を設備した列車に乗車する前に特別車両券(B)を購入した
場合

次表に定める料金とする。

営業キロ 地帯	50キロメ ートルま	51キロメ ートル以
------------	---------------	---------------

改正前			改正後		
	で	上		で	上
料 金	円 780	円 1,000	料 金	円 780	円 1,000
b 特別車両を設備した列車に乗車した後、車内で特別車両券(B)を購入した場合 次表に定める料金とする。			b 特別車両を設備した列車に乗車した後、車内で特別車両券(B)を購入した場合 次表に定める料金とする。		
営業キロ 地 帯	50キロメ ートルま で	51キロメ ートル以 上	営業キロ 地 帯	50キロメ ートルま で	51キロメ ートル以 上
料 金	円 1,040	円 1,260	料 金	円 1,040	円 1,260
(ロ) 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日、12月29日から同月31日及び1月2日から同月3日（以下この条においてこれらを「ホリデー」という。）に特別車両を設備した列車に乗車する場合（ホリデー以外の日（以下この条において「平日」という。）からホリデーにまたがって運転する特別車両を設備した列車に乗車する場合及び平日の翌日のホリデーに乗車する場合であって午前0時台に始発駅を出発する特別車両を設備した列車に乗車する場合を除く。）、ホリデーから平日にまたがって運転する特別車両を設備した列車に乗車する場合及びホリデーの翌日の平日に乗車する場合であって午前0時台に始発駅を出発する特別車両を設備した列車に乗車する場合			(ロ) 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日、12月29日から同月31日及び1月2日から同月3日（以下この条においてこれらを「ホリデー」という。）に特別車両を設備した列車に乗車する場合（ホリデー以外の日（以下この条において「平日」という。）からホリデーにまたがって運転する特別車両を設備した列車に乗車する場合及び平日の翌日のホリデーに乗車する場合であって午前0時台に始発駅を出発する特別車両を設備した列車に乗車する場合を除く。）、ホリデーから平日にまたがって運転する特別車両を設備した列車に乗車する場合及びホリデーの翌日の平日に乗車する場合であって午前0時台に始発駅を出発する特別車両を設備した列車に乗車する場合		
a 特別車両を設備した列車に乗車する前に特別車両券(B)を購入した場合 次表に定める料金とする。			a 特別車両を設備した列車に乗車する前に特別車両券(B)を購入した場合 次表に定める料金とする。		
営業キロ 地 帯	50キロメ ートルま で	51キロメ ートル以 上	営業キロ 地 帯	50キロメ ートルま で	51キロメ ートル以 上
料 金	円 580	円 800	料 金	円 580	円 800
b 特別車両を設備した列車に乗車した後、車内で特別車両券(B)を購入した場合 次表に定める料金とする。			b 特別車両を設備した列車に乗車した後、車内で特別車両券(B)を購入した場合 次表に定める料金とする。		

改正前				改正後																																															
営業キロ 地 帯	50キロメ ートルま で	51キロメ ートル以 上		営業キロ 地 帯	50キロメ ートルま で	51キロメ ートル以 上																																													
料 金	円 840	円 1,060		料 金	円 840	円 1,060																																													
(中略)				(中略)																																															
<p>5 第58条第7項の規定により特別車両券(A)を発売する場合の特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 東京・博多間の新幹線停車駅相互間又は博多・鹿児島中央間の新幹線停車駅相互間を乗車する場合 第1項第1号イの規定により計算した額とする。</p> <p>(2) 東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合 第1項第1号イの規定により計算した、東京・博多間の乗車区間に対する特別車両料金と博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する特別車両料金を合計した額とする。</p>				<p>5 第58条第7項の規定により特別車両券(A)を発売する場合の特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 東京・博多間の新幹線停車駅相互間又は博多・鹿児島中央間の新幹線停車駅相互間を乗車する場合 第1項第1号イの規定により計算した額とする。</p> <p>(2) 東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合 第1項第1号イの規定により計算した、東京・博多間の乗車区間に対する特別車両料金と博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する特別車両料金を合計した額とする。</p>																																															
(中略)				(中略)																																															
<p>(寝台料金)</p> <p>第136条 寝台料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) A寝台料金（1人当りの料金とする。）</p> <table border="0"> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle;">1夜につき1個</td> <td rowspan="3" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td>個室</td> <td>： (シングルデラックス、カシオペアツイン、カシオペアコンパート)</td> <td>13,980円</td> </tr> <tr> <td>特別個室(R)</td> <td>： (カシオペアデラックス)</td> <td>18,000円</td> </tr> <tr> <td>特別個室(S)</td> <td>： (カシオペアスイート)</td> <td>26,710円</td> </tr> </table> <p>(2) B寝台料金（1人当りの料金とする。）</p> <p>電車(個室)</p> <table border="0"> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle;">1夜につき1個</td> <td rowspan="3" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td>個室</td> <td>： (ソロ)</td> <td>6,600円</td> </tr> <tr> <td>個室(SI及CSRT)</td> <td>： (シングル、サンライズツイン)</td> <td>7,700円</td> </tr> <tr> <td>個室(ST)</td> <td>： (シングルツイン)</td> <td>9,600円</td> </tr> </table> <p>(3) 寝台個室の補助寝台料金（1人当りの料金とする。）</p>				1夜につき1個	{	個室	： (シングルデラックス、カシオペアツイン、カシオペアコンパート)	13,980円	特別個室(R)	： (カシオペアデラックス)	18,000円	特別個室(S)	： (カシオペアスイート)	26,710円	1夜につき1個	{	個室	： (ソロ)	6,600円	個室(SI及CSRT)	： (シングル、サンライズツイン)	7,700円	個室(ST)	： (シングルツイン)	9,600円	<p>(寝台料金、<u>設備名称及び設備定員</u>)</p> <p>第136条 寝台料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) A寝台料金（1人当りの料金とする。）</p> <table border="0"> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle;">1夜につき1個</td> <td rowspan="3" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td>個室</td> <td>： (シングルデラックス、カシオペアツイン、カシオペアコンパート)</td> <td>13,980円</td> </tr> <tr> <td>特別個室(R)</td> <td>： (カシオペアデラックス)</td> <td>18,000円</td> </tr> <tr> <td>特別個室(S)</td> <td>： (カシオペアスイート)</td> <td>26,710円</td> </tr> </table> <p>(2) B寝台料金（1人当りの料金とする。）</p> <table border="0"> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle;">1夜につき1個</td> <td rowspan="3" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td>個室</td> <td>： (ソロ)</td> <td>6,600円</td> </tr> <tr> <td>個室(SI及CSRT)</td> <td>： (シングル、サンライズツイン)</td> <td>7,700円</td> </tr> <tr> <td>個室(ST)</td> <td>： (シングルツイン)</td> <td>9,600円</td> </tr> </table> <p>(3) 寝台個室の補助寝台料金（1人当りの料金とする。）</p>				1夜につき1個	{	個室	： (シングルデラックス、カシオペアツイン、カシオペアコンパート)	13,980円	特別個室(R)	： (カシオペアデラックス)	18,000円	特別個室(S)	： (カシオペアスイート)	26,710円	1夜につき1個	{	個室	： (ソロ)	6,600円	個室(SI及CSRT)	： (シングル、サンライズツイン)	7,700円	個室(ST)	： (シングルツイン)	9,600円
1夜につき1個	{	個室	： (シングルデラックス、カシオペアツイン、カシオペアコンパート)			13,980円																																													
		特別個室(R)	： (カシオペアデラックス)			18,000円																																													
		特別個室(S)	： (カシオペアスイート)	26,710円																																															
1夜につき1個	{	個室	： (ソロ)	6,600円																																															
		個室(SI及CSRT)	： (シングル、サンライズツイン)	7,700円																																															
		個室(ST)	： (シングルツイン)	9,600円																																															
1夜につき1個	{	個室	： (シングルデラックス、カシオペアツイン、カシオペアコンパート)	13,980円																																															
		特別個室(R)	： (カシオペアデラックス)	18,000円																																															
		特別個室(S)	： (カシオペアスイート)	26,710円																																															
1夜につき1個	{	個室	： (ソロ)	6,600円																																															
		個室(SI及CSRT)	： (シングル、サンライズツイン)	7,700円																																															
		個室(ST)	： (シングルツイン)	9,600円																																															

改正前	改正後																		
イ 第1号に規定する個室及び特別個室（R）の補助寝台料金 1夜につき1個 9,990円	イ 第1号に規定する個室及び特別個室（R）の補助寝台料金 1夜につき1個 9,990円																		
ロ 第1号に規定する特別個室（S）の補助寝台料金 1夜につき1個 13,980円	ロ 第1号に規定する特別個室（S）の補助寝台料金 1夜につき1個 13,980円																		
ハ 第2号に規定する個室（ST）の補助寝台料金 1夜につき1個 5,500円	ハ 第2号に規定する個室（ST）の補助寝台料金 1夜につき1個 5,500円																		
(4) 寝台個室に設備された補助寝台を使用する場合の寝台料金は、第1号及び第2号に定める寝台料金と前号に定める補助寝台料金を合計した額とする。	(4) 寝台個室に設備された補助寝台を使用する場合の寝台料金は、第1号及び第2号に定める寝台料金と前号に定める補助寝台料金を合計した額とする。																		
2 寝台個室 <u>ごとの設備定員は、別に定めるところによる。</u>	2 寝台個室の名称、設備定員については、次のとおりとする。ただし、カシオペアコンパートの発売方については、別に定めるところによる。																		
	(1) <u>A寝台個室</u>																		
	<table border="0"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;"><u>設備定員</u></th> <th style="text-align: center;"><u>補助寝台使用時の設備定員</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>シングルデラックス</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1</u></td> <td style="text-align: center;"><u>2</u></td> </tr> <tr> <td><u>カシオペアコンパート</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1</u></td> <td style="text-align: center;"><u>2</u></td> </tr> <tr> <td><u>カシオペアツイン</u></td> <td style="text-align: center;"><u>2</u></td> <td style="text-align: center;"><u>3</u></td> </tr> <tr> <td><u>カシオペアデラックス</u></td> <td style="text-align: center;"><u>2</u></td> <td style="text-align: center;"><u>3</u></td> </tr> <tr> <td><u>カシオペアスイート</u></td> <td style="text-align: center;"><u>2</u></td> <td style="text-align: center;"><u>3</u></td> </tr> </tbody> </table>		<u>設備定員</u>	<u>補助寝台使用時の設備定員</u>	<u>シングルデラックス</u>	<u>1</u>	<u>2</u>	<u>カシオペアコンパート</u>	<u>1</u>	<u>2</u>	<u>カシオペアツイン</u>	<u>2</u>	<u>3</u>	<u>カシオペアデラックス</u>	<u>2</u>	<u>3</u>	<u>カシオペアスイート</u>	<u>2</u>	<u>3</u>
	<u>設備定員</u>	<u>補助寝台使用時の設備定員</u>																	
<u>シングルデラックス</u>	<u>1</u>	<u>2</u>																	
<u>カシオペアコンパート</u>	<u>1</u>	<u>2</u>																	
<u>カシオペアツイン</u>	<u>2</u>	<u>3</u>																	
<u>カシオペアデラックス</u>	<u>2</u>	<u>3</u>																	
<u>カシオペアスイート</u>	<u>2</u>	<u>3</u>																	
	(2) <u>B寝台個室</u>																		
	<table border="0"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;"><u>設備定員</u></th> <th style="text-align: center;"><u>補助寝台使用時の設備定員</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>ソロ</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1</u></td> <td style="text-align: center;"><u>二</u></td> </tr> <tr> <td><u>シングル</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1</u></td> <td style="text-align: center;"><u>二</u></td> </tr> <tr> <td><u>サンライズツイン</u></td> <td style="text-align: center;"><u>2</u></td> <td style="text-align: center;"><u>二</u></td> </tr> <tr> <td><u>シングルツイン</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1</u></td> <td style="text-align: center;"><u>2</u></td> </tr> </tbody> </table>		<u>設備定員</u>	<u>補助寝台使用時の設備定員</u>	<u>ソロ</u>	<u>1</u>	<u>二</u>	<u>シングル</u>	<u>1</u>	<u>二</u>	<u>サンライズツイン</u>	<u>2</u>	<u>二</u>	<u>シングルツイン</u>	<u>1</u>	<u>2</u>			
	<u>設備定員</u>	<u>補助寝台使用時の設備定員</u>																	
<u>ソロ</u>	<u>1</u>	<u>二</u>																	
<u>シングル</u>	<u>1</u>	<u>二</u>																	
<u>サンライズツイン</u>	<u>2</u>	<u>二</u>																	
<u>シングルツイン</u>	<u>1</u>	<u>2</u>																	
(中略)	(中略)																		
(乗車券類の駅名等の表示方)	(乗車券類の駅名等の表示方)																		
第187条 乗車券類の駅名及び旅客運賃・料金の表示方は、次のとおりとする。	第187条 乗車券類の駅名及び旅客運賃・料金の表示方は、次のとおりとする。																		
(1) 乗車券の発駅名及び着駅名は、旅客運賃の計算方に従って表示する。ただし、団体乗車券及び貸切乗車券の乗車区間については、乗車する列車の発駅名及び着駅名を表示する。	(1) 乗車券の発駅名及び着駅名は、旅客運賃の計算方に従って表示する。ただし、団体乗車券及び貸切乗車券の乗車区間については、乗車する列車の発駅名及び着駅名を表示する。																		

改正前	改正後
<p>(中略)</p> <p>(10) 第57条の3第2項の規定による場合の特別急行券の標記は、「B自由席特急券」の例により「B」を冠記して表示する。ただし、第125条第1項第1号ロの(ハ)のbの料金を適用して発売する特別急行券を除く。</p>	<p>(中略)</p> <p>(10) 第57条の3第2項第1号の規定による場合の特別急行券の標記は、「B自由席特急券」の例により「B」を冠記して表示する。</p>
<p>(中略)</p> <p>(手数料の収受)</p> <p>第237条の2 第18条に規定する乗車券類のうち、2種類以上の乗車券類を1葉とした乗車券類について、払いもどしをする場合で、手数料を収受するときには、別に定める場合を除き、普通乗車券、急行券、特別車両券、寝台券、コンパートメント券又は座席指定券を各別のものとして手数料を収受する。</p> <p>2 第74条の4第1項及び第2項の規定により不足人員分について旅客運賃及び料金を収受して発売した急行券及び特別車両券について、払いもどしをする場合は、実際乗車人員の料金合計額（特別車両の個室については、特別車両料金合計額）について手数料を収受する。ただし、第273条第1項第1号イに定める払いもどしの手数料については、急行券・特別車両券1葉につき340円とする。</p> <p>3 第74条の4第3項の規定により発売した急行券及び特別車両券について、払いもどしをする場合は、個室に適用する1室当りの特別車両料金について手数料を収受する。ただし、第273条第1項第1号イに定める払いもどしの手数料については、急行券・特別車両券1葉につき340円とする。</p> <p>4 第74条の5の規定により発売した急行券及び寝台券について、払いもどしをする場合は、個室設備定員分（補助寝台使用時の補助寝台分の設備定員を含む。）の寝台料金合計額について手数料を収受する。ただし、第273条第1項第1号イに定める払いもどしの手数料については、急行券・寝台券1葉につき340円とする。</p> <p>5 第74条の6の規定により不足人員分について旅客料金を収受して発売した急行券及びコンパートメント券について、払いもどしをする場合は、個室設備定員分のコンパートメント料金合計額について手数料を収受する。ただし、第273条第1項第1号イに定める払いもどしの手数料については、急行</p>	<p>(中略)</p> <p>(手数料の収受)</p> <p>第237条の2 第18条に規定する乗車券類のうち、2種類以上の乗車券類を1葉とした乗車券類について、払いもどしをする場合で、手数料を収受するときには、別に定める場合を除き、普通乗車券、急行券、特別車両券、寝台券、コンパートメント券又は座席指定券を各別のものとして手数料を収受する。</p> <p>2 第74条の4第1項及び第2項の規定により不足人員分について旅客運賃及び料金を収受して発売した急行券及び特別車両券について、払いもどしをする場合は、実際乗車人員の料金合計額（特別車両の個室については、特別車両料金合計額）について手数料を収受する。ただし、第273条第1項第1号イに定める払いもどしの手数料については、急行券・特別車両券1葉につき340円とする。</p> <p>3 第74条の4第3項の規定により発売した急行券及び特別車両券について、払いもどしをする場合は、個室に適用する1室当りの特別車両料金について手数料を収受する。ただし、第273条第1項第1号イに定める払いもどしの手数料については、急行券・特別車両券1葉につき340円とする。</p> <p>4 第74条の5の規定により発売した急行券及び寝台券について、払いもどしをする場合は、個室設備定員分（補助寝台使用時の補助寝台分の設備定員を含む。）の寝台料金合計額について手数料を収受する。ただし、第273条第1項第1号イに定める払いもどしの手数料については、急行券・寝台券1葉につき340円とする。</p> <p>5 第74条の7の規定により不足人員分について旅客料金を収受して発売した急行券及びコンパートメント券について、払いもどしをする場合は、個室設備定員分のコンパートメント料金合計額について手数料を収受する。ただし、第273条第1項第1号イに定める払いもどしの手数料については、急行</p>

改正前	改正後
<p>券・コンパートメント券1葉につき340円とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(乗車券類変更)</p> <p>第248条 普通乗車券、急行券、特別車両券、寝台券、コンパートメント券又は座席指定券を所持する旅客は、旅行開始前又は使用開始前に、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、1回に限って、当該乗車券類から同種類の他の乗車券類に変更（この変更を「乗車券類変更」という。）することができる。ただし、次の各号に定める乗車券類の変更については、これを同種類のもののみならず取り扱うことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 普通乗車券相互間の変更 (2) 指定急行券以外の急行券相互間の変更 (3) 自由席特別車両券（急行・自由席特別車両券(A)を含む。以下この条において同じ。）相互間の変更 (4) 指定券（急行・指定席特別車両券(A)、急行・寝台券、急行・コンパートメント券及び急行・座席指定券を含む。以下この条において同じ。）相互間の変更 (5) 指定急行券以外の急行券又は自由席特別車両券から指定券への変更 <p>2 前項の規定にかかわらず、未指定特急券から未指定特急券以外の指定席特急券への乗車券類変更は、当該未指定特急券に指定された列車群に含まれる1個の特別急行列車を指定する場合であって、かつ、未指定特急券の有効区間と変更後の指定席特急券の乗車区間が同一である場合に限り、乗車券類変更の回数に含まない。ただし、未指定特急券以外の指定券から未指定特急券への変更を請求することができない。</p> <p>3 第1項の規定により、指定券（新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車に乗車する旅客に対して1枚で発売した特別急行券であって、全区間又は一部区間について乗車列車を指定しているものを含む。）を原乗車券類として乗車券類変更の取扱いをする場合は、第21条の2第1号及び第2号の規定による乗車券類の発売時間において発売のできる指定券への変更に限って取り扱い、また、当該指定券に表示された列車（2個以上の列車が表示されている場合は、先に乗車することが予定されていた列車）が乗車駅を出発する時刻までに変更の申出があったときに限って取り扱う。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、未指定特急券を原乗車券類として乗車券類変更</p>	<p>券・コンパートメント券1葉につき340円とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(乗車券類変更)</p> <p>第248条 普通乗車券、急行券、特別車両券、寝台券、コンパートメント券又は座席指定券を所持する旅客は、旅行開始前又は使用開始前に、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、1回に限って、当該乗車券類から同種類の他の乗車券類に変更（この変更を「乗車券類変更」という。）することができる。ただし、次の各号に定める乗車券類の変更については、これを同種類のもののみならず取り扱うことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 普通乗車券相互間の変更 (2) 指定急行券以外の急行券相互間の変更 (3) 自由席特別車両券（急行・自由席特別車両券(A)を含む。以下この条において同じ。）相互間の変更 (4) 指定券（急行・指定席特別車両券(A)、急行・寝台券、急行・コンパートメント券及び急行・座席指定券を含む。以下この条において同じ。）相互間の変更 (5) 指定急行券以外の急行券又は自由席特別車両券から指定券への変更 <p>2 前項の規定にかかわらず、未指定特急券から未指定特急券以外の指定席特急券への乗車券類変更は、当該未指定特急券に指定された列車群に含まれる1個の特別急行列車を指定する場合であって、かつ、未指定特急券の<u>乗車日及び有効区間</u>と変更後の指定席特急券の<u>乗車日及び乗車区間</u>が同一である場合に限り、乗車券類変更の回数に含まない。ただし、未指定特急券以外の指定券から未指定特急券への変更を請求することができない。</p> <p>3 第1項の規定により、指定券（新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車に乗車する旅客に対して1枚で発売した特別急行券であって、全区間又は一部区間について乗車列車を指定しているものを含む。）を原乗車券類として乗車券類変更の取扱いをする場合は、第21条の2第1号及び第2号の規定による乗車券類の発売時間において発売のできる指定券への変更に限って取り扱い、また、当該指定券に表示された列車（2個以上の列車が表示されている場合は、先に乗車することが予定されていた列車）が乗車駅を出発する時刻までに変更の申出があったときに限って取り扱う。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、未指定特急券を原乗車券類として乗車券類変更</p>

改正前

の取扱いをする場合は、その券面に表示された乗車日までに変更の申し出があった場合に取り扱う。

- 5 第244条及び第3項の規定は、第1項第5号の規定により、指定急行券以外の急行券又は自由席特別車両券を原乗車券類として乗車券類変更の取扱いをする場合に準用する。
- 6 乗車券類変更の取扱いをする場合は、原乗車券類に対するすでに収受した旅客運賃及び料金と、変更する乗車券類に対する旅客運賃及び料金とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをする。
- 7 前項の規定により旅客運賃及び料金の計算をする場合に、原乗車券類が割引のものであって、その割引が実際に乗車する区間に対して適用のあるものであるときは、実際の乗車する区間に対する旅客運賃及び料金を原乗車券類に適用した割引率による割引の旅客運賃及び料金によって計算する。

(中略)

別表第2号イの5

【第77条の6】

北海道旅客鉄道株式会社線の大人普通旅客運賃の特定額（地方交通線内相互発着となる場合）

(円)

営業キロ	運賃
101-110	2,420
129-146	3,190

改正後

の取扱いをする場合は、その券面に表示された乗車日までに変更の申し出があった場合に取り扱う。

- 5 第244条及び第3項の規定は、第1項第5号の規定により、指定急行券以外の急行券又は自由席特別車両券を原乗車券類として乗車券類変更の取扱いをする場合に準用する。
- 6 乗車券類変更の取扱いをする場合は、原乗車券類に対するすでに収受した旅客運賃及び料金と、変更する乗車券類に対する旅客運賃及び料金とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをする。
- 7 前項の規定により旅客運賃及び料金の計算をする場合に、原乗車券類が割引のものであって、その割引が実際に乗車する区間に対して適用のあるものであるときは、実際の乗車する区間に対する旅客運賃及び料金を原乗車券類に適用した割引率による割引の旅客運賃及び料金によって計算する。

(中略)

別表第2号イの5

【第77条の6】

北海道旅客鉄道株式会社線の大人普通旅客運賃の特定額（地方交通線内相互発着となる場合）

(円)

営業キロ	運賃
101-110	2,420
129-146	3,190

別表第2号イの6

【第79条】

東京附近等の特定区間における大人片道普通旅客運賃の特定額

(円)		(円)		(円)	
区間	運賃	区間	運賃	区間	運賃
東京・西船橋	310	渋谷・桜木町	480	西大井・久里浜	940
上野・成田	940	渋谷・横浜	400	西大井・衣笠	820
上野・下総松崎	940	渋谷・東神奈川	400	西大井・横須賀	820
上野・安食	940	渋谷・新子安	400	西大井・田浦	820
上野・小林	940	恵比寿・横浜	400	西大井・逗子	730
鶯谷・成田	940	恵比寿・東神奈川	400	西大井・横浜	300
鶯谷・下総松崎	940	目黒・横浜	400	西大井・東神奈川	300
鶯谷・安食	940	新橋・久里浜	940	西大井・新子安	300

改正前			改正後		
鶯谷・小林	940	新橋・衣笠	940	武蔵小杉・衣笠	820
日暮里・成田	940	新橋・横須賀	940	横浜・田浦	480
日暮里・下総松崎	940	新橋・田浦	820	横浜・逗子	350
日暮里・安食	940	新橋・東逗子	820	横浜・鎌倉	350
三河島・成田	940	新橋・逗子	820	保土ヶ谷・逗子	350
三河島・下総松崎	940	浜松町・久里浜	940	名古屋・岡崎	620
三河島・安食	940	浜松町・衣笠	940	名古屋・西岡崎	620
南千住・成田	940	浜松町・横須賀	820	名古屋・安城	480
南千住・下総松崎	940	浜松町・田浦	820	名古屋・三河安城	480
南千住・安食	940	浜松町・東逗子	820	名古屋・東刈谷	480
北千住・成田	940	浜松町・逗子	820	名古屋・野田新町	480
北千住・下総松崎	940	田町・久里浜	940	名古屋・尾張一宮	300
綾瀬・成田	940	田町・衣笠	940	名古屋・岐阜	470
綾瀬・下総松崎	940	田町・横須賀	820	名古屋・桑名	350
亀有・成田	940	田町・田浦	820	名古屋・朝日	480
金町・成田	940	田町・東逗子	820	名古屋・富田	480
新宿・高尾	570	田町・逗子	820	名古屋・富田浜	480
新宿・西八王子	570	高輪ゲートウェイ・久里浜	940	名古屋・四日市	480
新宿・八王子	490	高輪ゲートウェイ・横須賀	820	尾頭橋・岡崎	620
新宿・豊田	490	高輪ゲートウェイ・田浦	820	尾頭橋・安城	480
新宿・日野	490	高輪ゲートウェイ・東逗子	820	尾頭橋・三河安城	480
新宿・拝島	480	品川・久里浜	940	尾頭橋・東刈谷	480
新宿・昭島	480	品川・衣笠	820	尾頭橋・岐阜	540
新宿・中神	480	品川・横須賀	820	金山・岡崎	620
大久保・高尾	570	品川・田浦	820	金山・安城	480
大久保・西八王子	570	品川・東逗子	820	金山・三河安城	480
大久保・八王子	490	品川・逗子	730	金山・名古屋	170
大久保・豊田	490	品川・横浜	300	金山・尾張一宮	370
大久保・拝島	480	品川・東神奈川	300	金山・岐阜	540
大久保・昭島	480	品川・新子安	300	熱田・安城	480
東中野・高尾	570	大井町・久里浜	940	枇杷島・岐阜	430
東中野・西八王子	570	大井町・衣笠	820	八田・富田	480
東中野・八王子	490	大井町・横須賀	820	八田・富田浜	480
東中野・豊田	490	大井町・田浦	820	八田・四日市	480
東中野・拝島	480	大井町・逗子	730	春田・富田浜	480
中野・高尾	570	大井町・横浜	300	春田・四日市	480
中野・西八王子	570	大井町・東神奈川	300	蟹江・四日市	480
中野・八王子	490	大井町・新子安	300	大阪・京都	570
高円寺・高尾	570	大森・衣笠	820	大阪・西大路	570

改正前

改正後

高円寺・八王子	490
阿佐ヶ谷・高尾	570
阿佐ヶ谷・八王子	490
渋谷・吉祥寺	220

大森・横須賀	820
大森・横浜	300
大森・東神奈川	300
蒲田・衣笠	820

大阪・桂川	570
大阪・向日町	570
大阪・高槻	260
大阪・摂津富田	260

(円)

(円)

(円)

区間	運賃
大阪・JR総持寺	260
大阪・神戸	410
大阪・元町	410
大阪・三ノ宮	410
大阪・灘	410
大阪・摩耶	410
大阪・六甲道	410
大阪・宝塚	330
大阪・中山寺	330
北新地・神戸	410
北新地・元町	410
北新地・三ノ宮	410
北新地・灘	410
北新地・摩耶	410
北新地・六甲道	410
北新地・宝塚	330
北新地・中山寺	330
新福島・神戸	410
新福島・元町	410
新福島・三ノ宮	410
新福島・灘	410
新福島・摩耶	410
新福島・六甲道	410
新福島・宝塚	330
新福島・中山寺	330
海老江・神戸	410
海老江・元町	410
海老江・三ノ宮	410
海老江・灘	410
海老江・摩耶	410
海老江・宝塚	330
海老江・中山寺	330

区間	運賃
茨木・神戸	720
茨木・元町	720
茨木・三ノ宮	720
茨木・灘	720
茨木・摩耶	720
茨木・六甲道	720
摂津富田・神戸	820
高槻・神戸	820
高槻・元町	820
高槻・三ノ宮	820
桂川・神戸	1,100
西大路・神戸	1,100
西大路・元町	1,100
西大路・三ノ宮	1,100
京都・神戸	1,100
京都・元町	1,100
京都・三ノ宮	1,100
京都・灘	1,100
京都・摩耶	1,100
京都・城陽	370
京都・JR小倉	290
京都・新田	290
京都・奈良	720
東福寺・JR小倉	290
東福寺・新田	290
東福寺・奈良	720
稲荷・新田	290
塚本・神戸	410
塚本・元町	410
塚本・三ノ宮	410
塚本・宝塚	330
尼崎・神戸	410

区間	運賃
南田辺・六十谷	870
南田辺・紀伊	870
鶴ヶ丘・和歌山	870
鶴ヶ丘・紀伊中ノ島	870
鶴ヶ丘・六十谷	870
長居・和歌山	870
長居・紀伊中ノ島	870
長居・六十谷	870
我孫子町・和歌山	870
我孫子町・紀伊中ノ島	870
我孫子町・六十谷	870
杉本町・和歌山	870
杉本町・紀伊中ノ島	870
杉本町・六十谷	870
浅香・和歌山	870
浅香・紀伊中ノ島	870
堺市・和歌山	870
堺市・紀伊中ノ島	870
三国ヶ丘・和歌山	870
百舌鳥・和歌山	870

改正前	改正後																																										
	<u>御幣島・神戸</u> <u>410</u>	<u>JR難波・奈良</u> <u>570</u>																																									
	<u>御幣島・元町</u> <u>410</u>	<u>JR難波・郡山</u> <u>570</u>																																									
	<u>御幣島・三ノ宮</u> <u>410</u>	<u>今宮・奈良</u> <u>570</u>																																									
	<u>御幣島・宝塚</u> <u>330</u>	<u>新今宮・奈良</u> <u>570</u>																																									
	<u>加島・神戸</u> <u>410</u>	<u>東部市場前・奈良</u> <u>470</u>																																									
	<u>加島・元町</u> <u>410</u>	<u>東部市場前・郡山</u> <u>470</u>																																									
	<u>加島・三ノ宮</u> <u>410</u>	<u>平野・奈良</u> <u>470</u>																																									
	<u>新大阪・京都</u> <u>570</u>	<u>加美・奈良</u> <u>470</u>																																									
	<u>新大阪・西大路</u> <u>570</u>	<u>久宝寺・奈良</u> <u>470</u>																																									
	<u>新大阪・高槻</u> <u>260</u>	<u>天王寺・奈良</u> <u>470</u>																																									
	<u>東淀川・京都</u> <u>570</u>	<u>天王寺・郡山</u> <u>470</u>																																									
	<u>東淀川・西大路</u> <u>570</u>	<u>天王寺・和歌山</u> <u>870</u>																																									
	<u>東淀川・高槻</u> <u>260</u>	<u>天王寺・紀伊中ノ島</u> <u>870</u>																																									
	<u>吹田・京都</u> <u>570</u>	<u>天王寺・六十谷</u> <u>870</u>																																									
	<u>吹田・神戸</u> <u>720</u>	<u>天王寺・紀伊</u> <u>870</u>																																									
	<u>岸辺・神戸</u> <u>720</u>	<u>美章園・和歌山</u> <u>870</u>																																									
	<u>岸辺・元町</u> <u>720</u>	<u>美章園・紀伊中ノ島</u> <u>870</u>																																									
	<u>岸辺・三ノ宮</u> <u>720</u>	<u>美章園・六十谷</u> <u>870</u>																																									
	<u>千里丘・神戸</u> <u>720</u>	<u>美章園・紀伊</u> <u>870</u>																																									
	<u>千里丘・元町</u> <u>720</u>	<u>南田辺・和歌山</u> <u>870</u>																																									
	<u>千里丘・三ノ宮</u> <u>720</u>	<u>南田辺・紀伊中ノ島</u> <u>870</u>																																									
<p>別表第2号のロ 【第95条】 大人通勤定期旅客運賃（幹線内相互発着となる場合）</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>別表第2号ハの2 【第95条の2】 北海道旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃（地方交通線内相互発着となる場合）</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p>	<table border="1"> <tbody> <tr><td><u>御幣島・神戸</u></td><td><u>410</u></td></tr> <tr><td><u>御幣島・元町</u></td><td><u>410</u></td></tr> <tr><td><u>御幣島・三ノ宮</u></td><td><u>410</u></td></tr> <tr><td><u>御幣島・宝塚</u></td><td><u>330</u></td></tr> <tr><td><u>加島・神戸</u></td><td><u>410</u></td></tr> <tr><td><u>加島・元町</u></td><td><u>410</u></td></tr> <tr><td><u>加島・三ノ宮</u></td><td><u>410</u></td></tr> <tr><td><u>新大阪・京都</u></td><td><u>570</u></td></tr> <tr><td><u>新大阪・西大路</u></td><td><u>570</u></td></tr> <tr><td><u>新大阪・高槻</u></td><td><u>260</u></td></tr> <tr><td><u>東淀川・京都</u></td><td><u>570</u></td></tr> <tr><td><u>東淀川・西大路</u></td><td><u>570</u></td></tr> <tr><td><u>東淀川・高槻</u></td><td><u>260</u></td></tr> <tr><td><u>吹田・京都</u></td><td><u>570</u></td></tr> <tr><td><u>吹田・神戸</u></td><td><u>720</u></td></tr> <tr><td><u>岸辺・神戸</u></td><td><u>720</u></td></tr> <tr><td><u>岸辺・元町</u></td><td><u>720</u></td></tr> <tr><td><u>岸辺・三ノ宮</u></td><td><u>720</u></td></tr> <tr><td><u>千里丘・神戸</u></td><td><u>720</u></td></tr> <tr><td><u>千里丘・元町</u></td><td><u>720</u></td></tr> <tr><td><u>千里丘・三ノ宮</u></td><td><u>720</u></td></tr> </tbody> </table> <p>別表第2号のロ 【第95条】 大人通勤定期旅客運賃（幹線内相互発着となる場合）</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>別表第2号ハの2 【第95条の2】 北海道旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃（地方交通線内相互発着となる場合）</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>別表第2号ハの3 【第95条の2・第104条】 <u>北海道旅客鉄道株式会社線の定期旅客運賃の特定額</u> <u>(1) 大人通勤定期旅客運賃の特定額</u></p> <p style="text-align: right;"><u>(円)</u></p>	<u>御幣島・神戸</u>	<u>410</u>	<u>御幣島・元町</u>	<u>410</u>	<u>御幣島・三ノ宮</u>	<u>410</u>	<u>御幣島・宝塚</u>	<u>330</u>	<u>加島・神戸</u>	<u>410</u>	<u>加島・元町</u>	<u>410</u>	<u>加島・三ノ宮</u>	<u>410</u>	<u>新大阪・京都</u>	<u>570</u>	<u>新大阪・西大路</u>	<u>570</u>	<u>新大阪・高槻</u>	<u>260</u>	<u>東淀川・京都</u>	<u>570</u>	<u>東淀川・西大路</u>	<u>570</u>	<u>東淀川・高槻</u>	<u>260</u>	<u>吹田・京都</u>	<u>570</u>	<u>吹田・神戸</u>	<u>720</u>	<u>岸辺・神戸</u>	<u>720</u>	<u>岸辺・元町</u>	<u>720</u>	<u>岸辺・三ノ宮</u>	<u>720</u>	<u>千里丘・神戸</u>	<u>720</u>	<u>千里丘・元町</u>	<u>720</u>	<u>千里丘・三ノ宮</u>	<u>720</u>
<u>御幣島・神戸</u>	<u>410</u>																																										
<u>御幣島・元町</u>	<u>410</u>																																										
<u>御幣島・三ノ宮</u>	<u>410</u>																																										
<u>御幣島・宝塚</u>	<u>330</u>																																										
<u>加島・神戸</u>	<u>410</u>																																										
<u>加島・元町</u>	<u>410</u>																																										
<u>加島・三ノ宮</u>	<u>410</u>																																										
<u>新大阪・京都</u>	<u>570</u>																																										
<u>新大阪・西大路</u>	<u>570</u>																																										
<u>新大阪・高槻</u>	<u>260</u>																																										
<u>東淀川・京都</u>	<u>570</u>																																										
<u>東淀川・西大路</u>	<u>570</u>																																										
<u>東淀川・高槻</u>	<u>260</u>																																										
<u>吹田・京都</u>	<u>570</u>																																										
<u>吹田・神戸</u>	<u>720</u>																																										
<u>岸辺・神戸</u>	<u>720</u>																																										
<u>岸辺・元町</u>	<u>720</u>																																										
<u>岸辺・三ノ宮</u>	<u>720</u>																																										
<u>千里丘・神戸</u>	<u>720</u>																																										
<u>千里丘・元町</u>	<u>720</u>																																										
<u>千里丘・三ノ宮</u>	<u>720</u>																																										

改正前

改正後

区 間	1 箇月	3 箇月	6 箇月
東 釧 路 ・ 標 茶	35,290	100,770	179,810

(2) 大人通学定期旅客運賃の特定額

(円)

区 間	1 箇月	3 箇月	6 箇月
桑 園 ・ 石狩太美	11,110	31,690	60,070
東 釧 路 ・ 標 茶	17,030	48,530	91,950
東 釧 路 ・ 茅 沼	12,180	34,680	65,940

(3) 中学生等通学定期旅客運賃の特定額

(円)

区 間	1 箇月	3 箇月	6 箇月
桑 園 ・ 石狩太美	7,870	22,450	42,570
東 釧 路 ・ 標 茶	12,070	34,370	65,020
東 釧 路 ・ 茅 沼	8,670	24,610	46,750

(4) 小学生等通学定期旅客運賃の特定額

(円)

区 間	1 箇月	3 箇月	6 箇月
東 釧 路 ・ 標 茶	6,030	17,160	32,720

(5) 高校生等通学定期旅客運賃の特定額

(円)

区 間	1 箇月	3 箇月	6 箇月
桑 園 ・ 石狩太美	10,110	28,870	54,630
東 釧 路 ・ 標 茶	15,480	44,120	83,590
東 釧 路 ・ 茅 沼	11,090	31,580	59,750

別表第2号二 【第95条】

大人通学定期旅客運賃（幹線内相互発着となる場合）

(中略)

別表第2号タの2 【第99条】

大人通学定期旅客運賃（大阪附近における電車特定区間内相互発着となる場合で大阪環状線内相互発着となる場合を除く。）

別表第2号二 【第95条】

大人通学定期旅客運賃（幹線内相互発着となる場合）

(中略)

別表第2号タの2 【第99条】

大人通学定期旅客運賃（大阪附近における電車特定区間内相互発着となる場合で大阪環状線内相互発着となる場合を除く。）

改正前
(中略)

別表第2号レ 削除

改正後
(中略)

別表第2号レ

【第99条】

東京附近等の特定区間における大人通勤定期旅客運賃の特定額

区 間	(円)		
	1箇月	3箇月	6箇月
東 京・西 船 橋	9,220	26,290	44,260
上 野・成 田	27,530	78,480	134,640
上 野・下総松崎	27,530	78,480	134,640
上 野・安 食	27,480	78,320	134,640
上 野・小 林	25,260	71,980	134,640
鶯 谷・成 田	27,530	78,480	134,640
鶯 谷・下総松崎	27,530	78,480	134,640
鶯 谷・安 食	27,070	77,140	134,640
鶯 谷・小 林	24,790	70,640	133,830
日 暮 里・成 田	27,530	78,480	134,640
日 暮 里・下総松崎	27,530	78,480	134,640
日 暮 里・安 食	26,610	75,850	134,640
三 河 島・成 田	27,530	78,480	134,640
三 河 島・下総松崎	27,530	78,480	134,640
三 河 島・安 食	26,190	74,660	134,640
南 千 住・成 田	27,530	78,480	134,640
南 千 住・下総松崎	27,070	77,140	134,640
南 千 住・安 食	25,260	71,980	134,640
北 千 住・成 田	27,530	78,480	134,640
北 千 住・下総松崎	26,190	74,660	134,640
綾 瀬・成 田	27,480	78,320	134,640
綾 瀬・下総松崎	25,260	71,980	134,640
亀 有・成 田	26,610	75,850	134,640
金 町・成 田	25,660	73,110	134,640
新 宿・高 尾	16,800	47,870	80,620
新 宿・西八王子	16,800	47,870	80,620
新 宿・八 王 子	14,490	41,300	69,560
新 宿・豊 田	14,490	41,300	69,560
新 宿・日 野	14,490	41,300	69,560
新 宿・拝 島	14,170	40,370	67,980
新 宿・昭 島	14,170	40,370	67,980
新 宿・中 神	14,170	40,370	67,980

区 間	(円)		
	1箇月	3箇月	6箇月
渋 谷・桜 木 町	14,170	40,370	67,980
渋 谷・横 浜	11,850	33,790	56,910
渋 谷・東神奈川	11,850	33,790	56,910
渋 谷・新 子 安	11,850	33,790	56,910
恵 比 寿・横 浜	11,850	33,790	56,910
恵 比 寿・東神奈川	11,850	33,790	56,910
目 黒・横 浜	11,850	33,790	56,910
新 橋・久 里 浜	27,480	78,320	134,360
新 橋・衣 笠	27,480	78,320	134,360
新 橋・横 須 賀	27,480	78,320	134,360
新 橋・田 浦	22,980	65,500	116,990
新 橋・東 逗 子	22,980	65,500	116,990
新 橋・逗 子	22,980	65,500	116,990
浜 松 町・久 里 浜	27,480	78,320	134,360
浜 松 町・衣 笠	27,480	78,320	134,360
浜 松 町・横 須 賀	22,960	65,420	116,990
浜 松 町・田 浦	22,960	65,420	116,990
浜 松 町・東 逗 子	22,960	65,420	116,990
浜 松 町・逗 子	22,960	65,420	116,990
田 町・久 里 浜	27,480	78,320	134,360
田 町・衣 笠	27,480	78,320	134,360
田 町・横 須 賀	22,960	65,420	116,990
田 町・田 浦	22,960	65,420	116,990
田 町・東 逗 子	22,960	65,420	116,990
田 町・逗 子	22,960	65,420	116,990
品 川・久 里 浜	27,480	78,320	134,360
品 川・衣 笠	22,980	65,500	116,990
品 川・横 須 賀	22,960	65,420	116,990

改正前

改正後

大久保・高尾	16,800	47,870	80,620
大久保・西八王子	16,800	47,870	80,620
大久保・八王子	14,490	41,300	69,560
大久保・豊田	14,490	41,300	69,560
大久保・拝島	14,170	40,370	67,980
大久保・昭島	14,170	40,370	67,980
東中野・高尾	16,800	47,870	80,620
東中野・西八王子	16,800	47,870	80,620
東中野・八王子	14,490	41,300	69,560
東中野・豊田	14,490	41,300	69,560
東中野・拝島	14,170	40,370	67,980
中野・高尾	16,800	47,870	80,620
中野・西八王子	16,800	47,870	80,620
中野・八王子	14,490	41,300	69,560
高円寺・高尾	16,800	47,870	80,620
高円寺・八王子	14,490	41,300	69,560
阿佐ヶ谷・高尾	16,800	47,870	80,620
阿佐ヶ谷・八王子	14,490	41,300	69,560
渋谷・吉祥寺	6,580	18,760	31,620

品川・田浦	22,960	65,420	116,990
品川・東逗子	22,960	65,420	116,990
品川・逗子	21,500	61,270	104,330
品川・横浜	8,560	24,400	41,100
品川・東神奈川	8,560	24,400	41,100
品川・新子安	8,560	24,400	41,100
大井町・久里浜	27,480	78,320	134,360
大井町・衣笠	22,980	65,500	116,990
大井町・横須賀	22,960	65,420	116,990
大井町・田浦	22,960	65,420	116,990
大井町・逗子	21,500	61,270	104,330
大井町・横浜	8,560	24,400	41,100
大井町・東神奈川	8,560	24,400	41,100
大井町・新子安	8,560	24,400	41,100
大森・衣笠	22,980	65,500	116,990
大森・横須賀	22,960	65,420	116,990
大森・横浜	8,560	24,400	41,100
大森・東神奈川	8,560	24,400	41,100
蒲田・衣笠	22,980	65,500	116,990

(円)

区間	1箇月	3箇月	6箇月
西大井・久里浜	27,480	78,320	134,360
西大井・衣笠	22,980	65,500	116,990
西大井・横須賀	22,960	65,420	116,990
西大井・田浦	22,960	65,420	116,990
西大井・逗子	21,500	61,270	104,330
西大井・横浜	8,560	24,400	41,100
西大井・東神奈川	8,560	24,400	41,100
西大井・新子安	8,560	24,400	41,100
武蔵小杉・衣笠	22,980	65,500	116,990
横浜・田浦	14,170	40,370	67,980
横浜・逗子	10,210	29,110	49,000
横浜・鎌倉	10,210	29,110	49,000
保土ヶ谷・逗子	10,210	29,110	49,000
名古屋・岡崎	17,300	49,290	89,710
名古屋・西岡崎	17,300	49,290	89,710
名古屋・安城	14,430	41,120	69,260
名古屋・三河安城	14,430	41,120	69,260

(円)

区間	1箇月	3箇月	6箇月
大阪・神戸	12,530	35,720	60,180
大阪・元町	12,530	35,720	60,180
大阪・三ノ宮	12,530	35,720	60,180
大阪・灘	12,530	35,720	60,180
大阪・摩耶	12,530	35,720	60,180
大阪・六甲道	12,530	35,720	60,180
大阪・宝塚	10,230	29,170	49,100
大阪・中山寺	10,230	29,170	49,100
北新地・神戸	12,530	35,720	60,180
北新地・元町	12,530	35,720	60,180
北新地・三ノ宮	12,530	35,720	60,180
北新地・灘	12,530	35,720	60,180
北新地・摩耶	12,530	35,720	60,180
北新地・六甲道	12,530	35,720	60,180
北新地・宝塚	10,230	29,170	49,100
北新地・中山寺	10,230	29,170	49,100
新福島・神戸	12,530	35,720	60,180

改正前				改正後			
名古屋・東刈谷	14,430	41,120	69,260	新福島・元町	12,530	35,720	60,180
名古屋・野田新町	14,430	41,120	69,260	新福島・三ノ宮	12,530	35,720	60,180
名古屋・尾張一宮	8,860	25,230	42,500	新福島・灘	12,530	35,720	60,180
名古屋・岐阜	13,620	38,810	67,680	新福島・摩耶	12,530	35,720	60,180
名古屋・桑名	10,170	28,980	48,790	新福島・六甲道	12,530	35,720	60,180
名古屋・朝日	14,430	41,120	69,260	新福島・宝塚	10,230	29,170	49,100
名古屋・富田	14,430	41,120	69,260	新福島・中山寺	10,230	29,170	49,100
名古屋・富田浜	14,430	41,120	69,260	海老江・神戸	12,530	35,720	60,180
名古屋・四日市	14,430	41,120	69,260	海老江・元町	12,530	35,720	60,180
尾頭橋・岡崎	17,300	49,290	89,710	海老江・三ノ宮	12,530	35,720	60,180
尾頭橋・安城	14,430	41,120	69,260	海老江・灘	12,530	35,720	60,180
尾頭橋・三河安城	14,430	41,120	69,260	海老江・摩耶	12,530	35,720	60,180
尾頭橋・東刈谷	14,430	41,120	69,260	海老江・宝塚	10,230	29,170	49,100
尾頭橋・岐阜	15,170	43,210	81,870	海老江・中山寺	10,230	29,170	49,100
金山・岡崎	17,300	49,290	89,710	御幣島・神戸	12,530	35,720	60,180
金山・安城	14,430	41,120	69,260	御幣島・元町	12,530	35,720	60,180
金山・三河安城	14,430	41,120	69,260	御幣島・三ノ宮	12,530	35,720	60,180
金山・名古屋	5,380	15,350	26,750	御幣島・宝塚	10,230	29,170	49,100
金山・尾張一宮	12,280	34,980	59,800	加島・神戸	12,530	35,720	60,180
金山・岐阜	15,170	43,210	81,870	加島・元町	12,530	35,720	60,180
熱田・安城	14,430	41,120	69,260	加島・三ノ宮	12,530	35,720	60,180
枇杷島・岐阜	12,790	36,460	61,380	新大阪・京都	16,840	47,970	80,780
八田・富田	14,430	41,120	69,260	新大阪・西大路	16,840	47,970	80,780
八田・富田浜	14,430	41,120	69,260	新大阪・高槻	7,920	22,580	38,020
八田・四日市	14,430	41,120	69,260	東淀川・京都	16,840	47,970	80,780
春田・富田浜	14,430	41,120	69,260	東淀川・西大路	16,840	47,970	80,780
春田・四日市	14,430	41,120	69,260	東淀川・高槻	7,920	22,580	38,020
蟹江・四日市	14,430	41,120	69,260	吹田・京都	16,840	47,970	80,780
大阪・京都	16,840	47,970	80,780	吹田・神戸	20,280	57,820	104,540
大阪・西大路	16,840	47,970	80,780	岸辺・神戸	21,330	60,810	104,540
大阪・桂川	16,840	47,970	80,780	岸辺・元町	20,580	58,700	104,540
大阪・向日町	16,840	47,970	80,780	岸辺・三ノ宮	20,280	57,820	104,540
大阪・高槻	7,920	22,580	38,020	千里丘・神戸	21,540	61,380	104,540
大阪・摂津富田	7,920	22,580	38,020	千里丘・元町	21,330	60,810	104,540
大阪・JR総持寺	7,920	22,580	38,020	千里丘・三ノ宮	20,900	59,550	104,540
(円)				(円)			
区間	1箇月	3箇月	6箇月	区間	1箇月	3箇月	6箇月
茨木・神戸	21,540	61,380	104,540	南田辺・紀伊中ノ島	25,930	73,900	126,720

改正前	改正後											
	茨木・元町	21,540	61,380	104,540	南田辺・六十谷	25,160	71,660	126,720				
	茨木・三ノ宮	21,540	61,380	104,540	南田辺・紀伊	23,430	66,740	126,470				
	茨木・灘	20,900	59,550	104,540	鶴ヶ丘・和歌山	25,930	73,900	126,720				
	茨木・摩耶	20,580	58,700	104,540	鶴ヶ丘・紀伊中ノ島	25,930	73,900	126,720				
	茨木・六甲道	20,280	57,820	104,540	鶴ヶ丘・六十谷	24,760	70,530	126,720				
	摂津富田・神戸	23,020	65,620	117,220	長居・和歌山	25,930	73,900	126,720				
	高槻・神戸	23,020	65,620	117,220	長居・紀伊中ノ島	25,600	72,940	126,720				
	高槻・元町	23,020	65,620	117,220	長居・六十谷	24,240	69,100	126,720				
	高槻・三ノ宮	23,020	65,620	117,220	我孫子町・和歌山	25,600	72,940	126,720				
	桂川・神戸	31,580	90,050	158,400	我孫子町・紀伊中ノ島	25,160	71,660	126,720				
	西大路・神戸	31,580	90,050	158,400	我孫子町・六十谷	23,860	68,050	126,720				
	西大路・元町	31,580	90,050	158,400	杉本町・和歌山	25,160	71,660	126,720				
	西大路・三ノ宮	31,580	90,050	158,400	杉本町・紀伊中ノ島	24,760	70,530	126,720				
	京都・神戸	31,580	90,050	158,400	杉本町・六十谷	23,430	66,740	126,470				
	京都・元町	31,580	90,050	158,400	浅香・和歌山	24,760	70,530	126,720				
	京都・三ノ宮	31,580	90,050	158,400	浅香・紀伊中ノ島	24,240	69,100	126,720				
	京都・灘	31,580	90,050	158,400	堺市・和歌山	24,240	69,100	126,720				
	京都・摩耶	31,580	90,050	158,400	堺市・紀伊中ノ島	23,860	68,050	126,720				
	京都・城陽	11,220	31,970	53,850	三国ヶ丘・和歌山	23,860	68,050	126,720				
	京都・JR小倉	8,900	25,390	42,770	百舌鳥・和歌山	23,430	66,740	126,470				
	京都・新田	8,900	25,390	42,770								
	京都・奈良	20,580	58,690	104,540								
	東福寺・JR小倉	8,900	25,390	42,770								
	東福寺・新田	8,900	25,390	42,770								
	東福寺・奈良	20,580	58,690	104,540								
	稲荷・新田	8,900	25,390	42,770								
	塚本・神戸	12,530	35,720	60,180								
	塚本・元町	12,530	35,720	60,180								
	塚本・三ノ宮	12,530	35,720	60,180								
	塚本・宝塚	10,230	29,170	49,100								
	尼崎・神戸	12,530	35,720	60,180								
	JR難波・奈良	16,840	47,970	80,780								
	JR難波・郡山	16,840	47,970	80,780								
	今宮・奈良	16,840	47,970	80,780								
	新今宮・奈良	16,840	47,970	80,780								
	東部市場前・奈良	14,520	41,380	69,690								
	東部市場前・郡山	14,520	41,380	69,690								
	平野・奈良	14,520	41,380	69,690								
	加美・奈良	14,520	41,380	69,690								

改正前

久宝寺・奈良	14,520	41,380	69,690
天王寺・奈良	14,520	41,380	69,690
天王寺・郡山	14,520	41,380	69,690
天王寺・和歌山	25,930	73,900	126,720
天王寺・紀伊中ノ島	25,930	73,900	126,720
天王寺・六十谷	25,930	73,900	126,720
天王寺・紀伊	24,760	70,530	126,720
美章園・和歌山	25,930	73,900	126,720
美章園・紀伊中ノ島	25,930	73,900	126,720
美章園・六十谷	25,600	72,940	126,720
美章園・紀伊	23,860	68,050	126,720
南田辺・和歌山	25,930	73,900	126,720

別表第2号レの2 削除

改正後

別表第2号レの2 【第99条】
東京附近等の特定区間における大人通学定期旅客運賃の特定額

(円)

区 間	1箇月	3箇月	6箇月
東 京・西船橋	7,040	20,100	38,060
上 野・成 田	13,180	37,550	71,160
上 野・下総松崎	13,180	37,550	71,160
上 野・安 食	13,180	37,550	71,160
上 野・小 林	12,630	36,010	68,250
鶯 谷・成 田	13,180	37,550	71,160
鶯 谷・下総松崎	13,180	37,550	71,160
鶯 谷・安 食	13,180	37,550	71,160
鶯 谷・小 林	12,330	35,150	66,600
日 暮 里・成 田	13,180	37,550	71,160
日 暮 里・下総松崎	13,180	37,550	71,160
日 暮 里・安 食	13,180	37,550	71,160
三 河 島・成 田	13,180	37,550	71,160
三 河 島・下総松崎	13,180	37,550	71,160
三 河 島・安 食	13,010	37,080	70,290
南 千 住・成 田	13,180	37,550	71,160
南 千 住・下総松崎	13,180	37,550	71,160
南 千 住・安 食	12,630	36,010	68,250
北 千 住・成 田	13,180	37,550	71,160
北 千 住・下総松崎	13,010	37,080	70,290
綾 瀬・成 田	13,180	37,550	71,160

(円)

区 間	1箇月	3箇月	6箇月
渋 谷・桜木町	7,800	22,260	42,160
渋 谷・横 浜	7,580	21,590	40,910
渋 谷・東神奈川	7,580	21,590	40,910
渋 谷・新子安	7,580	21,590	40,910
恵 比 寿・横 浜	7,580	21,590	40,910
恵 比 寿・東神奈川	7,580	21,590	40,910
目 黒・横 浜	7,580	21,590	40,910
新 橋・久里浜	13,150	37,480	71,020
新 橋・衣 笠	13,150	37,480	71,020
新 橋・横須賀	13,150	37,480	71,020
新 橋・田 浦	10,980	31,290	59,280
新 橋・東 逗 子	10,980	31,290	59,280
新 橋・逗 子	10,980	31,290	59,280
浜 松 町・久里浜	13,150	37,480	71,020
浜 松 町・衣 笠	13,150	37,480	71,020
浜 松 町・横須賀	10,820	30,820	58,390
浜 松 町・田 浦	10,820	30,820	58,390
浜 松 町・東 逗 子	10,820	30,820	58,390
浜 松 町・逗 子	10,820	30,820	58,390
田 町・久里浜	13,150	37,480	71,020
田 町・衣 笠	13,150	37,480	71,020

改正前

改正後

綾瀬・下総松崎	12,630	36,010	68,250
亀有・成田	13,180	37,550	71,160
金町・成田	12,820	36,560	69,270
新宿・高尾	7,650	21,820	41,320
新宿・西八王子	7,650	21,820	41,320
新宿・八王子	7,190	20,460	38,780
新宿・豊田	7,190	20,460	38,780
新宿・日野	7,190	20,460	38,780
新宿・拝島	7,800	22,260	42,160
新宿・昭島	7,800	22,260	42,160
新宿・中神	7,800	22,260	42,160
大久保・高尾	7,650	21,820	41,320
大久保・西八王子	7,650	21,820	41,320
大久保・八王子	7,190	20,460	38,780
大久保・豊田	7,190	20,460	38,780
大久保・拝島	7,800	22,260	42,160
大久保・昭島	7,800	22,260	42,160
東中野・高尾	7,650	21,820	41,320
東中野・西八王子	7,650	21,820	41,320
東中野・八王子	7,190	20,460	38,780
東中野・豊田	7,190	20,460	38,780
東中野・拝島	7,800	22,260	42,160
中野・高尾	7,650	21,820	41,320
中野・西八王子	7,650	21,820	41,320
中野・八王子	7,190	20,460	38,780
高円寺・高尾	7,650	21,820	41,320
高円寺・八王子	7,190	20,460	38,780
阿佐ヶ谷・高尾	7,650	21,820	41,320
阿佐ヶ谷・八王子	7,190	20,460	38,780
渋谷・吉祥寺	5,490	15,660	29,640

(円)

区間	1箇月	3箇月	6箇月
西大井・久里浜	13,150	37,480	71,020
西大井・衣笠	10,980	31,290	59,280
西大井・横須賀	10,820	30,820	58,390
西大井・田浦	10,820	30,820	58,390
西大井・逗子	9,880	28,150	53,360
西大井・横浜	6,040	17,200	32,590

田町・横須賀	10,820	30,820	58,390
田町・田浦	10,820	30,820	58,390
田町・東逗子	10,820	30,820	58,390
田町・逗子	10,820	30,820	58,390
鎌ヶ谷・久里浜	13,150	37,480	71,020
鎌ヶ谷・横須賀	10,820	30,820	58,390
鎌ヶ谷・田浦	10,820	30,820	58,390
鎌ヶ谷・東逗子	10,820	30,820	58,390
品川・久里浜	13,150	37,480	71,020
品川・衣笠	10,980	31,290	59,280
品川・横須賀	10,820	30,820	58,390
品川・田浦	10,820	30,820	58,390
品川・東逗子	10,820	30,820	58,390
品川・逗子	9,880	28,150	53,360
品川・横浜	6,040	17,200	32,590
品川・東神奈川	6,040	17,200	32,590
品川・新子安	6,040	17,200	32,590
大井町・久里浜	13,150	37,480	71,020
大井町・衣笠	10,980	31,290	59,280
大井町・横須賀	10,820	30,820	58,390
大井町・田浦	10,820	30,820	58,390
大井町・逗子	9,880	28,150	53,360
大井町・横浜	6,040	17,200	32,590
大井町・東神奈川	6,040	17,200	32,590
大井町・新子安	6,040	17,200	32,590
大森・衣笠	10,980	31,290	59,280
大森・横須賀	10,820	30,820	58,390
大森・横浜	6,040	17,200	32,590
大森・東神奈川	6,040	17,200	32,590
蒲田・衣笠	10,980	31,290	59,280

(円)

区間	1箇月	3箇月	6箇月
大阪・神戸	6,910	19,690	37,310
大阪・元町	6,910	19,690	37,310
大阪・三ノ宮	6,910	19,690	37,310
大阪・灘	6,910	19,690	37,310
大阪・摩耶	6,910	19,690	37,310
大阪・六甲道	6,910	19,690	37,310

改正前	改正後											
	西大井・東神奈川	6,040	17,200	32,590	大 阪・宝 塚	6,530	18,620	35,280				
	西大井・新子安	6,040	17,200	32,590	大 阪・中山寺	6,530	18,620	35,280				
	武蔵小杉・衣 笠	10,980	31,290	59,280	北新地・神 戸	6,910	19,690	37,310				
	横 浜・田 浦	7,800	22,260	42,160	北新地・元 町	6,910	19,690	37,310				
	横 浜・逗 子	6,520	18,590	35,210	北新地・三ノ宮	6,910	19,690	37,310				
	横 浜・鎌 倉	6,520	18,590	35,210	北新地・ 灘	6,910	19,690	37,310				
	保土ヶ谷・逗 子	6,520	18,590	35,210	北新地・摩 耶	6,910	19,690	37,310				
	名古屋・岡 崎	7,760	22,120	41,920	北新地・六甲道	6,910	19,690	37,310				
	名古屋・西岡崎	7,760	22,120	41,920	北新地・宝 塚	6,530	18,620	35,280				
	名古屋・安 城	6,920	19,730	37,370	北新地・中山寺	6,530	18,620	35,280				
	名古屋・三河安城	6,920	19,730	37,370	新福島・神 戸	6,910	19,690	37,310				
	名古屋・東刈谷	6,920	19,730	37,370	新福島・元 町	6,910	19,690	37,310				
	名古屋・野田新町	6,920	19,730	37,370	新福島・三ノ宮	6,910	19,690	37,310				
	名古屋・尾張一宮	6,530	18,610	35,240	新福島・ 灘	6,910	19,690	37,310				
	名古屋・岐 阜	7,770	22,160	41,980	新福島・摩 耶	6,910	19,690	37,310				
	名古屋・桑 名	6,470	18,430	34,890	新福島・六甲道	6,910	19,690	37,310				
	名古屋・朝 日	7,150	20,370	38,610	新福島・宝 塚	6,530	18,620	35,280				
	名古屋・富 田	7,150	20,370	38,610	新福島・中山寺	6,530	18,620	35,280				
	名古屋・富田浜	7,150	20,370	38,610	海老江・神 戸	6,910	19,690	37,310				
	名古屋・四日市	7,150	20,370	38,610	海老江・元 町	6,910	19,690	37,310				
	尾頭橋・岡 崎	7,760	22,120	41,920	海老江・三ノ宮	6,910	19,690	37,310				
	尾頭橋・安 城	6,920	19,730	37,370	海老江・ 灘	6,910	19,690	37,310				
	尾頭橋・三河安城	6,920	19,730	37,370	海老江・摩 耶	6,910	19,690	37,310				
	尾頭橋・東刈谷	6,920	19,730	37,370	海老江・宝 塚	6,530	18,620	35,280				
	尾頭橋・岐 阜	8,110	23,100	43,780	海老江・中山寺	6,530	18,620	35,280				
	金 山・岡 崎	7,760	22,120	41,920	御幣島・神 戸	6,910	19,690	37,310				
	金 山・安 城	6,920	19,730	37,370	御幣島・元 町	6,910	19,690	37,310				
	金 山・三河安城	6,920	19,730	37,370	御幣島・三ノ宮	6,910	19,690	37,310				
	金 山・名古屋	2,810	8,020	15,180	御幣島・宝 塚	6,530	18,620	35,280				
	金 山・尾張一宮	7,030	20,030	37,930	加 島・神 戸	6,910	19,690	37,310				
	金 山・岐 阜	8,110	23,100	43,780	加 島・元 町	6,910	19,690	37,310				
	熱 田・安 城	6,920	19,730	37,370	加 島・三ノ宮	6,910	19,690	37,310				
	枇杷島・岐 阜	7,050	20,110	38,070	新大阪・京 都	7,660	21,860	41,400				
	八 田・富 田	7,150	20,370	38,610	新大阪・西大路	7,660	21,860	41,400				
	八 田・富田浜	7,150	20,370	38,610	新大阪・高 槻	6,060	17,240	32,660				
	八 田・四日市	7,150	20,370	38,610	東淀川・京 都	7,660	21,860	41,400				
	春 田・富田浜	7,150	20,370	38,610	東淀川・西大路	7,660	21,860	41,400				
	春 田・四日市	7,150	20,370	38,610	東淀川・高 槻	6,060	17,240	32,660				
	蟹 江・四日市	7,150	20,370	38,610	吹 田・京 都	7,660	21,860	41,400				

改正前

改正後

大 阪・京 都	7,660	21,860	41,400
大 阪・西 大 路	7,660	21,860	41,400
大 阪・桂 川	7,660	21,860	41,400
大 阪・向 日 町	7,660	21,860	41,400
大 阪・高 槻	6,060	17,240	32,660
大 阪・摂津富田	6,060	17,240	32,660
大 阪・JR総持寺	6,060	17,240	32,660

吹 田・神 戸	9,470	27,000	51,160
岸 辺・神 戸	9,900	28,210	53,460
岸 辺・元 町	9,660	27,530	52,160
岸 辺・三ノ宮	9,470	27,000	51,160
千 里 丘・神 戸	9,900	28,210	53,460
千 里 丘・元 町	9,900	28,210	53,460
千 里 丘・三ノ宮	9,900	28,210	53,460

(円)

区 間	1 箇月	3 箇月	6 箇月
茨 木・神 戸	9,900	28,210	53,460
茨 木・元 町	9,900	28,210	53,460
茨 木・三ノ宮	9,900	28,210	53,460
茨 木・灘	9,900	28,210	53,460
茨 木・摩 耶	9,660	27,530	52,160
茨 木・六 甲 道	9,470	27,000	51,160
摂津富田・神 戸	11,000	31,360	59,400
高 槻・神 戸	11,000	31,360	59,400
高 槻・元 町	11,000	31,360	59,400
高 槻・三ノ宮	11,000	31,360	59,400
桂 川・神 戸	15,160	43,240	81,900
西 大 路・神 戸	15,160	43,240	81,900
西 大 路・元 町	15,160	43,240	81,900
西 大 路・三ノ宮	15,160	43,240	81,900
京 都・神 戸	15,160	43,240	81,900
京 都・元 町	15,160	43,240	81,900
京 都・三ノ宮	15,160	43,240	81,900
京 都・灘	15,160	43,240	81,900
京 都・摩 耶	15,160	43,240	81,900
京 都・城 陽	6,940	19,780	37,480
京 都・J R小倉	6,680	19,060	36,130
京 都・新 田	6,680	19,060	36,130
京 都・奈 良	9,650	27,530	52,150
東 福 寺・J R小倉	6,680	19,060	36,130
東 福 寺・新 田	6,680	19,060	36,130
東 福 寺・奈 良	9,650	27,530	52,150
稲 荷・新 田	6,680	19,060	36,130
塚 本・神 戸	6,910	19,690	37,310
塚 本・元 町	6,910	19,690	37,310

(円)

区 間	1 箇月	3 箇月	6 箇月
南 田 辺・紀伊中ノ島	12,410	35,350	67,010
南 田 辺・六 十 谷	12,410	35,350	67,010
南 田 辺・紀 伊	11,570	32,960	62,440
鶴 ヶ 丘・和 歌 山	12,410	35,350	67,010
鶴 ヶ 丘・紀伊中ノ島	12,410	35,350	67,010
鶴 ヶ 丘・六 十 谷	12,190	34,770	65,890
長 居・和 歌 山	12,410	35,350	67,010
長 居・紀伊中ノ島	12,410	35,350	67,010
長 居・六 十 谷	12,030	34,260	64,930
我孫子町・和 歌 山	12,410	35,350	67,010
我孫子町・紀伊中ノ島	12,410	35,350	67,010
我孫子町・六 十 谷	11,850	33,760	63,960
杉 本 町・和 歌 山	12,410	35,350	67,010
杉 本 町・紀伊中ノ島	12,190	34,770	65,890
杉 本 町・六 十 谷	11,570	32,960	62,440
浅 香・和 歌 山	12,190	34,770	65,890
浅 香・紀伊中ノ島	12,030	34,260	64,930
堺 市・和 歌 山	12,030	34,260	64,930
堺 市・紀伊中ノ島	11,850	33,760	63,960
三 國 ヶ 丘・和 歌 山	11,850	33,760	63,960
百 舌 島・和 歌 山	11,570	32,960	62,440

改正前	改正後			
(以下略)	塚本・三ノ宮	6,910	19,690	37,310
	塚本・宝塚	6,530	18,620	35,280
	尾崎・神戸	6,910	19,690	37,310
	JR難波・奈良	7,660	21,860	41,400
	JR難波・郡山	7,660	21,860	41,400
	今宮・奈良	7,660	21,860	41,400
	新今宮・奈良	7,660	21,860	41,400
	東部市場前・奈良	7,200	20,500	38,860
	東部市場前・郡山	7,200	20,500	38,860
	平野・奈良	7,200	20,500	38,860
	加美・奈良	7,200	20,500	38,860
	久宝寺・奈良	7,200	20,500	38,860
	天王寺・奈良	7,200	20,500	38,860
	天王寺・郡山	7,200	20,500	38,860
	天王寺・和歌山	12,410	35,350	67,010
	天王寺・紀伊中ノ島	12,410	35,350	67,010
	天王寺・六十谷	12,410	35,350	67,010
	天王寺・紀伊	12,190	34,770	65,890
	美章園・和歌山	12,410	35,350	67,010
	美章園・紀伊中ノ島	12,410	35,350	67,010
	美章園・六十谷	12,410	35,350	67,010
	美章園・紀伊	11,850	33,760	63,960
	南田辺・和歌山	12,410	35,350	67,010
(以下略)				